



スリランカ

報告書: 帰還者への待遇について

COI 局

2012 年 12 月

SECURING OUR BORDER CONTROLLING MIGRATION

目次

序文

1. 帰還者に対して行われた人権侵害と収容に関するレポート（2012 年 3 月～11 月）	1.01
ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）	1.01
フリーダム・フロム・トーチャー（Freedom from Torture）	1.04
タミルズ・アゲインスト・ジェノサイド（Tamils Against Genocide）	1.22
他の組織によるレポート	1.26
2. 亡命国からスリランカへ帰還したことにに関する統計	2.01
英国からの帰還	2.01
「移住者、亡命者、難民に関する政府間協議」（IGC）から戻ったメンバー国の主張	2.02
インドとオーストラリアからの帰還	2.06
3. コロンボの英国大使館が行ったアンケート	3.01
コロンボ国際空港に到着した帰還者に対する手続	3.01
帰還者の監視	3.05
帰還者の扱い	3.08
自主的、強制的に帰還した不認定庇護希望者	3.26
強制的な帰還	3.26
自主的帰還	3.27
帰還するスリランカ人に対する政府の見解	3.38
英国からのチャーター便	3.32
西アフリカから帰還したスリランカ人	3.43
4. 英国国境庁によって IGC を通して実施された帰還についての質問	4.01

附属書類

附属書類 B – コロンボの英国大使館からの文章

附属書類 C – 2012 年 2 月の IGC 調査

（附属書類 A は翻訳対象外のため割愛）

序文

i) 本 Country of Origin Information (COI) bulletin (以下「COI」広報) は、亡命・人権関連の認定プロセスに携わる職員が使用するため、英国国境庁 (UKBA: UK Border Agency) の COI サービスが作成したものである。本広報では、2 月と 2012 年 2 月～12 日 12 日までに報告されたレポートに関する情報が記載されている。本広報は、2012 年 12 月 20 日に発行されたものである。

ii) 本広報は、自主意思又は武力により英国や諸外国からスリランカに戻ったスリランカ国民の待遇に関する情報を記載している。本広報は全般的な人権状況における、拷問や虐待の発生を記している。2012 年 2 月までの帰還者への待遇を含む行動の自由に関する情報を把握するため、2012 年 3 月 7 日に発行されたスリランカ COI レポート (COI report on Sri Lanka, 7 March 2012) と併用して読むべきである。

iii) 本広報は、英国国境庁の意見や方針を一切含んでいない。国の政策的助言を必要とする当局者は、スリランカ業務運用指針及び・又は政策報告書を参照すべきである。

iv) 本広報は、様々な外部情報源による資料から編集されており、その多くが一般公開されている。レポート内の全ての情報は、大元の情報源に起因するものである。原資料に電子版がある場合は、リンクにアクセスした日付を含め、関連のリンク先を表記している。現在公開されていない資料は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR : Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) によって作成されたレポートを除き、本広報に添付されている。そのレポートの構成とフォーマットは添付されていない。これらは、COI サービスからの要請で利用できるが、当局者は情報源の資料を直接調べるようにと記されている。

v) 本広報の編集に当たり、異なる原資料から集められたことによって矛盾が生じているにも関わらず、その異なる原資料に記載されている情報間の矛盾を解消しようとする試みが一切行われていない。「原文ママ」(sic) という言葉は、本レポート内のみで使用されているが、引用したテキスト内のスペルミス、又は印刷上のエラーを示し、資料の内容に関するコメントを意味するものではない。

vi) 本広報の作成に当たり COI サービスは、上記で述べられている論題に関する編集を利用可能な原資料から正確かつ最新でバランスの取れた偏りのない物として提供できるよう作成している。本レポートに関するコメント、又は追加の原資料への問合せは、下記の COI サービスにて受け付けている。

出身国情報局

英国国境庁
Lunar House
40 Wellesley Road
Croydon, CR9 2BY
United Kingdom

電子メール : cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Webサイト : <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国情報に関する独立諮問グループ

vii) 各国情報に関する第三者諮問機関 (IAGCI) は2009 年 3 月、国境移民独立主席検査官 (IAGCI: Independent Chief Inspector of Borders and Immigration) に対し英国国境庁のCOI資料の内容に関する勧告を行う目的として、同検査官によって設立された。英国国境庁のCOIレポートやその他COI資料に

関する意見の問合せは、IAGCIが受け付けている。IAGCIの任務に関する情報は、独立主席検査官の下記ウェブサイト (<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>) で閲覧することができる。

viii) IAGCIは、その活動を通して、幾つかの英国国境庁のCOI文献の内容をレビューし、それら文献に係る提言を行うとともに、より一般的な提言を行う。IAGCI又は国情報に関する専門家パネル(2003年9月から2008年10月にかけて英国国境庁のCOI文献のモニタリングを行った独立機関)がレビューしたCOIレポート及びその他文献のリストは下記サイトにて入手可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

ix) 次の点に御注意願いたい。IAGCIは、英国国境庁の資料又は手続を承認する役割がないことに留意していただきたい。IAGCIが検査した資料の中に、非猶予不服申立て (NSA: Non-Suspensive Appeals) リストに指定された国又は提案候補国に関するものも含まれている。このような場合のIAGCIの任務は、特定の国をNSAリストに指定する決断、又は提案への承認ではあるが、NSAのプロセスそのものを承認することであると解釈すべきでない。

国情報に関する独立諮問グループの連絡先

(英国国境庁独立主任調査官

5th Floor, Globe House,

89 Eccleston Square,

London, SW1V 1PN

Eメール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

[目次に戻る](#)

1. 帰還者に対して行われた人権侵害と収容（2012 年 3 月～11 月）

(Reports of Detention and Human Rights Violations Committed Against Returnees (March-November 2012))

当局者は、2012 年 2 月までの帰還者の追放と送還、そして帰還者の扱いを含む解放運動に関する情報を 2012 年 3 月 7 日に発行されたスリランカ COI レポート ([COI report on Sri Lanka, 7 March 2012](#)) を参考に記した。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)

1.01 2012 年 5 月 29 日に発行されたプレスリリースで、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRM: Human Rights Watch) は次のように述べている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチによる調査は、英国やその他の国々から来た亡命に失敗したタミル人の中には、スリランカに帰還した際、独断的な逮捕や拷問にさらされていることを発見した。2 月に報告した帰還では、拷問された被追放者の 8 つのケースに加え、(ヒューマン・ライツ・ウォッチのプレスリリース内で言及されている、[2012 年 2 月 25 日に発行された'[UK: Halt Deportations of Tamils to Sri Lanka', 25 February 2012](#)])、ヒューマン・ライツ・ウォッチの記録によると、亡命に失敗したタミル人が様々な国々から帰還した際、政府の治安部隊により拷問にさらされているという実態は、5 つのケースがあり、直近は 2012 年 2 月である。)

「スリランカ治安部隊は、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam) と関わりがあると思われる人々に対し拷問をしてきたことをヒューマン・ライツ・ウォッチは言及した。それに伴った証拠は、外国で政治的活動が活発なタミル人が拷問や虐待にさらされていることを示しているが、ヒューマン・ライツ・ウォッチに最近報告された 5 つのケースのうち 4 つは、医療レポートにより裏付けされた。」

「2009 年 5 月にスリランカへ送還された亡命希望者のタミル人女性は、治安警察官に勾留並びに尋問及び性的虐待を含む拷問を受け、5 か月間部隊キャンプに投獄されたと述べた。」

「2 人の帰還したタミル人男性は、コロンボに到着した際、スリランカ当局から拷問されたことを述べた。1 人は何者かに、酷く殴られ、タバコや熱した鉄棒を当てられ火傷を負ったと述べた。¹² 人目は空港で勾留された後、軍隊犯罪捜査部の本部での自身の拷問についてヒューマン・ライツ・ウォッチに述べた。」

1.02 2012 年 9 月 12 日にヒューマン・ライツ・ウォッチにより発行されたプレスリリースでは次のように述べられている。「英国はタミル・イーラム解放の虎 (LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam) に実際に又は帰属の繋がりがある、又はスリランカ当局が反政府的としてみなす活動に従事しているタミル系住民がスリランカへの本国送還することを即座に停止すべきである」そして次のように言っている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチによる調査は次のことを明らかにした。英国や諸外国から亡

¹ Human Rights Watch, UK: Suspend Deportations of Tamils to Sri Lanka, 29 May 2012
<http://www.hrw.org/news/2012/05/29/uk-suspend-deportations-tamils-sri-lanka>
2012 年 10 月 23 日アクセス

命を拒否されたタミル人が、スリランカに到着した際、独断的な逮捕や拷問、又はその他虐待にさらされている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、[2012 年]8 月 1 日に英国移民大臣に送られた資料を今日発行した。この資料は、亡命に失敗したタミル人がスリランカに帰還した際に受けた拷問の疑惑、13 ケース ([Human Rights Watch document detailing 13 cases of alleged torture of failed Tamil asylum seekers](#))²について詳述している。これら全てのケースは、医療書類により裏付けされた。」

- 1.03 2012 年 9 月に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチのプレスリリースでは更に次のように述べられている。

「スリランカ治安部隊はタミル・イーラム解放の虎 (LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam) と関わりがあると思われる人々に対して拷問をしてきた。そして増加する証拠は、外国で政治的活動が活発なタミル人が拷問や虐待にさらされていることを示している。」

「2011 年 6 月 16 日、亡命を拒否され英国国境庁によりスリランカへ送還された 24 名のタミル人の一人で、ジャフナ (Jaffna) から来た 32 歳のあるタミル人男性のケースである。帰路、彼は、コロンボの空港の外で尋問され、その後スリランカ北部のオマンタイ (Omanthai) 検問所で逮捕された。治安部隊はそれからコロンボの警察本部に彼を強制的に連行した。彼はその警察本部からロンドンでの活動について尋問され、ひどい拷問と受けた。その際、彼は次のようにヒューマン・ライツ・ウォッチに述べた。電線でムチを打たれ、逆さまに吊され、砂が詰まったプラスチックのパイプで打たれ、自分には理解できない言語であるシンハラ語の供述書に署名することを強いられた。」

「英国で亡命を拒否されたタミル人女性が 2009 年にスリランカに帰還した別のケースがある。彼女は次のように述べた。治安警察官から勾留、尋問され、性的虐待を含む拷問を受けた後、5 か月間部隊キャンプに投獄された。彼女がヒューマン・ライツ・ウォッチに伝えたところによると、スリランカ当局は、彼女が英国でのタミル・イーラム解放の虎 (LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam) の資金調達の担当者であると非難し、公共のデモで彼女がスリランカ政府を非難する垂れ幕を持っているビデオクリップを彼女に見せた。」

「また、2005 年に英国に戻ったタミル人男性は、2008 年にスリランカから亡命する試みを再び行い、2010 年 10 月 1 日に国に帰還した。彼は、コロンボの犯罪捜査部の本部とその後の移動場所であるスリランカ北部にあるバブニヤの部隊キャンプでの拷問について、ヒューマン・ライツ・ウォッチに告げた。」³

拷問からの自由 (Freedom from Torture)

- 1.04 2012 年 5 月 31 日に発行されたプレスリリースで、フリーダム・フロム・トーチャー (FFT) は次のように述べている。

² Human Rights Watch, United Kingdom: Halt Deportation Flight to Sri Lanka, 15 September 2012 <http://www.hrw.org/news/2012/09/15/united-kingdom-halt-deportation-flight-sri-lanka>
2012 年 10 月 30 日アクセス

³ Human Rights Watch, United Kingdom: Halt Deportation Flight to Sri Lanka, 15 September 2012 <http://www.hrw.org/news/2012/09/15/united-kingdom-halt-deportation-flight-sri-lanka>
2012 年 10 月 30 日アクセス

「英国国境庁は、本日（5 月 31 日）スリランカへのチャーター便で、拒否された庇護希望者の大量送還を準備しているので、フリーダム・フロム・トーチャーは、去年英国から同じようなチャーター便で移送された後、拷問を受けたタミル人の生き残りの経験を記述した。帰還により、拷問に晒されている帰還者のより多くの証拠を背景に、フリーダム・フロム・トーチャーはタミル人の強制的な送還を中止するよう、英国政府に繰り返し要求した。」

「Suthan は、以前にタミル・イーラム解放の虎（LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam）と繋がりががあるため、犯罪捜査局に勾留、拷問され、命の危険を回避すべく 5 年前スリランカから英国へ逃げた。拷問の際、棒とナイフで殴られ、タバコで火傷させられていたことを裏付ける医学的証拠を持っていたにもかかわらず、彼の庇護申請は却下され、去年チャーター便で強制的に英国から移送させられた。」

「コロンボ空港に到着の際、Suthan は詳細に調べられ、タミル・イーラム解放の虎（LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam）との関係性について 1 時間尋問された。英国大使館の当局者の存在は、空港から出ることを許されたことを意味した。安全を求め、Suthan は別の街にいる身内の元へ訪れた。その期間中、当局は彼を探し、彼の自宅を搜索。身を潜めた数か月後、彼は最終的に自宅に戻るのが安全だと決断したが、検問所で逮捕されワゴン車に押し込まれた。」

「Suthan は勾留施設に連行され、外国に庇護を求めたことについて尋問を受けた。英国でタミル・イーラム解放の虎（LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam）に協力していたと非難された彼は、強制的に裸にさせられ、電線でムチを打たれ、木製の棒で足の裏を叩き潰され、タバコによる火傷を負い、ガソリンで満たされたバックの中に頭を沈められた。」

「賄賂で釈放を果たした後、Suthan は再び国から逃げ、今年の初旬に英国へ渡った。」⁴

1.05 同プレスリリースは、フリーダム・フロム・トーチャーの最高執行官の Keith Best が次のように述べたとして引用している。

「フリーダム・フロム・トーチャーの法医学資料は、国に帰還した個人、特に、タミル・イーラム解放の虎（LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam）と実際に、又は関係があると判断されるタミル人の継続的な危険を強調している。英国を含む諸外国からスリランカへ強制的に移送された個人を含む、最近拷問されたタミル人の庇護希望者に対する我々の尽力に、絶え間ない照会が続いている。」

「外務大臣 Alistair Burt は次のように述べた。議会で英国政府は疑惑を調査している。そして、英国政府は虐待された帰還者の調査結果を考慮し、英国の帰還政策を見直している。個人が英国へ再び逃げてきた際、英国移民判事（UK immigration judge）により認められた主張を含むスリランカへの移送の後、拷問の明らかな事実があった場合、どのような取調べが行われていたのかが提起される。」

⁴ Freedom from Torture, Sri Lankan asylum seeker describes his torture following forcible return from the UK, 31 May 2012

<http://www.freedomfromtorture.org/news-blogs/6348>

2012 年 10 月 30 日アクセス

「この状況は、十分に長く続いている。庇護申請を拒否されたタミル人の強制的な帰還は、英国政府が拷問者の手中にタミル人を送らないことが確実になるまで、中止にしなければならない。」⁵

- 1.06 2012 年 9 月 14 日に、フリーダム・フロム・トーチャーにより発行されたプレスリリースでは次のように述べられている。

「スリランカでの拷問の驚くべき証拠は、フリーダム・フロム・トーチャーによって今日発行された。それは、英国から国に帰還したタミル人の直面した危険を強調したものとなった。」

「最近の調査によると、2009 年 5 月の内戦の終結以来、英国から自主的に帰還した後にスリランカで拷問された 24 名に関連している大部分は、個人が、学生ビザで英国に滞在していたが、学業の途中で短期の訪問を意図して、つまり家庭の事情のためスリランカに帰還した。スリランカに戻った後、彼らはタミル・イーラム解放の虎 (LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam) と事実関係があると判断された。そして多くのケースでは、英国に滞在中の LTTE 支援疑惑、又は英国での LTTE 活動の知識でさえ、勾留や拷問の対象となった。帰還者は、熱された鉄の道具やタバコによる熱傷、塩化ビニールプラスチックパイプで殴られ、電線のムチに打たれ、水又はガソリンが入ったプラスチックバックを使用し部分的な窒息を含む様々な方法で拷問にさらされた。」⁶

- 1.07 2012 年 9 月 13 日に、英国から帰還した際に、拷問を受けたスリランカ系タミル人の概要を説明したフリーダム・フロム・トーチャーはその前書きで、次のように述べている。

「英国は内戦が終結してから間もなく、スリランカへの強制的な移送を提言した。この方針は、抑圧の文化やスリランカで実施され続けている刑事免責を考慮するとは大いに議論の余地がある。勾留中の拷問のレポートやその他深刻な人権侵害を引用し、外務英連邦省 (Foreign and Commonwealth Office) はその最新の人権民主主義レポートで、スリランカを「懸念される国」として特定した。」

「2012 年 2 月 25 日、フリーダム・フロム・トーチャーは、英国を含むスリランカへの強制帰還後、拷問を受けたタミル人についての情報をヒューマン・ライツ・ウオッチが公表し始めてから、スリランカへの強制的な移送の中止を要求した。以来、フリーダム・フロム・トーチャーは、英国からスリランカへ強制的に移送した後、危害を含む数々のケースに関与してきた。これらケースの 1 つが最近大きく報道され、別のケースは欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) で訴訟の対象となった。」

「紛争終結後の期間に自主的にスリランカに戻り、拷問を経験したスリランカ系タミル人はこ

⁵ Freedom from Torture, Sri Lankan asylum seeker describes his torture following forcible return from the UK, 31 May 2012

<http://www.freedomfromtorture.org/news-blogs/6348>

2012 年 10 月 30 日アクセス

⁶ Freedom from Torture, New Research Highlights Risk for Tamils Returning to Sri Lanka from UK, 14 September 2012

<http://www.freedomfromtorture.org/news-blogs/6659>

2012 年 10 月 30 日アクセス

の状況説明のケースにより、フリーダム・フロム・トーチャーの懸念を強調した。」

「これらケースを踏まえると、フリーダム・フロム・トーチャーは、英国によるスリランカへの移送方針は、欠陥のある危険な査定が基になっていると考えている。特に、この状況説明で調べられたケースは、過去に LTTE と実際に何らかの関係がある。又は、そのような関係があると判断されたが、スリランカから無事に脱出したスリランカ系タミル人が、帰還の際に、拷問の危険に直面していることを明らかにしている。このケースで、個人が過去にこの組織 (LTTE) により悪影響を受けていないかという事実は、今日の帰還の際の危険と必ずしも関係するとはいえないことを、はっきりと示している。これは、英国での居住と個人への拷問、非人間的、そしてスリランカでの待遇を下げる危険をもたらす LTTE と実際に何らかの関係がある、又はそのような関係があると判断される両方の組合せである。我々は英国政府に対し、この山のような証拠が適切に反映して、スリランカへ移送する英国国境庁の方針が変わることを要求すると同時に、スリランカへの強制的な移送を中止するように繰り返し要求している。」⁷

1.08 フリーダム・フロム・トーチャーの前書きでは更に次のように述べられている。

「ここ 1 年で、フリーダム・フロム・トーチャーは、我々の Medico-Legal Report (MLR) サービスによって、スリランカ人の拷問の法医学資料を突き止め、念入りに分析した。この研究の推進力は、2011 年 11 月に施行された拷問禁止条約 (UN Convention against Torture) に基づくスリランカが担う義務への順守に対する国連拷問禁止委員会 (UN Committee Against Torture) による調査だった。フリーダム・フロム・トーチャーは、2009 年 5 月の内戦終結後、スリランカで行われた拷問に関する 35 ケースの詳細な証拠を委員会に提出した。」

「フリーダム・フロム・トーチャーは、スリランカ系タミル人が学生ビザかその他ビザで合法に英国に滞在し、家庭の事情のためスリランカに訪問した後、拷問を受けていたことを初めて確認し、証拠を国連拷問禁止委員会 (UN Committee Against Torture) へ提出する準備をしている最中であつた。我々は、最新の情報を間近に迫った第 49 回の議会で、12 か月のスリランカ追跡調査のために委員会に提供する目的でスリランカの MLR を分析し続け、そしてこの分析結果に一致するケースの数が増えていることを指摘した。さらに、臨床治療サービス (clinical treatment services) のために我々の組織に照会されたスリランカ人の間で、同じような分析結果があると、フリーダム・フロム・トーチャーの臨床医は指摘した。」⁸

1.09 フリーダム・フロム・トーチャーの報告では、次のようにも述べられている。

「我々は紛争終結後の期間に、自主的にスリランカに英国から帰還した後、拷問を受けた 24 人のスリランカ系タミル人に関する次の 3 グループのケースの詳細な証拠をこの報告で発表した。」

- グループ 1：フリーダム・フロム・トーチャーが国連拷問禁止委員会に提出した最初の提出物、及びその提出部を基にした公的報告書「Out of the Silence – New Evidence

⁷ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)
2012 年 10 月 30 日アクセス

⁸ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)
2012 年 10 月 30 日アクセス

of Ongoing Torture in Sri Lanka 2009-2011」の中で、我々の MLR サービス経由で法廷向けに記載された 6 つのケース

- グループ 2：これら出版物以降、MLR サービス経由で法廷向けに記載された 6 つの追加ケース
- グループ 3：NHS やボランティア部門の保険社会医療専門家によって行われている臨床治療サービス（clinical treatment services）のため、フリーダム・フロム・トーチヤーに照会された 12 のケース

「英国から特定の国に帰還した後の拷問に関係のある照会率は、フリーダム・フロム・トーチヤーが 1985 年に設立されて以来、知っている限りは前代未聞である。」

「少なくとも 12 ケースの内の 10 ケースは、MLR サービスを経由して法廷向けに記載されている（グループ 1&2）、被害者は、英国での自身の活動やタミル人の活動について尋問されたと報告した。」⁹

1.10 FfT レポート “Out of the Silence” と FfT を含む 12 の非政府組織による提案物を含んだ 2011 年 11 月の国連拷問禁止委員会に関する追加情報は、2011 年 11 月 30 日付けの「[UKBA COI Service Bulletin: Recent Reports on Torture and Ill-Treatment](#)」を参照。¹⁰

1.11 上記の 1.09 項で言及されているグループ 1（6 ケース）に関し、フリーダム・フロム・トーチヤーは際立てて次のように意見を述べている。

「1 つのケースを除いた全ては、英国に来る前、近親者を通し又は独自にスリランカで LTTE と関係（現実的に、又はそのように認識されていた）を持っていた。他のケースは、内戦が終結して以来、スリランカ当局に狙われていた現役の野党政治家と近親者を通して関係を持っていた。これらの関連性は、勾留前の経歴の一部として個人により明確に確認され、又は、スリランカ当局によって尋問中に問われた特定の質問により推測され、MLR の臨床治療の調査官により記録された。」

「個人が英国へ来る前、この関連性が当局に把握されていたかどうかは確かではないが、6 つのケースの誰もが以前勾留されていないことが知られていた。」

「6 つのケース全てにおいて、個人が帰還してからの 1 か月以内、また一部の例では、数日以内に勾留されていた。彼らは、スリランカ警察や軍隊により逮捕され、そして自宅や検問所に捕らわれていた。6 つのケース関わった 2 人は、2 回勾留された；彼らはまず尋問され、虐待はされずに 2 日以内に釈放された。しかし、両方とも再び数か月間勾留され拷問された。6 つのケース全体の勾留の期間は、2 日から 3 か月に及び、4 つのケースは 1 か月未満の勾留だった。」¹¹

⁹ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)
2012 年 10 月 30 日アクセス

¹⁰ UKBA COI Service Bulletin: Recent Reports on Torture and Ill-Treatment, 30 November 2011. <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/Previous/bulletin-111111.pdf?view=Binary> 2012 年 10 月 30 日アクセス

¹¹ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

1.12 2012 年 9 月にフリーダム・フロム・トーチャーは次のように述べている。

「上記に記載されているように、スリランカで LTTE との関係について尋問されることに加え、6 つのケースのうち 5 つのケースは、特に英国での自身の活動や LTTE の知識や接触について拘留中に尋問されていた。個人は、以下のことについて尋問されている。」

- ロンドンでの LTTE との関係
- ロンドンでの支援者や LTTE メンバーの居場所
- LTTE の資金集め活動やその活動への関与又は、LTTE での他の様々な仕事
- ロンドンの反政府デモや反対運動；組織者はだれかやこのイベントの参加者¹²

1.13 拷問の発覚に関して、フリーダム・フロム・トーチャーは全ての拘留中に起きた拷問に巻き込まれた 6 つのケースについて述べた。「実行者は、制服を着ていない警備員、刑務所の看守、警察官、陸軍将校と確認された。全てのケースは、繰り返し拷問され、3 ケースは拘留中毎日続いた。拷問方法は次が含まれた。」鈍的外傷（セメントが詰まった塩化ビニールプラスチックパイプ、金属棒、木製の棍棒や棒、電線でムチのように打つことを含む）；鋭器損傷；タバコや熱せられた金属棒による熱傷、性的暴行（レイプを含む）；吊し、水やガソリンが入っているプラスチックバックを使った部分的な窒息。¹³

1.14 上記の 1.09 項で言及されたグループ 2（6 つケース）について、フリーダム・フロム・トーチャーは特に 次のように意見を述べている。

「このグループの全ての 6 つのケースは、英国に来る前に、近親者を通して、又は独自にスリランカで LTTE と関係（現実的に、又はそのように認識されていた）を持っていた。上記で述べた通り、これらの関連性は、勾留前の経歴の一部として個人により明確に確認され、又は、スリランカ当局によって尋問中に問いだされた特定の質問により推測され、Medico-Legal レポートの臨床治療の調査官により記録された。内戦による影響を大きく受けた場所に住んでいた 6 つのケースのうち 5 つのケースは、自主的又は強制的に現地調査に関連する様々な貢献を LTTE メンバーにしたと報告した。」

「3 つのケースでは、個人が英国へ来る前に、この関連性が当局により把握されていたかどうかは分かっていない。その他 3 つのケースはスリランカで以前勾留され拷問を受けていた。2 人は英国へ来る前そして 1 人は学生ビザで英国に住んでいる最中にスリランカを訪問している。」¹⁴

2012 年 10 月 30 日アクセス、p5

¹² Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p5

¹³ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 30 日アクセス、p6

¹⁴ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p9

1.15 勾留に関して、フリーダム・フロム・トーチャーは次のように述べている。

「6 つのケースの内 5 つのケースは、2011 年に勾留された。1 人は 2012 年に勾留。ある人は 1 週間の間に、異なる治安部隊により 2 回勾留され拷問された。」

「逮捕の場所は家族の自宅で、1 人は、召喚状が自宅住所に送られた後、地方の警察署に出頭したときに逮捕された。また別のある人は、自宅近くの道路で勾留された。1 人は到着時に空港で勾留された。殆どのケースでは、逮捕した当局は制服を着ていたが、2 つのケースでは、彼らは制服を着用しておらず、1 つのケースでは制服を着用していない職員と制服を着用していた職員で混ざったグループであった。ケースの半分は白色のワゴン車で勾留場所へ運ばれた。」

「異なるタイプの勾留所は次を含む：情報機関、軍隊施設、捕虜収容所、留置所、不明。指定された勾留所はコロomboの要塞、ジャフナ（Jaffna）軍隊の駐屯地、ボサ（Bossa）駐屯地、バブニヤ（Vavuniya）警察署、ネゴンボ（Negombo）警察署。」

「勾留の期間は、1 つのケースは 1 週間未満、3 つのケースは 1 か月未満、1 つのケースは 6 か月以上と報告された。5 つのケースでは、家族が当局者に賄賂を送ったときに、勾留から逃げ出したと個人は述べた。1 人は異なる方法で釈放された。」¹⁵

1.16 2012 年 9 月の報告で、フリーダム・フロム・トーチャーは、スリランカで「実際に又は LTTE と関係があると認識された」、そして英国で LTTE の知識があるか「実際に又は LTTE と関係があると認識された」人との尋問のパターンに関して述べている。

「彼らの間で、これら個人は特に次について尋問された。」

- ロンドンでの LTTE との関係
- 英国での LTTE メンバーと支援者；彼らの居場所と活動
- 英国での反スリランカ政府の「運動」への参加
- ロンドンの反政府デモや反対運動；「英雄休戦記念日（Heroes remembrance Days）」スリランカ政府やスリランカ大統領に反対するデモ
- ロンドンで LTTE のために資金を募る
- 英国で「LTTE を復興」する目的への参加

「個人は、写真を見せられ、自分又は他の人の身元を確認させられたと報告した。ある人はデモに参加している人の写真やビデオクリップを見せられ、シンハラ語で（理解できない言葉）、この人は彼であるといったうその「供述書」に署名することを強いられた。また、他の人は拷問のもと、白紙の書類として渡され、うその「供述書」に署名させられたと報告した。」¹⁶

1.17 拷問の発覚に関して、フリーダム・フロム・トーチャーは次のように述べている。

¹⁵ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p10

¹⁶ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p11

「全ての 6 つのケースは拘留中に拷問を受けた。実行者は警察官、情報部員と看守に加え制服を着ていない職員と確認された。全 6 人は、拘留中幾度も拷問された。」

「これら個人により明かされた特定の拷問方法は、“Out Of the Silence”で確認された様式に従っており、次が含まれる。」

- 全てのケースでは、鉄や固いプラスチックパイプで殴打を含む、鈍的外傷
- 6 つのケースのうち 5 つのケースは、熱された鉄製の物やタバコで熱する
- 4 つのケースは、性的暴力やレイプ
- 2 つのケースは、吊し

2 ケースでは、ガソリンが入ったプラスチックバックや水を使用して部分的窒息させる。¹⁷

1.18 上記の「グループ 3」（12 つのケース）に関する限り、FFT は次のように意見を述べている。

「珍しいプロファイリングケースとしては、英国に合法的に滞在していたが、内戦終結後短期間スリランカに自由意志で帰還した際に拷問された全てのスリランカ系タミル人であるが、Clinical Intake Panel にとってこれらケースをフリーダム・フロム・トーチャーの政策スタッフと研究スタッフに転送することへの懸念を生じさせた。」

「殆どのケース（12 のうち 10）は、スリランカに到着してから 1 か月以内に勾留された。何人かは、数日間勾留された。しかし、1 人は、到着の際に空港で拘束された。ある人は 6 か月後拘束された。そのため、勾留された年は、8 つのケースが 2011 年で、4 つのケースが 2012 年であった。」

「到着の際に空港で拘束されたケースを除いて、逮捕や拉致の場所は、自宅、検問所、自宅付近の道路、警察署の外が含まれた。5 つのケースは、彼らが逮捕されたとき、情報提供社により LTTE と関係を持っているとして特定された、と報告した。半分のケースは、彼らが LTTE と関係（実際に、又は認知された）を持ったと、フリーダム・フロム・トーチャーに照会をした人に開示され、その理由で勾留されたと彼らの見解を示した。勾留の推定される理由は、他の 6 つのケースには記録されていなかった。」

「12 ケースのうちほとんど(10)は、1 か月未満の勾留で、その長さは、2～20 日の範囲に及び、このグループは平均して 11 日勾留された。ある人は 3 か月間勾留され、1 人は 10 か月勾留された。8 つのケースは、彼らが拘束から脱出したと報告した。5 人は家族が当局に賄賂を渡したと言及した。あるケースは、状況を報告する条件で、保釈金を払って釈放され、当局に行った際、酷い扱いを受けた。」

「このグループの 2 つのケースは、次のように明確に彼らの照会元に報告した。何より、彼ら自身又は他のタミル人の英国での活動について尋問された；ある人はデモに参加していた、LTTE のために資金を調達していたと告発された。他の人は、英国で宣伝活動を行い、集会を開いているタミル社会の人について尋問された。残りのケースでは、個人が彼らの英国での活動又は他のタミル人の活動について尋問されたか分かっていない。」¹⁸

¹⁷ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p11

¹⁸ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012

1.19 このグループの拷問の発覚に関して、FFT は、明らかにされた特定の拷問方法は、次が含まれると述べている。「熱せられた鉄製の道具やタバコで熱する、鈍的外傷、殴る蹴る、吊し、水やガソリンで部分的窒息、レイプ、性的暴力」。¹⁹

1.20 FFT の 2012 年 9 月の報告の結論では、次のように述べられている。

「一緒に見たとき、英国から帰還したタミル人は、LTTE と現実に関係がある、又は関係があると認識され、スリランカで狙われ拷問された、これら 24 のケースは、内戦の終結にかぎらず、拷問は継続して続いていることを明らかにしている。さらに、(a) LTTE と現実に関係を持った又は関係があったと認識された理由で、悪い影響を受けなかった事実は、帰還の際の危険を査定することは、今日では決め手にならないこと、(b) 英国からの帰還は、歴史的又は現在のスリランカと英国両方の LTTE の活動についての機密情報を手に入れる目的として拘束するスリランカ当局の決定の要素であることを示している。以前又は現在 LTTE 結社（実際に、又は認知された）に入っている、英国に住むスリランカ系タミル人が、(i) 英国に滞在中政治的活動に従事していた又は、(ii) 英国での LTTE の活動について知っていると、疑われているので、スリランカ当局によって狙われていることに懸念を持っている。」²⁰

1.21 2012 年 9 月 19 日にフリーダム・フロム・トーチャーによって発行されたプレスリリースでは次のように述べられている。

「フリーダム・フロム・トーチャーは、英国から自由意志で帰還した後、スリランカで拷問された 24 人に関する新しい証拠と 8 月初旬から英国政府にこれら問題について通告した努力が提示された 昨日の禁止命令の手續に介入するための許可が認められた。最高裁判所は、禁止命令の目的で、入念にまとめられた詳細な調査を喜んで受け入れ、LTTE と「何らかの関係」を現実を持っている又は関係があると認識されているタミル人は、帰還時の際、拷問の危険があるという我々の「詳細」で「入念」な調査結果に納得しました。2 つ禁止命令は、これに基づき昨日認められました。」²¹

Tamils Against Genocide

1.22 2012 年 9 月 16 日の「Tamils Against Genocide report Returnees at Risk: Detention and Torture in Sri Lanka (TAG report)」では、(英国国境庁によるさらなる 11 名の亡命者へのイ

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p14

¹⁹ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p13-14

²⁰ Freedom from Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 13 September 2012

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/505321402.html> (via UNHCR Refworld)

2012 年 10 月 30 日アクセス、p15

²¹ Freedom from Torture, High Court Recognises Importance of Freedom from Torture Research as Tamils Face Removal from UK, 19 September 2012

<http://www.freedomfromtorture.org/news-blogs/6685>

2012 年 11 月 5 日アクセス

インタビューと 21 の Medico-legal レポートを含む他のデータセットにより補われた、27 名の最近の庇護希望者の懇願に対する決定の分析や収集物が基となっている)、次のように意見が述べられている。

「スリランカへの帰還者への拷問を取り巻く背景に関する我々の調査は、信頼できる二次情報源と我々のコンサルタントによるインタビューの一次データから集めている。我々は、2009 年以降、外国から帰還したタミル人の政治的抑圧に影響を及ぼす新しい要素が明らかになってきたことに注目している。」

「我々は英国又は他の「欧米」諸国での滞在期間が危険要素の原因であると考えている。」²²

1.23 また、TAG レポートでは次のように述べられている。

難民申請に成功した 26 のケースのうち、そのすべてがタミル民族によるもので、2010 年から 2011 年の間に自発的にスリランカへ帰還していた。これは明らかに、タミル人が英国からスリランカへ旅行をするのは安全であるとする英国側の主張を受けてのことであろう。上記のケースすべてにおいて、裁判所は、拘留中に極端な形の拷問を認めた。我々の手元には、抑留者が告訴されたり、賄賂の支払により釈放されたり、大半の者が空白の供述書又はシンハラ語で書かれた供述書に署名をした証拠はないものの、上記のようにして、彼らの拘留は正当化されたのであった。」

「40%に近い上訴人は、反スリランカのマスコミ報道を手伝い、反対運動のような外国での政治的活動に家族が時折参加した、また自身が参加した理由で、拷問のもと尋問された。尋問の詳細は、スリランカ政府は英国やどこかで行われている様々な法を順守する市民活動に関する情報を手に入れるために日々拷問をしていると示している。」

「21 の Medico Legal Report は、2010 年から 2012 年までの期間で報告している、10 レポートは、欧州から帰還後、勾留され拷問された主張者に関係している。一方 11 レポートは外国に旅行したことについては何も触れない主張者に関係している。10 名の帰還者のうち 9 名は自由意志で英国から帰還し、1 名は別の欧州の国から非自発的に帰還した。」

「欧州から帰還した 10 名のうち、欧州帰還者を含む 4 名は反政府運動について尋問されたと報告した。」

「我々は 2010 年から 2012 年の期間の計 48 帰還者に関する申立てを分析した。そのうち 26 名は英国裁判所に受け入れられた。3 組のデータ群の中で、自主的帰還の割合が高いことが注目できるものの、この点及びその他の点で、各データ群同士で矛盾点は見られない。自由意志による帰還の全ては、大部分は学生として合法的にスリランカを去った。彼らは帰還する前に庇護申請をすることによって考えられる危険性について十分に考慮していなかった。我々が辛うじて説明できるのは、自主的帰還者の大部分が、国外に住んでいた時期について、拷問があった

²² Tamil Against Genocide (TAG), Returnees at Risk: Detention and Torture in Sri Lanka, 16 September 2012, Executive summary, <http://www.tamilsagainstgenocide.org/Data/Docs/TAG-Report-16-Sep-2012-Returnees-at-Risk.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス

と主張している人々の一部だということである。我々は、これはスリランカ当局と対立利害を引き起こす新しい危険要素であると考えている。さらに、[原文ママ] 幾つかの外国での法的範囲内の活動（例えば、スリランカ政府の政治的批判）は対立利害を引き起こしている。]²³

1.24 TAG レポートでは更に次のように述べられている。

「コロンボの英国大使館は、強制的な帰還とチャーター便の到着を空港で監視しており、これは帰還者の安全を保証すると強く主張している。しかし、我々のデータは、自由意志による帰還者の 4 分の 1 以下は空港で拘束されたと主張したと示している。16 人中 9 人が、白色のワゴン車で捕らわれ、残りの者は検問所か、バス停や自宅などの公共の場で捕まったと報告している。圧倒的多数が空港を出て 1 か月以内に捕まっていた。11 のケースでは、2 週間以内に捕まったと報告がある一方、何のコメントもされていないケースもある。到着と逮捕とに関係があることが明らかである一方、帰還者が空港を去るのを待ってから、帰還者を拘束する慣行もある。そのため、空港で彼らに会うことにより、帰還者が安全に到着するのを監視しようとしても、効果がない。」²⁴

第 3 章：コロンボの英国大使館が行ったアンケートも参照。

1.25 TAG レポートでは続けて次のように述べられている。

「帰還時に尋問され、勾留され、拷問された標準年齢は、22～38 歳であった。[原文ママ]女性よりも若い男性に強く偏っている。この年齢幅は、内戦中に北部と東部での政治動員にさらされた者である。」

「決定が受け入れられた全てのケースは、英国で一時的又は学生ビザを持ったスリランカ市民であった。」

「全てのケースはタミル系住民に関係していた。」

「LTTE との現実又は認識された繋がり。外国で政治的抗議への参加は、危険要素率を上げている。」²⁵

²³ Tamil Against Genocide (TAG), Returnees at Risk: Detention and Torture in Sri Lanka, 16 September 2012, p4-5

<http://www.tamilsagainstgenocide.org/Data/Docs/TAG-Report-16-Sep-2012-Returnees-at-Risk.pdf>
2012 年 11 月 5 日アクセス

²⁴ Tamil Against Genocide (TAG), Returnees at Risk: Detention and Torture in Sri Lanka, 16 September 2012,

<http://www.tamilsagainstgenocide.org/Data/Docs/TAG-Report-16-Sep-2012-Returnees-at-Risk.pdf>
2012 年 11 月 5 日アクセス、p12

²⁵ Tamil Against Genocide (TAG), Returnees at Risk: Detention and Torture in Sri Lanka, 16 September 2012,

<http://www.tamilsagainstgenocide.org/Data/Docs/TAG-Report-16-Sep-2012-Returnees-at-Risk.pdf>
2012 年 11 月 5 日アクセス、p13-14

他の組織によるレポート

1.26 2012 年 4 月 28 日、タミルネット (TamilNet) は次のように報じている。

「28 歳のタミル人の男性は、最近英国から国外退去され、4 月 18 日にトリンコマリー (Trincomalee) で殺されて見つかったと、この地域の情報源は土曜日にタミルネットに伝えた。その間、コロンボの軍事施設と警察組織により着手された秩序だった搜索作業で、300 名のタミル人男性と女性が「逮捕」され、先週の土曜日[4 月 28 日]にウエリカンダ (Welikanda) とバブニヤ (Vavuuniyaa) 軍事収容所に送られた。被害者の中には、最近タミルナードゥ州 (Tamil Nadu) から帰還した人々もいた。彼らもまたウエリカンダ (Welikanda) とバブニヤ (Vavuuniyaa) に送られた。トリンコマリー (Trincomalee) は次のように伝えた。」

「Easwarathasan Ketheeswaran は、2010 年に強制的に英国から帰還させられ、トリンコマリー (Trincomalee) 市のパライヨツ (Paalayiottu) に一人で住んでいた。」

「4 月 18 日、彼は、彼の叔母を訪ねて、買物に出かけた。彼が戻ったとき、彼は報道によれば、怪しい人が徘徊しているので、外出しないように彼の親戚に言っていた。しかし、彼が家を出た後、殺されたと情報源は述べた。」

「一方先週、搜索作業をこの地域で行うためにコロンボから来た軍隊と警察部隊は、外国から最近国外退去された人々、タミルナードゥ州 (Tamil Nadu) からの帰還者の詳細、釈放された以前の LTTE メンバーの詳細のリストを持っていたと、情報源はさらに伝えた。」²⁶

1.27 しかし、2012 年 6 月 1 日、Daily Mirror (スリランカ) は次のように報じている。

「2 人の容疑者が、トリンコマリーの Eswareadasan Keniswaran of wairwan Kovil St. Palapettu の殺人で逮捕された。被害者は、身元不明の何者かにアイヤカルニ (Aiyakarni) で 2012 年 4 月 18 日にめった切りにされて殺された。」

「犯罪捜査局(CID)は、死の原因の調査を引き受け、パイロットと別の殺し屋を逮捕した。警察によると、パイロットは被害者の妻と不義の恋愛関係であった。パイロットは、その妻とともに、男を殺すために 1750 ポンドを殺し屋に支払った。」²⁷

1.28 2012 年 6 月 5 日、ザ・ガーディアンは次のように報じた。

「2 週間続いた過酷で厳しい試練の後、傷後を残し自殺願望に陥った被害者証言によると、英国政府はスリランカで拷問される庇護希望者を強制的に国外退去させている。」

「被害者がザ・ガーディアンに伝えたところによると、彼は去年英国から国外退去された後、

²⁶ TamilNet, UK deportee killed while Tamil Nadu returnees arrested in Trincomalee, 28 April 2012, <http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=35136> 2012 年 11 月 20 日アクセス

²⁷ Daily Mirror (Sri Lanka), Trincomalee murder over illicit love affair, 1 June 2012, <http://www.dailymirror.lk/news/19215-trincomalee-murder-over-illicit-love-affair.html> 2012 年 11 月 20 日アクセス

17 日間にわたり拷問された。彼を拷問した者は、彼が、州職員の手によるむち打ちの刑とその他の人権侵害についての情報を、2 国間の外交上の関係を壊すために英国職員に渡したことを責めた。」

「詳細にわたるインタビューによると、反政府側のタミル・イーラム解放の虎の情報部の旧メンバーの一人は、2011 年 6 月、内務省によって自分と 24 名の庇護希望者が国外追放となった後に拷問を受けたと言う。」

「被害者は、スリランカ当局による報復を恐れ、Hari としてのみ身元を特定させて、通訳を介して話している。彼が国外退去されてから 6 か月後、警備員が彼を逮捕して、棒で殴打し、石油が入ったプラスチックバックを彼の顔に被せ、ナイロン製のロープで足から吊した。Hari の背中には、多種多様な傷後が残り、ザ・ガーディアンは彼の主張を裏付ける医療レポートを見つけた。」²⁸

1.29 ザ・ガーディアンの記事は更に次のように述べている。

「先週、英国政府は 英国と欧州の帰還者が拷問された山のような証拠があるのにもかかわらず、移送を中止するための人権機関からの懇願を無視して、強制的に何人かのスリランカ人を国外退去させた。」

「劇的な事件の展開で、最高裁判所上級判事は、飛行機が滑走路で待機していた際、先週 40 名の国外退去を中止した。」

「帰還者たちが到着の際に拷問を受けた証拠をヒューマン・ライツ・ウォッチから引き出した結果、刑執行が土壇場で延期となった。裁判官 Eady がまとめ、Channel 4 News が報道した「2012 年 5 月 29 日日付のヒューマン・ライツ・ウォッチレポートは、虐待の危険に関する新しい証拠があるかもしれないと示唆している。」²⁸

1.30 2012 年 9 月 19 日、インディペンデント紙は次のように報じている。

「庇護申請に失敗した 24 名のスリランカ人は、上級判事が彼らの帰還時に拷問がある危険があると認めた後、論争を巻き起こしている国外退去のフライトから、今日ぎりぎり外された。」

「人権グループ、弁護士、インディペンデント紙を含む報道機関は、拷問はスリランカでは当たり前で、そして英国から帰還したタミル民族の移住者は、タミル・イーラム解放の虎と実際に関係がある、又は関係があると認識されているので、特に危険であると示している事件記録の証拠を文章で全て記録している。」

「少なくとも 37 ケースが、英国や欧州からスリランカへ帰還した人々が拷問されているここ 2 年で、特定された。」

²⁸ Tamils deported to Sri Lanka from Britain being tortured, victim claims, 5 June 2012
<http://www.guardian.co.uk/uk/2012/jun/05/tamils-deported-sri-lanka-torture> 2012 年 11 月 5 日アクセス

「判事の Wilkie は、全てのタミル人乗客を送還する命令を却下して、庇護申請に失敗した中で、スリランカ政府からタミル・イーラム解放の虎と実際に又は関係があると認識されていることから、疑惑の危険にさらされた人、又は以前拷問された人は、国外退去されるべきではないと裁定した。」²⁹

1.31 2012 年 9 月 20 日、BBC ニュースは次のように報じている。

「英国から国外退去された 25 名のスリランカ人の団体は、彼らの中のタミル人は拷問されるかもしれない警告のさなかに、スリランカに到着した。」

「人権団体は前のケースで次のように述べている。タミル人の帰還者は、帰還後しばらくしてから逮捕され、あるケースでは拷問されている。スリランカ政府はこれを拒否している。スリランカと英国は、帰還された人は虐待の危険にさらされていないと主張している。」

「IOM[国際移住機関 (International Organization for Migration)] は、国外退去手続に関与はしていないものの、帰還者が彼らの家族と再会するために金銭的に援助を提供すると述べている。」

「大統領の相談役の Rajiva Wijesinha は、水曜日に次のように述べた、英国は、帰還者は拷問されないことを確証していた。国外退去されたほとんどの人は、よりよい生活を求めて外国に移住する人であった。」

「スリランカ系タミル人は、分離主義者のタミル・イーラム解放の虎の、高いレベルの活動家でない限り、スリランカに帰還した際に狙われる可能性は低いと、英国は述べている。」

「しかし、フリーダム・フロム・トーチャーやヒューマン・ライツ・ウォッチのような人権団体は、タミル人の人々はタミル・イーラム解放の虎と実際に関係がある又は関係があると認識されている人々は、帰還した際は危険であると、議論している。」

「英国で、2 回目の庇護申請中である男性は、帰還した際、彼はスリランカ警察から殴られ、睡眠を奪われ、ポリエチレンやガソリンでほとんど窒息させられたと、水曜日に BBC に語った。」

30

第 4 項の英国からのチャーター便 (Charter flights from the UK) を参照。

1.32 レポート「自由裁量が勝つとき—スリランカにおける拷問事象に関する研究 (When arbitrariness prevails – A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka)」は、アジア法律資源センター (Asian Legal Resource Centre) との協力で ACAT フランスによって、2012 年 6 月に作成され、その概要で次のように述べている。

²⁹ Sri Lankan asylum seekers removed from deportation flight at last minute after judge accepts there is risk of torture, 19 September 2012
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/britain-is-returning-tamil-refugees-to-be-tortured-in-sri-lanka-8153361.html> 2012 年 11 月 5 日

³⁰ BBC News, Deported Sri Lankans arrive home from UK amid torture fears, 20 September 2012, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-19650640> 2012 年 11 月 5 日アクセス

「政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）の戦争が終結してから 3 年後、ACAT・フランスはアジア法律資源センターと協力して、巻き込まれた被害者、人権提唱者、弁護士、医者人の証言を使って、スリランカでの拷問事件の概要を提供することを望んでいた。調査結果は、非常にショックで悲しいことであった。拷問や虐待は、習慣的に繰り返されて、毎日行なわれ、地域特有になっている。拷問が罪に問われないことは一般的になっている。」

「拷問は、国の至る所で情報を聞き出し、犯罪事件を処理するためにうその供述書を得る、又はお金を脅し取るために、治安部隊によって行われている。さらに、LTTE と関係も持ったと疑われている人の状況が心配である。彼らは、逮捕され、勾留され、ときには無制限の期間、弁護士や家族と接触させなかった。残忍で蔑んだ扱いは牢獄では頻繁で、勾留の管理機能を果たしているように思える。」

「政府は国際社会に、拷問に関して不寛容の政策を実行に移していると言い続けているが、これら主張は中身の無い殻であることを認識しなければならない。これら慣習を撲滅する政治的意思が全く欠如している。1994 年の反拷問法は、実質的ではなく、正当性がない政権によって置き換えられた。この政権は、武力による自白、勾留、治安部隊の刑事免責を促した。」³¹

1.33 ACAT レポートは次のように述べている。

「NGO によって記録された何千もの拷問の事件が司法制度に提出されているのにも関わらず、反拷問法が 18 年前に施行されて以降、司法は拷問に関して 4 つの判決を下すだけだった。裁判官は政治的権力に捕らわれて腐敗している。刑事免責と戦う全ての試みは妨害されている。拷問の疑いがあっても調査は何もない。裁判所は、ほとんどの場合、独立した司法的統制をモはや行使していない。そして、法務長官は、刑事事件を妨害し、拷問により申立てを起こされている州警察を守っている。」

「被害者と目撃者は脅迫と報復にさらされている。何人かは殺され、さらわれた後失踪した。2012 年 2 月、男性は、ライフルで装備した男により、白昼妻と子供の前でさらわれた。彼は、28 か月の恣意的な拘束と拷問の後、最高裁判所に不平を申し立てていた。彼は、警察官を巻き込んで 2 日後に法廷で証言するつもりだった。彼は、それ以来目撃されていない。この背景に対して、多くの人々は不平を言うことは危険で、無意味であると考え、黙秘することを望んでいる。」

「多くの地方の NGO は、法的、精神的な援助を必要とする人に提供するイニシアチブを産み出している。拷問の被害者を社会復帰させる公衆衛生政策がない状態の中、彼らは限られた方法で、克服しようとしている。しかし、地方の NGO にとって国に人権を促進させることは容易ではない。あえて州警察による犯罪や機関の怠慢を批判するため、彼らは政府代表者から裏切り者や敵と非難される。」

³¹ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012

<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf>

2012 年 11 月 5 日アクセス、p3

「法規の崩壊や正当性の拒否は、ただ拷問や州警察による違法行動の継続を助長させる。」³²

1.34 ACAT レポートの被害者に関して、意見を次のように述べている。

「拷問は、社会的地位、職業、民族、年齢、や宗教が何であれ、誰でも影響させる。ビジネスマン、弁護士や軍人は拷問の被害者になることができる。しかし、非常に多くの拷問のケースでは、政治的又は経済的影響がないことや不正行為や権力の乱用に対して戦うことができないため、局員の権力をより受けやすい貧しい素性の人々が影響を受ける。」

「拷問された被害者は主に男性である。また、恐らくそれほどにはないにせよ、女性も被害者である。しかし、彼らの報告をあつめることが難しい。彼らは特に性的暴力にさらされて、彼らの家族や社会によって受け入れられなく、2 度も被害者になる危険があるので、証言し告訴することを恐れている。拷問は子供にもまた容赦しなかった。」

「拷問の事件は、タミル人と同じ程度にシンハラ族の団体にも影響している。さらに、紛争が終結したのにも関わらず、予測できない人数のタミル人は、拷問にさらされる危険が高まる中、秘密の勾留所で数年過ごした。彼らは、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) に加入している疑惑で、紛争中や終わった後に逮捕され、その後数年間勾留されていた。解放された人は、拷問の行為を証言した。」³³

1.35 ACAT レポートは次のように述べている。

「2011 年、2012 年に国に戻っていたタミル系スリランカ人は、庇護の要請が却下された後、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) とつながりがあると見なされていることを打ち明けるために。スリランカに戻った際に拷問されて虐待にさらされていたと述べた。英国から戻り 2011 年 12 月 29 日に逮捕されたタミル人は、尋問中に軍人により殴られ、タバコで焼かれたと主張した。申立てによると、彼の頭は灯油に入れられた。また、彼は足から吊され、どうやらバケツ一杯の水に頭を入れられたようであった。申立てによると、胡椒が彼の頭と胸につけられた。これらの方法は、LTTE のメンバーであることを白状させることが狙いであった。」³⁴

1.36 この特有のケースに関して、ACAT レポートは次のように述べている。

「このケースと他のケースは、2012 年 2 月 25 日のヒューマン・ライツ・ウォッチの公式発表において詳細に報じられていた。[第 1.01 項、[ヒューマン・ライツ・ウォッチ](http://www.hrw.org/report/2012/02/25/sri-lanka-torture)を参照ください]。

³² ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p3

³³ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p17

³⁴ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p17

スリランカへタミル人を国外退去することを中止。外国人の権利を専門とする英国弁護士団体は、庇護を要請して、英国により却下され、2012 年 2 月 21 日に移送されたタミル人が、申立てによるとスリランカに到着した際に、拷問されたことを明らかにした。尋問中、彼は警官により激しく殴られた。」³⁵

- 1.37 2011 年 12 月にスリランカに戻った人が述べた拷問の種類に関して、ACAT レポートは次のように付け加えている。[Immigration and Refugee Board \(IRB\) of Canada \(2011 年 8 月 22 日発行\)](#) の記録は、このような種類の情報を裏付けて、LTTE と関係持った疑惑により空港で拘束された人々の拷問と虐待を報告している。」³⁶
- 1.38 2011 年 8 月の IRB の返答は、2012 年 3 月 7 日に発行されたスリランカ COI レポート ([Country of Origin Information Report](#)) に言及されている。これは、この広報と一緒に読むべきである。³⁷
- 1.39 上記で述べられたケース以外に、ACAT レポートは帰還者に関する拷問や虐待の疑惑に対するその他参考資料が含まれていない。しかし、利用者はレポートの中で取り上げられている特別な問題や内容を完全に理解するために、このレポート「[When arbitrariness prevails – A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka](#)」を読むべきである。³⁸特に次の問題に関する情報を含んでいる。拷問の慣習の分析、拷問と虐待の責任を負う機関、有事規制の影響、テロ防止法、告訴や調査機関の無効力。
- 1.40 さらに、帰還者に関する拷問や虐待の疑惑に対する参考資料が含まれていないが、「違法の勾留体制」、「独断的な勾留のパターン」、テロ防止法 (Prevention of Terrorism Act (PTA)、有事規制を大局的な視点から見ているため、当局者は、2012 年 3 月 13 日に発行されたアムネスティ・インターナショナルレポート、幽閉:スリランカの安全保障拘留者 (Locked away: Sri Lanka's security detainees) を参照するように知られている。

「スリランカ機関は、最小限の護衛なしで、容疑者を逮捕し勾留し続けている。スリランカの法律は警察が独房から囚人を解放して、調査の目的のために場所から場所へ移動することを許可している。この履行は、拷問や施設内での殺害の一因となった。拘留者は、個人宅、学校、

³⁵ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p17, 脚注 25

³⁶ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p17

³⁷ Country of Origin Information (COI) Service, UK Border Agency
Country of Origin Information (COI) Report, Sri Lanka, 7 March 2012
<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/report-070312.pdf?view=Binary> 2012 年 11 月 5 日アクセス、p209-214

³⁸ ACAT-France, in collaboration with the Asian Legal Resource Centre, When arbitrariness prevails - A Study of the phenomenon of torture in Sri Lanka, June 2012
<http://www.acatfrance.fr/medias/files/actualite/R-Sri-Lanka-EN-web.pdf> 2012 年 11 月 5 日アクセス

管理棟、倉庫のような非公式な勾留場所に隔離され拷問された。これら独断的な勾留の履行により、失踪や司法官管轄街での処刑がスリランカの一部で続いている。紛争の中、スリランカで確立された刑事免責の文化は、法の支配をねじ曲げ、裁判の条項を妨害し続けている。」³⁹

- 1.41 2012 年 3 月に発行され、2011 年の出来事を取り上げている「人権及び民主主義：2011 年外務連邦省（2011 Foreign and Commonwealth Office）レポート」は、次のように意見を述べている、「虐待された移住者や難民が帰還する疑惑があるとメディアで報じられている。英国からの帰還者に関するこれらの疑惑は、大使館により調査されたが、実証するための証拠が見つからなかった。帰還者は、援助が必要な際は、大使館に連絡するように促された。」⁴⁰

- 1.42 外務連邦省の「人権及び民主主義 – 四半期更新：スリランカ」は、2012 年 9 月 30 日に更新され、次のように述べている。

「アジア人権委員会（Asian Human Rights Commission）は、この 3 か月間で、1 人の死亡と致命傷を含む 7 つの拷問の出来事を報告した。6 月、抗議行動を行っていた前タミル・イーラム解放の虎でテロ防止法により拘束されていた囚人たちにより人質となった刑務所職員を救助するために行われた軍と警察による合同作戦は、囚人 3 名が重傷を負う結果となった。怪我をした 2 名は、7 月と 8 月に死亡した。残った 3 人目は、9 月[2012 年]に昏睡状態に陥った。市民社会とタミル政党は、軍事力を行使すると主張している。英国を拠点とする NGO、フリーダム・フロム・トーチアー、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、最近発行したレポートの中で、英国からスリランカに戻ったタミル人の虐待を主張している。庇護申請の全ケースは、個人のメリットにより検証されているが、英国裁判所の判決は、タミル人は英国から帰還した際に虐待の危険があるという見方を支持してない。」⁴¹

- 1.43 2012 年 4 月に実施されたスリランカへの視察調査団（fact-finding mission）に関する、ランドインフォレポートの概要（現在のところ、ノルウェー版だけ発行された；英訳はそのうち利用できる）は次のように意見を述べている。

「国内避難民（IDP: Internal Displaced Persons）の殆どは、収容所を出て、刑務所の囚人は釈放された。彼らは出生地（ワンニやジャフナ）に戻ったが、深刻な安全や人権関連の問題にはなっていない。ワンニに定住した元 LTTE（社会復帰しようとしている人）は、厳しい安全監視のもと、行動が制限されているが、相対的に何人かは、再逮捕されている。」

「女性の帰還者（IDP）や社会復帰しようとしている女性は、被害を受けやすく、再定住に関して社会、教育、生活の苦勞に直面している。ワンニ地域では、警備員による地元女性の性的虐待

³⁹ Amnesty International, Sri Lanka: Locked away: Sri Lanka's security detainees, 13 March 2012 <http://www.unhcr.org/refworld/pd/fid/4f5f4c3a2.pdf> (via UNHCR Refworld) , 2012 年 11 月 5 日アクセス

⁴⁰ Human Rights and Democracy: the 2011 Foreign & Commonwealth Office Report <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/> March 2012, 2012 年 11 月 20 日アクセス

⁴¹ FCO, Human Rights and Democracy - Quarterly Updates: Sri Lanka, 30 September 2012 <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/quarterly-updates-sri-lanka/> 2012 年 11 月 20 日アクセス

待について記録されたケースはそこまで多くない。報告されたケースは、女性への暴力や性的虐待は、北部地方の警備員の存在と関係する問題と同じくらい家族や地域に問題があるとしている。」

「ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW: Human Rights Watch）は、スリランカへ帰還した際に、拷問された英国のタミル人についてレポートを発行した。ランドインフォは、2012 年 4 月のスリランカの情報を受け取っていない。この情報は、スリランカに戻ったタミル人が安全体制や身体的虐待の危険にさらされていることを示している。」⁴²

[目次に戻る](#)

2. 庇護国からスリランカへ帰還したことに係る統計

英国からの帰還

2.01 内務省により公表されたデータ、調査統計表：移住者と亡命者、2011 年 10 月から 12 月までの移民統計：送還と自主的な退避データ表、2011 年 10 月から 12 月までの移民統計：目的国やタイプ毎の送還と自主的な退避、2012 年 2 月 23 日に更新され 2009 年、2010 年、2011 年のデータを提供、2012 年 7 月から 9 月までの移民統計：送還と自主的な出国データ表、2012 年 11 月 29 日に公表された 2012 年 7 月から 9 月までの移民統計表第 3 巻：送還と自主的な退避、2009 年から 2012 年の間に、スリランカへ帰還した亡命者と亡命者以外の人について、次の分析結果を示している。

表 1：亡命者帰還 - 自主的&強制的（2009～2012 年 9 月）

年	亡命したケース： 強制送還及び 通告のあった 自主的な出国	亡命したケース： 自主帰還		亡命したケース： その他の理由による 自主的な出国		帰還した亡命者の総数 （強制的、自主的）
2009	107	89		12		208
2010	117	118		12		247
2011	306	102		5		413
2012 (Q.	227	108		2		337

⁴² LandInfo, Temanotat Sri Lanka: Menneskerettigheter og sikkerhetsrelaterte forhold for tamilbefolkningen i Colombo og Nordprovinsen, 7 Desember 2012, p.3
http://landinfo.no/asset/2224/1/2224_1.pdf 2012 年 12 月 12 日アクセス。ノルウェー本文の英語翻訳は原稿執筆時点ではまだ利用できないが、そのうち次のリンクから利用可能になる
<http://landinfo.no/id/2224.0>

1-3)				
合計	757	417	31	1205

43 44

表 2：非亡命者の帰還 - 自主的と強制的（2009～2012 年 9 月）

年	非亡命者のケース：強制的な送還と通告された自主的な出国	非亡命者のケース：援助による自主帰還	非亡命者のケース：その他の理由による亡命者の自主的な出国	帰還した非亡命者の総数（強制的、自主的）
2009	90	41	94	296 ⁴⁵
2010	93	49	151	361 ⁴⁶
2011	170	41	211	452 ⁴⁷
2012 (Q. 1-3)	139	32	180	379 ⁴⁸
合計	492	163	636	1488

49 50

⁴³ Home Office, Migration and Asylum – research statistics tables, Removals and voluntary departures by country of destination and type (table rv.06, filtering Sri Lanka), updated 23 February 2012,
<http://www.homeoffice.gov.uk/publications/science-research-statistics/research-statistics/immigration-asylum-research/immigration-tabs-q4-2011/removals-q4-2011-tabs>,
 2012 年 11 月 26 日アクセス

⁴⁴ Home Office, Migration and Asylum – research statistics tables, Removals and voluntary departures by country of destination and type (table rv.06.q, filtering Sri Lanka), updated 29 November 2012
<http://www.homeoffice.gov.uk/publications/science-research-statistics/research-statistics/immigration-asylum-research/immigration-tabs-q3-2012/removals3-q3-2012-tabs?view=Binary>
 2012 年 12 月 5 日アクセス

⁴⁵ Also included 71 ‘Non-asylum cases: Refused entry at port and subsequently removed’

⁴⁶ Also included 68 ‘Non-asylum cases: Refused entry at port and subsequently removed’

⁴⁷ Also included 30 ‘Non-asylum cases: Refused entry at port and subsequently removed’

⁴⁸ Also included 28 ‘Non-asylum cases: Refused entry at port and subsequently removed’

⁴⁹ Home Office, Migration and Asylum – research statistics tables, Removals and voluntary departures by country of destination and type (table rv.06, filtering Sri Lanka), updated 23 February 2012,
<http://www.homeoffice.gov.uk/publications/science-research-statistics/research-statistics/immigration-asylum-research/immigration-tabs-q4-2011/removals-q4-2011-tabs>,
 2012 年 11 月 26 日アクセス

⁵⁰ Home Office, Migration and Asylum – research statistics tables, Removals and voluntary departures by country of destination and type (table rv.06.q, filtering Sri Lanka), updated 29 November 2012
<http://www.homeoffice.gov.uk/publications/science-research-statistics/research-statistics/immigration-asylum-research/immigration-tabs-q3-2012/removals3-q3-2012->

表 3：亡命者と非亡命者の帰還の複合表：自主的と強制的（表 1 の帰還した亡命者の合計人数（強制的と自主的）の列と表 2 の非亡命者ケースの総数の列を合わせる）

年	帰還した亡命者の 総数（強制的と自主 的）	帰還した非亡命者 の総数（強制的と自 主的）	亡命者と非亡命者 の総数
2009	208	296	504
2010	247	361	608
2011	413	452	865
2012 (Q. 1-3)	337	379	717
合計	1205	1488	2693*

*総数は、通関の手続で断られ、去った個人の 197 個のケースを含んでいる。

また、第 3 章のサブセクション [自主的、強制的に帰還した不認定庇護希望者](#)（スイスとオーストラリアのデータ）も参照。

「移住者、亡命者、難民に関する政府間協議」（IGC）から戻ったメンバー国の主張

2.02 2012 年 2 月、移住者、亡命者、難民（IGC）に関する政府間協議は、英国国境庁に代わりとして、参加している国々に対して、スリランカに関する亡命申請書、亡命方針、亡命からの帰還者について調査を実施した。調査は、特に自主的そして強制帰還と関係のあるデータについての質問をした。IGC 調査の全ての内容は、Annex C で参照できる。この IGC は、国際的な移住の流れに関する政府間の情報交換そして政策協議のための、非公式の非政策決定フォーラムである。この IGC に、17 の参加国、国連難民高等弁務官（the United Nations High Commissioner for Refugees）、国際移住機関（International Organization for Migration）、欧州委員会（European Commission）が参加している。参加国は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ。⁵¹

2.03 この IGC 調査で、次の質問をした。「庇護申請を却下（失敗した）された人に対して、スリランカへの帰還を強要していますか？もしそうであるならば、2010 年と 2011 年で、できれば月毎のデータを提供していただけますか？」そして参加国から次の回答とデータが報告されている。

IGC に参加している国	2010 年の強制帰還	2011 年の強制帰還
ベルギー	1	3
カナダ	76	72
デンマーク	0	9

tabs?view=Binary

2012 年 12 月 5 日アクセス

⁵¹ IGC website <http://www.igc.ch/>, 2012 年 11 月 19 日アクセス

フィンランド	1	7
ドイツ	10	8
アイルランド	0	0
ニュージーランド	4	1
ノルウェー	14	49
スウェーデン	1	3

アイルランド次のように述べた。「我々は、問題となっている期間に、スリランカ国民を強制的又は自主的に帰還させていない。しかしながら、これは帰還させないような方針があるからではなく、ただ単に、スリランカ国民の人数が余りにも小さいからである。彼らは、強制的送還を優先させていなく、そしてまたスリランカ人はこの期間の間、自主的な帰還を申請していない。」⁵²

オーストラリア；オランダ；スイスとアメリカは、このような情報は開示できないと主張した。フランスは、これは内務省の独占的な裁判権（*exclusive jurisdiction of the Ministry of the Interior*）で定めるところにより、フランス難民・無国籍者保護事務所（*Français de Protection des Réfugiés et Apatrides*[OFPRA]）は、この議題に関するデータを提供することはできないと述べた。⁵³

- 2.04 また、この IGC 調査は参加国に、スリランカのどの場所に強制帰還されているのか、帰還者の状況を監視するためのメカニズムを設置したかどうか、質問した。次の参加国は、そのようなメカニズムは設置していないと言及した。「カナダ、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン。ベルギーは、これは大使館や IOM を通しての個人の要望によるものであるということを明確にした。」

オーストラリア、オランダやスイスは、この情報は開示できないと主張した。フランスは OFPRA が帰還問題に関して権限を持っていないので、この議題に関するデータは提供できないと述べた。⁵⁴

- 2.05 IGC 調査は次の質問をした。「庇護申請が却下（失敗した）された人をスリランカへ自主的に帰還させていますか？もしそうであるならば、2010 年と 2011 年で、できれば月毎のデータを提供していただけますか？」そして参加国から次の回答とデータが報告されている。

IGC に参加している国	2010 年の自主的帰還	2011 年の自主的帰還
ベルギー	7	9
カナダ	27	16
デンマーク	6	6
フィンランド	下記を参照	下記を参照

⁵² スリランカの IGC 比較研究は、附属書 C を参照

⁵³ スリランカの IGC 比較研究は、附属書 C を参照

⁵⁴ スリランカの IGC 比較研究は、附属書 C を参照

ドイツ	11	10
アイルランド	0	0
ニュージーランド	0	1
ノルウェー	24	54
スウェーデン	11	18

フィンランドは次のように述べている。

「現在、援助による自主的帰還は主に、「Developing Assisted Voluntary Return in Finland」プロジェクトの枠内で実施されている。このプロジェクトは、2010 年 1 月 1 日に、ヘルシンキ市の国際移住機関（IOM）とフィンランドの入国管理局のオフィスの間で協力して、開始された。」

「IOM から届いた情報によると、2010 年 1 月 1 日から 2011 年 10 月 28 日の(プロジェクトの期間)中、総数 9 名、2011 年 3 月 1 日から 12 月 31 日の期間中、総数 1 名が、プロジェクトの援助で自主的にスリランカへ帰還した。」

アイルランドは次のように述べている。「2010 年から 2011 年の期間中、スリランカ人は自主的な帰還に申請はしなかった。」⁵⁵

オーストラリア、オランダ、スイスとアメリカは、「このような情報は開示できない」と主張している。フランスは「OFPRA は、帰還問題に関して権限を持っていないので、この議題に関するデータは提供できないと述べている。」⁵⁶

また、第 3 章のサブセクション [自主的、強制的に帰還した不認定庇護希望者](#) も参照。

[目次に戻る](#)

インドとオーストラリアからの帰還

インド

2.06 2012 年 4 月 27 日に、UNHCR によって発行されたプレスリリースでは次のように意見が述べられている。

「スリランカのコロンボでは、国に戻ったスリランカ難民の数は、前年と比較して 2012 年の第一四半期は減少している。最近の UNHCR の統計は、408 名の個人が、今年の最初の 3 か月の期間中に、UNHCR の助けにより自主的にスリランカに帰還したことを示している。これは、597 名の難民が帰還した去年の同じ期間より三分の一少ない。」

UNHCR のスリランカ代表のマイケル・ズワック（Michael Zwack）は次のように言った。「人

⁵⁵ スリランカの IGC 比較研究は、附属書 C を参照

⁵⁶ スリランカの IGC 比較研究は、附属書 C を参照

数がなぜ減少しているか言うのは難しいが、理由の一つは、コロンボからトゥティコリン間のインドから出るフェリーサービスの停止である。より多くの家財一式道具をもっていけるので、彼らは海から戻ることを好むと、難民は我々に述べた。」

「UNHCR は、国に戻った個人の人数が増加しているので、援助するため、2011 年に本国送還プログラムを強化した。しかしながら難民の帰還は、当年度後半に向けてスピードを落とした。総数 1,728 のスリランカ難民は、2011 年開始の自主的な本国送還プログラムのもと帰還した。」

57

2.07 UNHCR プレスリリースでは引き続き次のように述べられている。

「大部分の難民はインド南部のタミルナードゥ州にある政府運営の難民収容施設から帰還している。また、一握りの人々がマレーシア、グルジア、香港とカリビアン島のセントルシア島から帰還した。」

「UNHCR は、彼らの生活への復帰を助けるための最初のステップとして助成金を、国に戻った難民に提供している。また、各個人は自身の村へ帰るための交通運賃のために、適度の助成金が提供されている。スリランカの彼らの目的地に到着した際に、帰還者はコロンボの北部と東部にある UNHCO の 6 つの事務所の 1 つに立ち寄り、生活必需品一式を手に入れることができる。」

「帰還者は、ジャフナ、キリノッチ、バティカロア、コロンボ、アンパラ、プッタラム、キャンディに戻る人数は少ないが、主にトリンコマリー、マナー、ワウニヤ地域に帰還している。」

58

2.08 2012 年 8 月 30 日、Irin News は次のように報じている。

「スリランカ政府は、より多くのスリランカ難民を来年インドから本国送還することに本格的に乗り出している。」

「2013 年、我々はインド南部に住んでいるスリランカ難民の本国送還の問題に対処するだろう」とスリランカの再定住大臣、グナラトネ・ウィーラクーン（Gunaratne Weerakoon）はコロンボの IRIN に言及した。

「インド政府のデータによると、タミルナードゥ州のインド南部には、政府運営の 112 個の収容施設に入っている 68,000 人と収容施設の外にいる 32,000 を含む 100,000 人以上のスリランカ人がいる。」

「政府は、何千人に及ぶタミル系スリランカ人難民を 20 年から 30 年後に喜んで迎えることに

⁵⁷ United Nations, High Commissioner for Human Rights (UNHCR), Sri Lankan refugee returns lower in first quarter 2012, 27 April 2012

<http://www.unhcr.lk/uplode-pdf/refugee-returns-March2012Final.pdf> 2012 年 11 月 21 日アクセス

⁵⁸ United Nations, High Commissioner for Human Rights (UNHCR), Sri Lankan refugee returns lower in first quarter 2012, 27 April 2012

<http://www.unhcr.lk/uplode-pdf/refugee-returns-March2012Final.pdf> 2012 年 11 月 21 日アクセス

乗り気になっている。しかしながら、ウィーラクーンは次のように述べている、コロンボが現在優先することは、2009 年 5 月に終わった 10 年に及ぶ内戦により国内難民となった人々の再定住化である。」

このような大規模な本国送還の取り組みをどのように実施していくのかという質問に対し、ウィーラクーンは次のように述べている。「これは段階毎に行なわれ、インド政府と UNHCR[国連難民高等弁務官事務所]の援助により実施される。そのような難民に対し、特別なサポートが必要である。」

「内戦の終結以来、5,000 人以上のスリランカ人は、UNHCR の自主的国内送還政策の基、島国に帰還した。殆どはタミルナードゥ州の難民収容所から来ており、キリノッチ、バティカロア、コロンボ、ムライティブ、プッタラム、キャンディ出身は少数で、元々はトリンコマリー、マナー、ワウニヤ、ジャフナ出身であった。」

「2011 年、国連難民高等弁務官事務所が難民への援助を強化した後、UNHCR の援助で 1,728 人のスリランカ難民が帰還した。2012 年 7 月末までに、さらに 758 人が帰還した。」⁵⁹

2.09 しかしながら、2012 年 9 月 4 日、同情報源は次のように報じている。「スリランカの 1983 年から 2009 年まで続いた内戦の終結後 3 年以上たっても、インドにいる殆どのスリランカ難民は、経済的問題や人権侵害に対する不安で、帰還したくない。」⁶⁰

2.10 2012 年 9 月 19 日、スリランカ政府のウェブサイトでは、次のように報じられている。

「70 人以上の亡命者グループは、昨日インドからスリランカへ帰還した。」

「国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、スリランカ人の亡命者の到着を手助けした。UNHCR は、BIA[コロンボのバンダラナイケ国際空港]に到着した際に、年配者に 14,500 ルピー、未成年者に 11,500 ルピーを提供した。セイロン銀行で、家族の世帯主の名義で口座が開かれた。」

「帰還者の便宜のため、UNHCR は空港の入り口に特別なオフィスを設置した。」⁶¹

2.11 スリランカ UNHCR により、2012 年 5 月に発行された、「Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugees of 2011」の前書きでは次のように述べられている。

⁵⁹ Irin News, Sri Lanka: Government welcomes refugee repatriation from India, 30 August 2012 <http://www.irinnews.org/Report/96203/SRI-LANKA-Government-welcomes-refugee-repatriation-from-India> 2012 年 11 月 22 日アクセス

⁶⁰ Irin News, Sri Lanka: Refugees in India reluctant to return, 4 September 2012 <http://www.irinnews.org/Report/96233/SRI-LANKA-Refugees-in-India-reluctant-to-return> 2012 年 11 月 22 日アクセス

⁶¹ Government of Sri Lanka (GOSL) – News Line, Another group of refugees returned from India, 19 September 2012 http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201209/20120919another_group_refugees_returned_india.htm 2012 年 11 月 21 日アクセス

「2009 年 5 月のスリランカでの武力紛争の終結以来、スリランカ難民や国の外へ庇護希望者が増えてきており、自主送還の可能性を考慮している。」

「この要求に対応するため、亡命の国々にある UNHCR オフィスと協力してスリランカ UNHCR は、スリランカ人の自主送還を促進させ続けている。」

「この継続中の自主送還イニシアチブにとって絶対に必要なものは、本国へ既に送還された人々の帰還と復帰経験に関する信頼できるデータである。これら難民帰還の確かな保護付監視データは、UNHCR がこれら人々の不安を守ることにに関して、介入することを可能にしている。また、この保護データと解析は、亡命の国々の UNHCR スタッフが、課題と潜在的な危険に関して帰還を考えているスリランカの難民と庇護希望者により良い助言を行うことを助けている。そのような助言は、確かな保護データと解析に裏付けされた際、本国へ送還させる決定が十分な情報に基づいていることを確実にすることに役立つ。」

「UNHCR によって手助けされる本国送還は、亡命国の UNHCR スタッフが将来の帰還者に助言し、彼らの自発的な決定の本質を確かめる。それから、UNHCR は難民帰還者に空と海の交通手段を提供する。スリランカの UNHCR スタッフは、空港や港に到着した際に手助けされた各帰還者に会い、安全な到着を確保する。スリランカの UNHCR は、セイロン銀行とのプログラムで、銀行口座を各家族のために夫婦連名で開設して、復帰のための助成金を入金する。スリランカの UNHCR は、出身村へ帰るための適度な交通費用を現金で帰還者に提供する。村に到着した際、帰還者は非食料品（NFI）の援助を受け取るために 5 つの UNHCR オフィスのうち一つを訪問する。また、帰還者は出生証明署や身分証署のような必要不可欠な民間書類を手に入れる手順を含む、復帰の支援に関して助言を受け取る。また、帰還者は帰還の地域で進行中の地雷に関する危険プログラムと直接関連している。」

「同時に、一貫した数のスリランカ難民は自発的に帰還し続けている。これら自発的な帰還者は、UNHCR の現金の助成金と NFI 援助を受け取る資格をもたないが、UNHCR は自発的な帰還者に、彼らの最初の復帰プロセスを援助することができる専門機関への照会や保護付監視のために、彼らの地域の UNHCR オフィスに立ち寄ることを促している。」

「スリランカの UNHCR の現場スタッフは、帰還と復帰経験に関する長期にわたる定量的データの収集と自由回答形式の質問をするため、ある代表的な例である難民帰還者の家庭を訪問する。UNHCR の家庭訪問は、帰還してから 1 週間から 1 年に及ぶ帰還で行なわれる。UNHCR は復帰プロセスと中期的、長期的な見通しで帰還する難民が直面する保護課題を分析する中で、深い知識と判断を得る。そして、面接は帰還者の自宅内で行なわれるため、正確で深みのある回答が予想される。」⁶²

2.12 活用された方法論に関して、スリランカの UNHCR 記録文章では次のように述べられている。

「サンプリングは、北部州の全ての 5 つの地域と東部州のトリンコマリー地域で実施された。アンケート調査と 1 対 1 の面接が、173 人の回答者に対して実施された。」

⁶² UNHCR Sri Lanka, 'Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugee Returnees of 2011, May 2012, p1 （コピーは必要に応じ利用可能）

「サンプルは、UNHCR の現場オフィスに立ち寄った自発的そして手助けされた難民帰還者の両方を対象に行われた。」

「家庭訪問と面接は 2011 年 11 月と 12 月、2012 年 4 月に実施された。」⁶³

2.13 スリランカの UNHCR 記録文章の調査結果の概要では次のように述べられている。

「一般に、殆どの 2011 年の難民帰還者の本国送還と復帰は好ましいものであったことが分かった。」

「難民帰還者の大半は、同人らの家族の帰還する決定に満足している。」

「事実上、全ての難民帰還者は亡命先の国々にまだいるスリランカ人難民に自主的帰還を薦めた。」

「サンプリングされた全ての難民帰還者の間では、殆どの一番の課題は生活の再開、2 番目に十分な避難所と述べた。帰還者家族の 3 分の 2 は臨時の日雇労働に頼っており、安定した収入を持っていない。」

「ごく少数は、安全が一番又は 2 番目にランク付けされている課題と述べた。北部と東部は著しく酷いと知られているが、少数が地雷や UXOs が彼らの毎日の生活に影響を与えていると述べた。」

「少数は彼らの帰還地域の軍の駐留に関して懸念を示した。」

「事実上、帰還者全員は、難民帰還者という理由で、彼らの地域社会から異なる扱いは受けていないと述べた。」

「殆どの難民は、移動することなしに彼らが帰還した場所に残り、これからもし続ける意図を示した。少数の帰還者家族は、帰還以来、別の場所に移動して、インタビューされなかった。」

64

2.14 また、同記録文章は次のように意見を述べている。

「サンプルサイズ。調査したサンプルサイズ（173 の家庭）は、比較的限定されているが、サンプルの比率の高さ（2011 年難民の全家庭の 25%）とその難民帰還の全地域への到達は、その難民帰還者自身の報告によると、その期間中の難民帰還者の経験を大いに描写している。」

「難民帰還者、非国内避難民(IDP)帰還者：このデータは 2011 年の難民帰還者の経験を反映し

⁶³ UNHCR Sri Lanka, 'Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugee Returnees of 2011, May 2012, p3 （コピーは必要に応じ利用可能）

⁶⁴ UNHCR Sri Lanka, 'Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugee Returnees of 2011, May 2012, p4 （コピーは必要に応じ利用可能）

ており、IDP 帰還者の経験を反映していると思ふべきではない。」⁶⁵

- 2.15 上記で述べられた記録文章の「テーマ毎の詳細な概要」は、次を含む。「インタビューのサンプルサイズと参加者数、年齢/性別/回答者の家庭における役割、帰還方法と期間、亡命国、帰還と復帰に関する難民の意見、当局による登録と訪問、民間書類、土地&収容施設、安全、生活と UNHCR やその他帰還の復帰プログラム。」⁶⁶

[目次に戻る](#)

オーストラリア

- 2.16 2012 年 11 月 2 日、コロombo ページは次のように報告している。

「オーストラリアは、木曜日遅くにクリスマス島から出たチャーター便で、スリランカ国民の別グループを自国に送還している。」

「オーストラリア移民・市民権大臣クリス・ボーエンのオフィスは、クリスマス島とココス諸島に今秋の初旬にボートで到着した、26 名のスリランカ人男性は、彼らの状況について知らされ、オーストラリアから送還された。」

「男性達はオーストラリアへの亡命の要求をしなかった。そのため、彼らに対して国際的義務はないと、ボーエンはメディアに言った。」

「チャーター便で庇護希望者を送還する費用について質問されたとき、大臣は庇護希望者を阻止して、密入国ブローカーをつぶすことに役立つのであれば、支払う価値があると正当化した。」⁶⁷

- 2.17 その日に、オーストラリア移民・市民権大臣クリス・ブラウン MP によって発表されたプレスリリースでは、次のように述べられている。

「彼らはオーストラリアの国際的義務に関与する問題は引き起こさなかった。」

「有効なビザなしでは、彼らはオーストラリアに滞在する法的権利を持たないので、できるだけ早い機会に送還された。」

「政府は、密入国取引をする悪い人々を潰し、危険なボートに人々が乗ることを防ぐことに尽力している。」

「密輸業者にお金を支払う人々は生命を危険にさらし、お金を捨てている。到着時にビザの発

⁶⁵ UNHCR Sri Lanka, 'Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugee Returnees of 2011, May 2012, p5 (コピーは必要に応じ利用可能)

⁶⁶ UNHCR Sri Lanka, 'Results of Household Visit Protection Monitoring Interviews of Sri Lankan Refugee Returnees of 2011, May 2012, Table of context, (コピーは必要に応じ利用可能)

⁶⁷ ColomboPage, Australia returns 26 Sri Lankan illegal migrants home, 2 November 2012 http://www.colombopage.com/archive_12A/Nov02_1351840177CH.php 2012 年 11 月 23 日アクセス

給はないし、迅速な結果や特別な扱いもない。」

「我々は定期的に人々をナウルと近いうちにマヌス諸島に送還し、適切な場所に帰還させることを勤めている。」⁶⁸

2.18 2012 年 11 月 6 日、ラジオオーストラリアでは次のように報じられている。

「国際移住機関は、オーストラリアに船で到着するスリランカ人は出稼ぎ労働者であり、難民ではないというオーストラリア政府の見解を支持した。」

「IOM は、スリランカ人に危険な旅をしないように説得することをオーストラリアとともに働きかけ、拘置所で数年待つよりも国に帰還することを選択した人を本国へ送還する援助をしている。」

「先週。オーストラリアの移民大臣クリス・ボーエンは、ボートで到着した 26 名の男性をスリランカに送還した。彼は、彼らは出稼ぎ労働者であったと暗示した。」

[スリランカの国際移住機関の所長]、リチャード・ダンジガー (Richard Danziger) は次のように述べている。「ナウルやオーストラリアで手続きが始まるのを待つよりもスリランカへ帰還することを選んだ人々の多くは、仕事を探すために本国を出た。何人か[庇護希望者]は彼らの家族からオーストラリアかナウルに滞在し、自分たちの要求を貫くようにと圧力をかけられている」⁶⁹

2.19 2012 年 11 月 23 日にオーストラリア移民・市民権大臣クリス・ボウエン MP によって発表されたプレスリリースでは、次のように述べられている。

「スリランカ家族の 5 つのグループは、今月 11 回目の非自主的な送還の一つとして今日スリランカに帰還された。」

「8 名の大人と 4 名の子供と 15 名の独身の成人男性で構成される家族は、クリスマス島からロンボへのフライトで国に送られた。」

「彼らはたくさんの異なるボートで最近到着し、そして 8 月 13 日以来、493 名のスリランカ人が非自主的に帰還させられている。」

「政府は人々を、オーストラリアが国際的責務を果たす必要のない場所へ人々を帰還させ続ける予定である。」

⁶⁸ Chris Bowen MP, [Australia's] Minister for Immigration and Citizenship Group of Sri Lankans removed from Australia, 2 November 2012

<http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2012/cb191395.htm> 2012 年 11 月 20 日アクセス

⁶⁹ Radio Australia, IOM says some Sri Lankan asylum seekers really economic migrants, 6 November 2012,

<http://www.radioaustralia.net.au/international/radio/program/connect-asia/iom-says-some-sri-lanka-n-asylum-seekers-really-economic-migrants/1042032> 2012 年 11 月 23 日アクセス

「8 月 13 日以来、600 名のスリランカ人は、密輸者はオーストラリアで人々に何が待っているかについて、嘘の約束をされ、良いと思い込まされたと悟り、自主的、非自主的に国に帰還した。」⁷⁰

- 2.20 2012 年 11 月 30 日にクリス・ボウエン MP によって発表された、似たようなプレスリリースでは次のように述べられている。「50 名のスリランカ人男性の別グループは、今日コロンボに帰還させられた。8 月 13 日以来、593 名のスリランカ人が非自主的に帰還させられている。それ以来、700 名以上のスリランカ人が自主的、非自主的に国に帰還した。」⁷¹

オーストラリアの移民・市民権省が 2012 年に発行した補足的なプレスリリースは、このハイパーリンクからアクセス可能である。

- 2.21 2012 年 12 月 4 日、AFP は次のように報じている。

「56 名のスリランカ人の庇護希望者のグループは、スリランカでは迫害の危険にさらされたという懇願を政府は無視したと主張し、オーストラリアからの国外退去に対して異議を唱えている、と難民提唱者は火曜日に言った。」

「オーストラリアは 8 月以来、500 名のスリランカ人を出稼ぎ労働者と判断し非自主的にコロンボに送り返した。」

「しかし、国外退去を予定されている 56 名のグループは、月曜日[2012 年 12 月 3 日]の最高裁判所で彼らの送還に関して禁止命令を申請した、と難民行動連合の活動家イアン・リントール (Ian Rintoul) は述べた。」

「禁止命令は認められなかったが、庇護希望者は、彼らの訴訟が木曜日に裁判所に戻る前に送還されないという約束を政府から勝ち取った、と彼は供述した。」

「リントールは男性が受けた選定プロセスは、完全に不可解で、透明性がなく、確かめることができないと供述した。」

「我々は、これらの決定がなされた基準は知らないが、これらの決定は明らかに生死を分ける決定である、と彼は AFP に述べた。」

「スリランカの内戦が終結した、2009 年 4 月より前の迫害の申立てをした者は、送還された。一方、他はインタビュー中に質問に答えたので中断させられた。」⁷²

⁷⁰ Chris Bowen MP, [Australia's] Minister for Immigration and Citizenship, Family groups returned to Sri Lanka, 23 November 2012,

<http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2012/cb191988.htm> Date accessed 26 November 2012

⁷¹ Chris Bowen MP, [Australia's] Minister for Immigration and Citizenship, Group of Sri Lankans returned to Colombo, 30 November 2012,

<http://www.minister.immi.gov.au/media/cb/2012/cb192089.htm> 2012 年 12 月 4 日アクセス

⁷² Sri Lankan asylum-seekers challenge Australia deportation, 4 December 2012

<http://reliefweb.int/report/australia/sri-lankan-asylum-seekers-challenge-australia-deportation>

2012 年 12 月 5 日アクセス

2.22 AFP 記事は次のように付け加えられた。

「人々は、状況が異なれば、迫害の危険に基づいて、オーストラリアからの保護に関する明示的な要求をすると我々は確信しているが、彼らは無視されている。」

「難民申請者情報センター (Asylum Seeker Resource Centre) のパメラ・カル (Pamela Curr) は、国の ABC 放送局に、スリランカに帰還されている男性の多くは審査され、国外退去させられた、と述べた。」

「移民大臣の Chris Bowen は、ボート難民に関する方針を監督しており、何百名の庇護希望者が太平洋諸島に送られ、彼らの申立てが海外で処理されているのを目撃している。彼は、公判を考えると、コメントは不適切だろうと広報担当官に述べた。」⁷³

2.23 2012 年 12 月 6 日、シドニー・モーニング・ヘラルド (SMH) は次のように報じている。

「強制的にオーストラリアから国外退去させられた庇護希望者は、政府は彼らの迫害の申立てを拒否して、1 回の短いインタビューだけ許可し、そして故意に危険なスリランカに送り返した。」

「彼らの強制的な国外退去とその後続く拘束は、オーストラリアの亡命者プロセスに対して、国連難民高等弁務官は「疑問視」していると述べている。」

「フェアファックス・メディア (Fairfax Media) は、オーストラリアから追放させられた 50 名の男性グループのメンバーと会った。彼らは、先週の金曜日[11 月 30 日]に国外退去させられた 38 名のタミル人、12 名のシンハラ人で、スリランカの西海岸のネゴンボ裁判所から保釈されていた。」

「オーストラリア政府が、水曜日[12 月 5 日]高等裁判所で、今週国外退去させられる予定の 56 名のタミル人男性の難民要求を再考することに同意したことには驚く。」

「男性は、以前難民プロセスでふるいにかけられ落とされたが、彼らの申立てを聞いてもらうため、法的な名乗りを上げた。」⁷⁴

2.24 SMH 記事は続けて次のように報じている。

「キャンベラの UNHCR の広報担当官は、オーストラリアが人々の申立てを処理するやり方に、機関は困った状況に陥っていると言った。」

⁷³ Sri Lankan asylum-seekers challenge Australia deportation, 4 December 2012
<http://reliefweb.int/report/australia/sri-lankan-asylum-seekers-challenge-australia-deportation>
2012 年 12 月 5 日アクセス

⁷⁴ Sidney Morning Herald, Asylum officials 'ignore claims', 6 December 2012
<http://www.smh.com.au/opinion/political-news/asylum-officials-ignore-claims-20121205-2avx6.html>
2012 年 12 月 6 日アクセス

「UNHCR は、国際的な保護を必要としない人々の帰還に対して異議はないと彼は言った。」

「しかしながら、最初のステップでは、保護の申立てを査定するために、公平で、正確なプロセスでなければならない。」

「現在の手順は、公平と正確性の両方に関して厄介な疑問を引き起こしている。我々は、この疑問をオーストラリア政府に取り上げた。」

「移民局の広報担当官は、選定プロセスについての特定の質問には応えないだろう。局は、申請人と詳細に議論はしない。」

「しかし、これら人々の送還は、オーストラリアのノン・ルフールマンの原則[危険へ人々を送還してはならない]に一致している。」

「2012 年 5 月以来、経済的な懸念によりオーストラリアに来る人々の数が増えてきている。保護のために経済的な申立て、又は根拠のない申立てを行う人々に対するプロセスや送還は、オーストラリアの義務と合致している。」⁷⁵

また、[コロンボの英国大使館が行ったアンケート](#)のサブセクション[自主的、強制的に帰還した不認定となった難民申請者](#)を参照してください。

[目次に戻る](#)

⁷⁵ Sidney Morning Herald, 'Asylum officials 'ignore claims'', 6 December 2012
<http://www.smh.com.au/opinion/political-news/asylum-officials-ignore-claims-20121205-2avx6.html>
2012 年 12 月 6 日アクセス

3. コロンボの英国大使館が行ったアンケート

コロンボ国際空港に到着した帰還者に対する手続

- 3.01 2012 年 11 月 2 日付けのコロンボの英国大使館（BHS）のレターでは次のように述べられている。

「コロンボの英国大使館は、コロンボに帰還したスリランカ国民、特にタミル人が直面した状況を監視している。2012 年 9 月 3 日から 17 日の間に、大使館の当局者は、現在の状況を査定するために、コロンボの対話者数人と対談した[殆どの対話者は、組織は名乗るべきではないことを要求した]。これは、タミル人の状況は悪化しており、帰還時には虐待の高い危険があると、一般に公開された申立てに対する応答である。」⁷⁶

- 3.02 次の質問に関して、英国大使館レターでは次のように述べられている。「不認定となった難民申請者（FAS）や当局によって指名手配されている人々を空港で特定するために、どのような手順が使われているのか。」

「スイス大使館の報道官は、スイス政府は定期便を使つてのみ帰還させると述べた。彼らはスリランカ当局に前もって通知しない。彼らは帰還を強要されたが、多くは自発的帰還であり、彼らの中のいくら人かは 2 人の警察官によって付き添われたかもしれない。空港で当局は彼らに質問をしたが特に問題はなかった。」

「スリランカのケースワーカーは彼の組織は彼らを不認定となった難民申請者(FAS)と見なさず、規格外で足止めをくらった移住者という名前をつけている、と述べた。到着の際当局はデータベース上で個人の犯罪歴と「指名手配人リスト」を検査し、悪い移民記録を持つ帰還者は追跡するかもしれない。彼の組織はこれらの手順に関与してなかったと付け加えたが、定期便とチャーター便に乗っている全ての帰還者は、同じ手順で調べられ、当局が彼らに対する見方に違いはなかったと判断した。まれにチャーター便は多くの護衛が付き添われた。そして英国大使館は援助を提供し、英国から来たチャーター便と接触するために常時代表者を送った。」

「オーストラリア大使館の報道官は彼らの経験上当局は、航空会社から強制帰還者を乗せていると通知されると述べた。自主帰還者は、航空会社から正式な通知はなかった。スリランカを法律に従って出国した者と、正式な渡航書類で移動している帰還者は、入国管理を通過したと言い加えた。スリランカ入国管理局（DIE: Department of Immigration & Emigration）は、帰還者が指名手配人リスト又は不法で出国検査した。帰還者はそれから国家情報局（SIS: State Intelligence Service）や警察犯罪捜査局（CID: Police criminal investigation Department）に問い合わせられた。CID は帰還者の地方警察署に問い合わせるが、これには時間を要した。」

「国際機関は、自主的な本国送還プログラムの運用経験から我々に帰還者は乗り継ぎ場所で集められ、家族の世帯主にだけ入国管理局当局者によりインタビューをされ、大体 2 時間から 2.5 時間留まった。帰還者は、それから国家情報局に引き渡され、2 時間ほどインタビューされ、時々あらゆる年齢の子供達もインタビューされた。20 歳から 45 歳の者はより詳細なインタビュー

⁷⁶ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

を受けた。」

「帰還者はブラックリストや「指名手配人リスト」で検査されているが、今まで拘束や逮捕の例はない。プロセスのため、今まで一番長くかかった時間は1時間30分であった。実際何人かの帰還者は、緊急用パスポート（emergency passport）を所持している人でさえ、全く質問されなかったとコロンボの地方の非政府組織（NGO: non government organization）の代表者は述べた。」

「彼らは直接知らなかったが、犯罪捜査局(CID)とテロ捜査局（TID: Terrorist Investigation Department）がスリランカに戻った人を監視した一定の期間があったことに気づいた。彼らは、空港で拘束されている際誰にも話をしていなかったが、特にジュネーブで開かれている国連人権理事会の会議の期間中に、帰還する人を国家情報局が監視していたことを知っていたとコロンボの独立行政法人(Independent Organization)は述べた。」

「犯罪捜査局の広報担当官によると、被追放者は全員、詳細事項を記録する犯罪捜査局職員と話をしている。幾らかのケースでは、彼らは偽造書類の所持や指名手配されていた理由で、航空会社や入国管理局によって警察署に引き渡されている。もし被追放者*が指名手配されていた場合、彼らは関連機関に引き渡されるだろう。もし彼らが指名手配されていなかったら、通過が許可されただろう、と犯罪捜査局の報道官は述べた。（*NB. スリランカ当局は、帰還して、入国が拒否され、送還され又は別の国によって国外追放された人を、被追放者「deportee」と呼んでいる。）

「スリランカ入国管理局報道官によると、入国管理局の新しい再収容事例管理システム（Readmission Case Management System (RCMS)）のもと、帰還者は到着前に、データベース上に構築された記録から特定されるだろう。もし彼らが有効なパスポートを所持していない場合、ロンドンにあるスリランカ高等弁務団によって一時的渡航書類（TTD: Temporary Travel Document）が発行されるだろう。全ての帰還者は有効なパスポートを所持していたかに関係なく国家情報局や犯罪捜査局に引き渡された。」⁷⁷

3.03 コロンボ空港に到着したタミル人はどうなるのか？の質問に関して、英国大使館レターでは次のように報告されている。

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。タミル人が扱われる方法に違いはなく、全ての民族グループは同じ手順である。彼らはタミル人や時折ムスリム人であった。当局は、これら人々の不法密航に興味をもっていたように見えたが、当局が彼らからお金を取っていたことすら帰還者から全く苦情はない。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。到着時のプロセスは、民族間で区別はなく、大勢の帰還者はタミル人で、他の人と同じように処理される。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。タミル人に対する手順は、シンハラ人と同じである。タミル人は、外国での活動やどのように国を出たのかより詳しい情報を探す国

⁷⁷ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

家情報局から厳密に調査を受ける。」

「国際機関は次のように述べた。彼らは手順を効率よく処理するために、前もってバックグラウンド調査を実施していた。タミル人は手続に少し時間がかかり、インタビューは少し厳しい場合がある。2006 年から 2009 年の間にスリランカを出た人は、プロセスは全く威圧的ではなかったが、厳密な調査を経験したと。」

「コロomboの地方の NGO は次のように述べた。タミル人は 2 回検査される場合があるが、嫌がらせや拘束されるわけではない。これは、恐らく国際社会からの圧力によるものである。もし彼らがパスポートを持っていたら、すぐに解放されていただろう。しかし、緊急用のパスポートで移動していた場合、より多くの質問がされる場合がある。」

「コロomboの独立行政法人から聞いた話から次のように述べた。もし当局が誰かについて疑惑をもつ、又はタミル・イーラム解放の虎（LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam）と関係をもっていると特定した場合、彼らは連れ出され、質問され、外部との接触が与えられず拘束され、2～3 時間後に解放される。人々は拘束され拷問されているとの噂があるが、我々はその情報を持っていない。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。彼らは他の人と同じように処理されるだろう、特定の民族のみ異なる扱いはなく、全員同じ手順を受ける。多くのタミル系帰還者は英語やシンハラ語を話せないため言葉の壁があった。このようなケースの場合、タミル語を話す職員を捜し出すことができるであろう。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は次のように述べた。帰還者は人種で扱われない。彼らは全員スリランカ人であった。全ての被追放者は、国家情報局や犯罪捜査局に引き渡された。」

78

3.04 どのような検査が空港で行われているのかという質問に対し、2012 年 11 月 2 日に発行された英国大使館(BHC)レターでは次のように意見が述べられている。

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。失敗した庇護希望者が到着した際、入国管理局によってインタビューされ警察によって照合され、国家情報局によっても調べられた。時折、自主的帰還者はインタビューされずに通過している。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。出入国管理事務所は彼らの渡航書類を検査した後、帰還者が国家情報局に引き渡された後に国家情報局により調書が取られ、地方の警察署と検査を行う警察犯罪捜査局に引き渡されると述べた。幾らかの特別なケースでは、帰還者は警察テロ捜査局(TID)に引き渡された。全ての帰還者は、アフリカ西部から来てマラリアを持つ被帰還者に関して、医療的な懸念があったが、到着時に健康診断を受け、同じように処理されている。また、特定の国々から来た何人かの自主帰還者は、更なる検査を受けていない。彼らは、パスポートを持って移動しているので、入国審査官が処理をする。」

⁷⁸ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「国際機関は次のように述べた。帰還者は、いつ国を出国し、LTTE と何らかの関係を持っていたか。外国で何をしていたかに関して基本的な質問が尋ねられている。もし帰還者が情報を持っていると考えられた場合、インタビューをする職員間で驚きが生じるかもしれない。」

「コロンボ地方の NGO は次のように述べた。入国管理局はどのような渡航書類を所持していたかを本に各帰還者にインタビューをした。彼らのクライアントの一人は 50 ポンドの賄賂を職員に支払わなければならなかったと主張した。」

「コロンボの独立行政法人は次のように述べた。帰還者が LTTE と関係をもっているか確認するため、検査は行われている。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官によると、犯罪捜査局では帰還者たちをデータベースで調べ、何らかの違反行為で手配又は疑惑の対象になっていないかどうか及び何らかの理由があって出国したのかを確認した。ちなみに、これらの人々は何らかの理由があったため出国したということである。」

「スリランカ入国管理局(DIE)報道官は次のように述べた。もしスリランカパスポート、又は一時的渡航書類を提出していたならば、国境検問所、又はパスポートデータベースや裁判所命令の告訴リストの彼らの情報と照らし合わされて、詳細に検査されるだろうと述べた。彼らのシステムは、まだインターポールデータベースまでは繋がっていない。」⁷⁹

上記に述べられたレターの全文は、[附属書類 B](#) を参照

3.35 項[英国からのチャーター便](#)も参照。

[目次に戻る](#)

帰還者の監視

3.05 コロンボの英国大使館（BHC）からの 2012 年 11 月 2 日付けのレターでは、次の帰還者の監視に関する質問について報告されている。

「あなたの組織は、帰還する不認定となった難民申請者（FAS）を監視しているか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。帰還者は監視していない。常に大使館に申し入れることが容易のため、その必要性がなかった。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。支援プログラムを通して社会復帰した帰還者を監視している。帰還者と会い復帰と持続について話し合っていると述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。到着プロセスを、自ら又は国際移住機関（IOM）を経由してのどちらかにより行なわれると考えていたが、空港には正式な監視能力

⁷⁹ British High Commission （BHC） Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

がなかった。帰還者たちの到着手続が終了した段階で、彼らの役割はいったん終了した。帰還者は場合によっては、到着後の援助が提供された。大使館は、潜在的な問題のあるケースについては、出国前のレポートを受け取った。人権の監視はなく、報告を通してフィードバックを提供した IOM によるパストラルケア（pastoral care）を調査するだけであった。また、彼らは虐待の申立てを調査している。」

「国際機関は次のように述べた。帰還者を監視し、レポートを収集している。そのレポートは、スリランカ政府の許可を得た後に公表される。」

「コロombo地方の NGO は次のように述べた。帰還者をケースワーカーと繋げた。ケースワーカーは、公式に 1 年間帰還者と連絡を取り合う。しかしながら、何人かは連絡を取り合うことなく姿を消した。また、法的支援を帰還者に提供しなかった。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。帰還者に会うことがなく、監視もなく、また支援すらしていない。」⁸⁰

3.06 英国大使館レターでは引き続き次のように述べられている。

「あなたの組織は、コロombo空港で帰還する不認定となった難民申請者と会うか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。スイス当局から特別に要請がない限り帰還者と会わない。これは、通常発生しないものである。」

「スリランカのケースワーカーは、空港で帰還する不認定となった難民申請者と合うと発表した。」

「オーストラリア大使館は、彼らの以前の上記の応答を引用した。」

「国際機関は、空港で帰還者と合うことを発表した。」

「コロomboの地方の NGO は、帰還者は、会うことや歓迎のサービスが必要かどうか自身で事前に決めていると発表した。」

「到着後、不認定となった難民申請者に援助を提供しているか？もしそうであるならば、どのような援助となり、どのくらいの期間提供するか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。自主的な帰還者は、一人につき 4・5000 スイスフラン（€2,600 - €3,300）までの支払を申請できる。支払はスイスとスリランカの両方で査定され、個人の必要性に合わせられる。また、医療援助が利用できる。強制帰還者は、スイスを出発する前に移動費用のみ受け取る。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。到着後の援助をオーストラリアや欧州諸

⁸⁰ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

国を含む諸外国からの帰還者に提供すると述べた。コロンボやジャフナにスタッフを配置し、帰還者に働きかけている。援助期間は援助国や復帰プログラムによる。例えば、アフリカ西部プロジェクトは、18 か月までで、欧州の標準プロジェクトは 6 か月続く。しかしながら、地域密着型プロジェクトは、5 年前からまだ帰還者と連絡を取り合っている。」⁸¹

3.07 英国大使館レターは更に次のように述べられている。

「どのくらい不認定となった難民申請者は、NGS、国際連合や西欧大使館のような組織、又は他の組織を利用可能なのか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。帰還者は自由に大使館にいくことができる。帰還のプロセスはとても円滑になったので、大使館にとって事前にスイスから送還を知らされることは稀である。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。組織はとても利用しやすかった。オフィスのドアはいつも開いていた。帰還者は電話番号を渡されており、彼らが頼ることができる支援の労働者や他の帰還者のネットワーク、彼らが参加できる様々なフォーラムやクライアントとスカイプでチャットさえすることができる。利用しやすさについて、帰還者から非難は来ていない。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。帰還者に携帯電話番号やオーストラリア大使館の連絡先の情報を提供している。そして帰還者はいつも正面玄関を通過して近づくことができる。プロジェクト IOM の一部として連絡先の手配をし、機密情報の収集としての機能を果たし、移住者に対する社会の見識について調査を実施することができた。」

「国際機関は次のように述べた。保護監視を行い、帰還者は各地域の彼らの職員や家庭訪問をする職員を訪問した。そこでの質疑により、事実に基づいた情報が集まった。安全保障は、彼らの焦点ではなかった。」

「コロンボ地方の NGO は次のように述べた。利用し易さについて大きな苦情はなかった。ネットワークについて考える必要があり、帰還者に合致したプログラムに変更し調整した。帰還者の多くは友達になり定期的に電話をし、オフィスに立ち寄って話し、結婚式にさえスタッフを招待した。」

「帰還の際に問題を経験した不認定となった難民申請者とその他帰還者は、これら苦労を人権団体やその他組織に報告することができたのだろうか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。移住の連邦オフィス（Federal Office for Migration）は、帰還者と連絡をとるために、時々国際移住機関（IOM）を使ったと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。帰還者はしばしばスリランカの弁護士と会談してはいるが、多くのケースは彼らが帰還した場所から国に戻ることであった。また、人

⁸¹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

権委員会に自由に出入りできた。問題を抱えた帰還者と最近出くわすことはなくなった。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。直接届いた苦情だけ把握しているが、帰還者は人権団体を自由に出入りでき、最近のケースはアムネスティ・インターナショナルに行った。」

「国際機関は、彼らはオフィスに行くことができた」と述べた。」

「コロombo地方の NGO は次のように述べた。帰還者と対処した経験上、問題の苦情はなかった。たった 1 つの家族だけは、彼らの身元書類を見つけることができなかったとき、大きな検問所で問題を抱えた。」⁸²

また、下記サブセクション[英国からのチャーター便](#)も参照。

[目次に戻る](#)

帰還者の扱い

3.08 コロンボの英国大使館（BHC）からの 2012 年 11 月 2 日付けのレターでは、次の質問について述べられている。「どのような状況下で、当局は帰還者を拘束するのか。もし拘束があったのであれば、どこで行われたのだろうか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。もし際立った訴訟があり、ブラックリストに載り、密入国に関与していたならば、帰還者は拘束されるかもしれない。LTTE のメンバーはもはや問題ではなかったと推測。これら拘束者は、通常はネゴンボ（空港近辺の大きな都市）へ送られ、裁判所に出廷した。また、犯罪歴のある者は、さらなる質問をされる可能性がある。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。帰還者が過去 12 か月間勾留された 2 つのケースのみを知っている。彼らの犯罪歴と際立った逮捕の令状が理由であった。1 人は西アフリカ、もう 1 人はインドネシアからであった。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。際立った逮捕令状を持った者、人の密輸に関与した者は、逮捕されやすかった。」

「国際機関は次のように述べた。到着の際、2 つの逮捕を知っていた。最初は、2010 年に拘束され、高レベルの民兵組織のリーダーと繋がっていると疑われた。彼は勾留されて、弁護士を利用したが彼の状況についての情報が不十分であった。2 人目は、偽造書類で移動し、現在保釈されて刑事訴訟中である。」

「コロombo地方の NGO の代表者は次のように述べた。到着の際に会った自主帰還の誰もが、拘束されていないが、誰がどこに行き、どのように国を出たのかの質問に対する説明ができない場合、帰還者は精密な調査を受ける確率がある。」

⁸² British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「コロomboにある独立行政法人は次のように述べた。LTTE と関係があるのか。共感を持っているとして特定された者は、さらなる調査がされる可能性がある。運営体制には妄想症があり、LTTE の名残を解消している。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。帰還者が偽造パスポートを所持していた場合に逮捕される。そして、同じように彼らが偽物であった場合も逮捕される。事業部はその後、訴訟手続を踏むことができる。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は次のように述べた。偽造パスポートを提示していたとデータベースで明らかになった場合、犯罪捜査局に引き渡され起訴される。当事者がインド人又はバングラデシュ人又は別の国籍であった場合、航空会社に返され、関係のある大使館又はコロomboの高等弁務官に連絡される。あるケースでは、裁判所は個人にインドに送還するように命じたと知られている。」⁸³

3.09 また、同レターでは次の質問が取り上げられている、「コロomboの空港で、どのような身元のタミル人が拘束され尋問されたのか？そして、その他グループは拘束され、尋問されているのか。これらが事実であればどのような状況下で起きたのか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。帰還者の2時間ほどのインタビューは拘束と考えてはなく、亡命者のインタビューはスイス大使館で、3時間かかる。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。経験上、人物違い、際立った告訴や指名手配リストに載っている者である。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。状況によるが、スリランカを不法に出国したため、質問された拘束者のケースを思い出した。」

「国際機関は次のように述べた。全員質問が済み、職員による質問は統一化されている。最近の退避と帰還者の年齢層は関連性があるが、出身国との明確な違いはなかった。」

「コロombo地方の NGO は次のように述べた。拘束されている人を承知していない。かつての紛争地帯からのタミル人は精密な調査をされる可能性があり、又はどのように国を出国したのかを問われる。経験上では、まだ女性は質問されていない。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。LTTE と関係のある者、政府に対して批判的な者、食事を組織や仲間に与えている者、関与したものと関係をもった者、北部と東部で社会復帰している者は、誰と会っているか、誰と話しているかに関して未だに質問されている。」

「犯罪捜査局の報道官は、タミル人は到着時に拘束され、又は尋問されたことを拒否したと述べた。」

⁸³ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「入国管理局の報道官は、空港で拘束をしなかった全ての人は、同じように対処されていると述べた。」⁸⁴

3.10 BHS レターは、次の質問に関して取り上げた。「**その他グループは勾留され、尋問されているのか。もしそうであるならば、どのような状況下なのか。**」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。北部や以前 LTTE が捕らわれていた場所から帰還している者、又は LTTE と深い関係を持っていた場合、追加的に質問を受ける可能性がある。帰還者がスリランカを出国した際一端を担った。例えば、1990 年中期に出国していたならば、質問され彼らの地区で登録されていたかもしれない。」

「スリランカのケースワーカーは、誰も知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、誰も知らないと述べた。」

「国際機関は、何も知らないと述べた。」

「コロンボの地方の NGO はプログラムを通してきた帰還者の経験はあったが、コメントはできないとしている。」

「コロンボの独立行政法人は、ジュネーブでの UNHCR[sessions]の期間中、国を出入国する人々は質問されていると述べた。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、もし個人が国家情報局によりテロ行為があると疑われた場合、テロ捜査局 (TID) に引き渡されると述べた。」

「入国管理局の報道官は、入国法違反を行なったと疑われた人は調査されると述べた。」⁸⁵

3.11 この質問に関して、2012 年 11 月 2 日の英国大使館(BHC)レターでは次のように述べている。「**追加的な質問や尋問は実施されているのか。もしそうであるならば、どのような状況下で行われているのか？**」

「スイス大使館の報道官は、何も知らないと答えた。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。このような経験はないが 2 人の警察官の殺人の罪に関する令状があったため、帰還時に逮捕された英国のチャーター便に乗っていた帰還者のケースを覚えていると述べた。彼は、カルムナイ刑務所に送られた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。スリランカ空軍から脱走兵した帰還者が 1 人おり、空軍本部に連行されたケースがあったことがわかった。また、最近の強制的帰還者は、2～3 時間後に解放される前に、コロンボの犯罪捜査局本部に連行された。」

⁸⁴ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁸⁵ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「国際機関は次のように述べた。帰還者は空港で対処され、もし彼らが怪しい場合犯罪捜査局が関与する。上記に述べているように、4,000 人以上の帰還者のうち 2 年半以上勾留されていた 2 ケースのみ知っていた。」

「コロombo地方の NGO は、まだ何も聞いていないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、どこに勾留されたか知らないが国の秘密の場所に勾留されていたと述べた。」

「犯罪捜査局の報道官は次のように述べた。大抵の場合帰還者を逮捕しなかった。そのためコロomboに連れて行くことができなかった。全てのインタビューは、空港のオフィスで実施されている。そして、スリランカの法律に従い、24 時間以内に近くの裁判所へ容疑者を引渡さなければならない。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、送還を待つ勾留された人は、出発前まで拘束するための施設を提供する航空サービスへ引き渡されると述べた。」⁸⁶

3.12 また、2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館(BHC)レターでは、一連の要素は、個人の空港での扱われ方に（どのように）影響するのかを報告されている。

実際の LTTE メンバー又は疑惑があるような前歴がある[.]

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。そのようなものに出くわしていないが、注目を集めている裁判や戦争犯罪をしたとされる人は、精密な調査を受ける可能性がある。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。以前 LTTE として特定されている西アフリカ出身の帰還者数人は政府の社会復帰プログラムを経験した。誰も勾留されなかった。」

「国際機関は次のように述べた。略歴による。政党派はより厳しい調査を受けるだろう。そして、LTTE と戦った人は当局に関心を持たせるだろう。LTTE に興味を持つ人々、又は LTTE と関係を持つ人々は、興味を持たせるが、必ずしも勾留されるわけではない。その人はシェフや写真家である。」

「オーストラリア大使館 の報道官は次のように述べた。実際に LTTE メンバー又はメンバーの疑惑を持つ人は要素であり、厳しい調査を受けるだろう。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。」

「犯罪捜査局の報道官は次のように述べた。殆どの LTTE 疑惑者は社会復帰した。少数のリーダーがいるが、LTTE 幹部を逮捕するつもりはない。LTTE の活動の疑いがある人を見つけた場合、テロ捜査局に問い合わせるだろう。」

⁸⁶ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「入国管理局の報道官は、機関は全国にだけ設置されていると述べた。」⁸⁷

3.13 英国大使館レターでは続けて次のように述べられている。

[もし個人が]LTTE に親戚がいると特定された場合[:]

「スイス大使館の報道官は、何も知らないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、これは重要ではないと推測した。」

「オーストラリア大使館の報道官は、LTTE との繋がり、当局に厳しい調査をさせる原因となると述べた。」

「国際機関は、親戚について聞かれることは当然であろうと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。人の記録を保管する優れたデータベースを所持しているので、これは要素ではない。殆どの LTTE 幹部は社会復帰したので、1～2 時間以内で検査を終えることができる。」⁸⁸

[もし個人]が、LTTE 幹部や LTTE と関連を持つ人のための、社会復帰収容所から出所又は過ごした場合[:]

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。これは難しい、最も疑わしいグループである。彼らの扱われた方は、生活地域、関与、能力や当局が持つ情報による。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。到着時に西アフリカ出身で、以前 LTTE であったと特定された帰還者が、社会復帰収容所を経験したが、誰も勾留されなかった。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。社会復帰収容所にいることは、ある程度のレベルで、LTTE の諜報員であったことを示している。これは、基本的なルールである。」

「国際機関は次のように述べた。申立てをするために外国に行き、戻ってきた逃亡者には出くわしたことがない。厳しい調査を受けるだろうが、疑いようもない何人かはいるだろうが、まだ適期ではなかった。社会復帰した人は民間役人、陸軍収容所、地方警察に報告義務を持った。悪事は、全て彼らの知るところとなる。地域を出た際に他の帰還者より厳しい調査を受けている。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。」

⁸⁷ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁸⁸ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「犯罪捜査局の報道官は次のように述べた。以前 LTTE 幹部であった 2 人をギニアに帰還した際に特定した。軍事諜報部による調査で、彼らは社会復帰していたことが明らかになり解放された。」⁸⁹

3.14 IDP 収容所で過ごしたことについて、英国大使館(BHC)では続けて次のように述べられている。

「スイス大使館の報道官は、[IDP 収容所で過ごしたかどうか]は問題ではないと述べた。」

[IDP 収容所で過ごしたことについては、問題だろうか]「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。そのようなことは思わないと述べた。西アフリカの帰還者の多くは、マニックファーム (Menik Farm) で過ごしていたが、到着時には問題ではなかった。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。[IDP 収容所で過ごしたこと]、LTTE 政権のもとに住んでいただけの理由が、必ずしも要素ではない。IDP 自体は勾留の対象ではない。」

「国際機関は次のように述べた。2009 年マニックファームにいた人は注目され、その収容所からどのように出たか尋ねられる場合がある。この年齢の最近の難民は、恐らくスリランカからどのように出国したのか尋ねられるだろう。当局は不正な移住を阻止しようとする意思を示している。」

「コロンボの独立行政法人は、[IDP 収容所]で過ごしたどうか要素であるだろうとこれに同意した。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、[IDP 収容所で過ごしたこと]が要素であるとは考慮し難い。」⁹⁰

3.15 2012 年 11 月 2 日の英国大使館(BHC)レターでは、追加の要素について次のように報告されている。

[個人]が、**前科や目立った逮捕歴**を持っているかどうか[:]

「スイス大使館の報道官は、これは要素である。逮捕歴を持った人は逮捕され、ネゴンボに連行され、裁判所に提訴されるだろうと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、これはさらなる調査に値する要素であろうと支持した。」

「国際機関は、以前このケースについて触れたため知っている」と述べた。」

「コロンボの独立行政法人は、これは要素である」と同意した。」

「犯罪捜査局の報道官は、法的手続に従うだろうと述べた。」

⁸⁹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁹⁰ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「入国管理局の報道官は、システムには裁判所の命令又は、牢獄から脱走した人の情報を含んでいる。しかし、LTTE 疑惑のある人のリストは含んでいないと述べた。」

[もし個人]が、保釈中に行方をくらましたり、勾留から逃げたりした場合は[:]

「スイス大使館の報道官は、これは要素である。彼らは逮捕され、ネゴンボに連行され、裁判所に提訴されるだろうと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、これはさらなる調査に値する要素であると述べた。」

「国際機関は、この部類の帰還者を知らず、難民として確認され、彼らの経歴でのことについて述べられている人を偶然見つけるが、これ以外は「ない」と述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、この人が社会復帰したかどうか確かめるために記録を検査すると述べた。」⁹¹

3.16 英国大使館(BHC)レターでは続けて次のように報告している。

[個人が]供述書や同じような書類に署名することを余儀なくされた場合は[:]

「スイス大使館の報道官は、このようなケースについて知らないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、このようなケースについて知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、コメントをしなかった。」

「国際機関は、このことに関して情報を持たないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素である。シンハラ語の供述書に署名することは、いまだに続いており、裁判所を通してこのケースを追っていると述べた。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、そのようなケースにして知らなかった。」⁹²

3.17 英国大使館レターでは次のようにさらに述べられている。

[個人が]治安部隊に LTTE メンバーの疑惑がある身元になるか、情報提供者になることについて質問される場合は[:]

「スイス大使館の報道官は、亡命申請者の何人かはこれについて述べていたが、特に問題ではないと考えたと述べた。」

⁹¹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁹² British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「スリランカのケースワーカーは、このようなケースの報告についてはしらないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、このようなケースの報告については知らないと述べた。」

「国際機関は、これに関して情報はもたないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素であるだろうと述べた。」

「犯罪捜査局の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。」⁹³

[もし個人]が目立つ傷を持っている場合[:]

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。この前亡命者のインタビュー中に、大使館のスタッフに述べられたが、今は何もこのようなことはない。」(NB, それ以来、スイス政府は国内のスリランカ亡命申請書を、これ以上受け付けないことを正式に発表した)。

「スリランカのケースワーカーは、このようなケースの報告はないと述べた。西アフリカ出身の帰還者の一人は、義足をつけていたが、特に問題ではなかったと述べた。」

「オーストラリアの大使館の報道官は、関連性はないと述べた。」

「国際機関は次のように述べた。足を引きずり、腕や手に傷を負った人は、少し多く質問され、しばしば入念に質問をされるかもしれない。しかしながら、特定の傷が探し求められていることは知らない。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。彼らがどのように傷や怪我を負ったかについて、質問されるだろうという憶測はあった。スリランカ当局により脅されていることは聞いたことはない。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。傷について説明を求められるかもしれない。もし元 LTTE メンバーと特定され、社会復帰されていない場合、テロ捜査局 (TID: Terrorist Investigations Department) に回されるだろう。政府当局により脅迫され、容疑者を割り出す手段として使われていることについては、知らない。」

「入国管理局の報道官は、目立つ傷は要素ではないと述べた。」⁹⁴

- 3.18 2012 年 11 月 2 日の英国大使館(BHC)レターでは続けて、個人の空港での扱われる方法に潜在的に影響している追加的な要素について報告している。

[個人]が、LTTE の資金集めの中心のロンドンや別の都市から戻った場合[:]

⁹³ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁹⁴ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「スイス大使館の報道官は、要素になる証拠はなに持っていない。スイスは大きな中心地として考えられると述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、これは特に問題ではないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、このようなケースは知らないと述べた。」

「国際機関は、数か国からの帰還者に対処した。経験上手順はみんな一緒である。当局は空港での彼らの存在に気づいているが、友好的であると述べた。」

「コロomboの独立行政法人は経歴によるが、もし LTTE と関係を持っている疑惑があるならば、空港での扱われ方に影響するだろう。しかし、ロンドンから来た誰もが質問されるとは思わないと述べた。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、ロンドンだけではない、ノルウェーやトロントを含む欧州諸国からの帰還者が対象となっていると述べた。」⁹⁵

[個人が]、英国やどこか別の場所で、スリランカ政府に反対する活動に参加していた場合[:]

「スイス大使館の報道官は、これが要素になる証拠がないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、英国でのオックスフォード組合（Oxford Union）が解散した後に報告はあったが、それ以来何もないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースを知らないと述べた。」

「国際機関は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、政府は抗議団体の写真を撮って、大統領のウェブサイトや MoD のウェブサイトに掲載したと述べた。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、政府はそのような記録を保持していないと述べた。」⁹⁶

3.19 英国大使館(BHC)レターではさらに次について述べられている。

[個人が]不法でスリランカから出国した場合[:]

「スイス大使館の報道官は、当局はだれが仲介者なのか、誰が彼らの出国の手続をしたのかについて知ることを望んでいると述べた。」

⁹⁵ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁹⁶ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「スリランカのケースワーカーは、これは、関連性がないと思ったと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、スリランカを不法で出国することは、移民法のもと犯罪行為である。しかし、現在の慣習は違反者を起訴しないと述べた。」

「国際機関は、そのようなケースを知らないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。名前のような身元が部分的に一端を担い、パスポートの出国スタンプを持たない者は、質問されるだろう。シンハラ族は優遇される。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。これは要素ではない、違反行為ではあるが、裁判所へ行くためにケースをサポートする書類や証拠がない。裁判所は、原本が必要であり、書類の写真は良くない。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、不法でスリランカを出国した証拠を持っている場合、犯罪捜査局(CID)に引渡すだろうと述べた。」⁹⁷

[個人が]外国に亡命を求めている場合[:]

「スイス大使館の報道官は、これは問題ではないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、これは要素ではないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。誰かが亡命を求めているとスリランカ当局に通知しなかった。これは個人が述べたかどうかによる。このような問題については知らない。」

「国際機関は、当局は対処した全ての人は、外国に亡命を求め、適宜手続が行われたと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、これは要素であると述べた。」

「犯罪捜査局の報道官は、スリランカでは違法行為ではないため、要素ではないと述べた。」

「DIE の報道官は、これについて我々の機関に義務はないと述べた。」⁹⁸

3.20 英国大使館レターでは続けて次のように述べられている。

[個人が]ID カード又は、その他の身分証明書を持っていない場合[:]

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。自身のパスポートを所持していない場合、帰還者は国籍や身元を証明するスリランカ政府が発行した緊急用の渡航証明を持っている。」

⁹⁷ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

⁹⁸ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「スリランカのケースワーカーは、到着時には身分証明書や出生証明書について討議されなかったもので、特に問題ではないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、これは要素であるが全ての帰還者はパスポートや緊急用の渡航証明書を所持していたと述べた。」

「国際機関は次のように述べた。身分証明書を持っていないことは、帰還者が目的地に到着した際は問題となる。我々機関は、2 か月間かかったが書類を手に入れるためにパートナーと協力した。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。現在入国管理局は ID カードの提出を求めない。実際、スリランカ人は到着時に入国証明書に記入をしない。しかしながら、個人によって様々だが、もし彼らの身元が判明すれば、要素になるかもしれない。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、緊急用のパスポートを所持しているので、それが十分であると述べた。」⁹⁹

- 3.21 2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館レターでは、帰還者の扱いについて追加的な問題が述べられている。

「自主的又は強制的な帰還者が、スリランカへ戻った際に酷い扱いを受けたか、困難に直面した報告や申立てについて、承知しているか。知っているのであれば、これら困難や酷い扱いの原因は何か。」

「スイス大使館の報道官は、スリランカへ帰還した際の帰還者の酷い扱いに対し、情報はないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、そのような報告は受け取っていない、Lessons Learnt and Reconciliation Commission の報告は、地域社会における苦労について言及していると述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。英国からの 1 名の帰還者が申立てをしていることを知っている。オランダからは 1 名の苦情を申し立てている。そして裁判所が帰還を命じた者が、カナダからも 1 名いる。」

「国際機関は次のように述べた。自主的な帰還者だけを対処してきたが、一旦国に帰還したら、しばし犯罪捜査局から少なくとも 1 回か 2 回の訪問を受ける。また、民間事務所 (Civil Offices) を訪問するように要求されることを知っている。」

「コロombo地方の NGO は次のように述べた。賄賂を支払った帰還者の一人による申立てについて言及した。空港で質問された 2 名のの人を知っている。タミル人について何の情報を持っていないし、酷い扱いを受けた申立ては受け取っていない。」

⁹⁹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「コロombo独立行政法人は、情報源からこの報告を見会したと述べた。」¹⁰⁰

3.22 英国大使館レターでは続けて次のように述べられている。

「不認定となった難民申請者又は到着時又は後で勾留されている帰還者について承知済みか。」

「スイス大使館の報道官は、到着時やその後で勾留されている帰還者について知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。帰還者の 3 名は、空港に到着時に逮捕された。最初の 1 番目は、スリランカ空軍からの脱走兵で、空軍に引き渡され、3 日後釈放された。2 番目は、金銭的な問題で際立った逮捕歴を持っていた。ネゴンボ刑務所に連れて行かれ、2 日後に釈放された。3 番目は、密入国あっせんブローカー密入出国請負業者で、オーストラリアに行く船の船長であった。彼は逮捕され、ネゴンボ刑務所に連行され、酷い扱いを受けたと申立てをした。これは、オーストラリア大使館(AHC)により調査され、事実ではないことが分かった。スリランカ当局によって海上で捕まえられた帰還者を 2 名知っている。」

「国際機関は、前の回答を引用し、到着時に誰も勾留されていない。1 名又は 2 名が逮捕されたがその後釈放されているトリンコモリーでの搜索活動を知っていると述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、到着時又は到着後に勾留されている帰還者は知らないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、2009 年以来、その他の情報源を通してこのようなケースを聞いたことがあるが、2012 年のケースは知らないと述べた。」¹⁰¹

3.23 2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館(BHC)レターでは次のように述べられている。

「不認定となった難民申請者又はコロomboやその他場所の検問所で止められた帰還者について承知しているか。」

「スイス大使館の報道官は、検問所で話した人は、もはや検問所で全く問題はないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、検問所で止められた帰還者の報告を持っていないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、今ではたくさんの検問所はないと述べた。」

「国際機関は次のように述べた。唯一の検問所は、オマンタイにある。その帰還者は組織からのレターを提出するが、たとえ身分証明書(National Identity Card)を持っていなかったとしても問題はない。」

¹⁰⁰ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

¹⁰¹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「コロombo地方の NGO は、検問所で最初は身分証明書を見つけることができなかったが、先に進むことを許可された家族について言及した。」

「コロomboの独立行政法人は、次のように述べた。特にオマンタイの検問所を通る際に尋ねられる質問は、ここで何をしているか。ここに何の用事を持っているか。これは当局による調査、世帯登録、家庭訪問に伴う情報収集の一部である。」¹⁰²

3.24 英国大使館レターでは続けて次のように述べられている。

「空港に到着時やその後で酷い扱いを受けた、明確に確認された不認定となった難民申請者やその他帰還者のケースを承知しているか。」

「スリランカ大使館の報道官は、酷い扱いを受けた帰還者のケースについて知らないと言った。」

「スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと言った。」

「オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと言った。」

「国際機関は、空港でそのようなことは聞いたことはなく、住所を確認するため後に警察によって訪問を受けた帰還者を 1 名か 2 名知っていると述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、そのような話を聞いたことがないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、そのようなケースは知らないと言った。」

「もし不認定となった難民申請者又はその他帰還者が勾留され、酷い扱いを受けていた場合、彼らは特定の身元を持っているのか。」

「スイス大使館の報道官は、帰還者が酷い扱いを受けているケースを知らないと言った。」

「スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと言った。」

「オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと言った。」

「国際機関は、そのようなケースは聞いたことがないと述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、そのようなケースは聞いたことがないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、そのようなケースは知らないと言った。」¹⁰³

3.25 2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館では、次の問題について報じられている。

¹⁰² British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

¹⁰³ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

「コロomboの犯罪捜査局(CID)オフィスの4階に連れて行かれたという申立てが幾つかある。このことについての情報はるか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。コロomboの犯罪捜査局(CID)に連行された人は知らないし、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) がその建物を訪問した。」

「スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないし、犯罪捜査局オフィスは有名であるがそれ以上のことは知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、犯罪捜査局の本部で密入出国請負業者が酷い目に遭わされた、根拠のない申立てについて知っていると述べた。」

「国際機関は、我々の帰還者は通常犯罪捜査局に関与しないと述べた。」

「コロombo地方の NGO は次のように述べた。そのようなケースは知らないと述べた。このようなケースを聞くことを予想していたが、誰もがそのようなオフィスを訪れた申立てをしていない。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。他の人からこのケースについて知っている。国に戻ってきた人に限らず、国内の人も連れて行かれている。」

「ワウニアやバディカロア米陸軍収容所に連れて行かれたと何人かは主張している。彼らについて何を知っているか。拘留者はそこに連れて行かれるか。」

「スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。そのようなケースは知らないが、インドから手助けされて帰還した人が、ボッサ仮収容所に連れて行かれたことは知っている。赤十字国際委員会はそれ以降、収容所に接近している。」

「国際機関は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「コロomboの独立行政法人は次のように述べた。LTTE に関与している人々の社会復帰のために使われている。ワウニア、バディカロア、ジャフナ、ワンニの収容所を知っている。」¹⁰⁴

また、サブセクション[英国からのチャーター便](#)も参照。

[目次に戻る](#)

¹⁰⁴ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

自主的、強制的に帰還した不認定庇護希望者**強制的な帰還**

3.26 2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館(BHC)レターでは、強制的な帰還について問題が述べられている。

「スリランカへ不認定となった難民申請者(FAS)を帰還することを強制していますか？もしそうであるならば、2011 と 2012 年の推定データを提供してほしい」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。2012 年 8 月 31 日に、強制的に帰還させられた者が 7 名いた。そのうちの一人は、護衛されていた。2011 年にも似たようなデータがある。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。我々の最初の強制的なタミル人帰還を最近実施した。その前は、2008 年 10 月以来、88 名の不認定となった難民申請者を帰還させ、そのうち 73 名は自主的である。15 名の非自主的は、ムスリム人やシンハラ人の帰還者で構成されている。これから数か月の内、オーストラリア政府は初期段階で、スリランカ船が到着する際に審査して、ナウルやパプアニューギニアにある海洋処理センター（off-shore processing centre）を通して、追跡しようとしている。」

「もしスリランカへの強制的な帰還を実施した場合、帰還者の状況を監視するメカニズムは設置されている？」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。現場訪問はするが、帰還者の誰にも連絡は取り合わない。帰還者は、いつも大使館に来る選択肢を持っている。」

「オーストラリア大使館の報道官は、上記に上げられた前の回答を引用した。」¹⁰⁵

自主的帰還

3.27 2012 年 11 月 2 日付けの英国大使館(BHC)レターでは自主的帰還の問題について次のように報告されている。

「自主的にスリランカへ不認定となった難民申請者(FAS)を帰還させるか。もしそうであるならば、2011 年と 2012 年の推定データを提供してほしい。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。2011 年には 80 名の自主的帰還者があり、2012 年 8 月 31 日まで 54 名の自主的帰還者がいた。また、今年に 82 名のスリランカ人の自由出国（uncontrolled departure）を記録した。そこには彼らの意思でスイスを出た不認定となった難民申請者がいた。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。現在 10 名から 12 名の帰還の可能性について考えていると述べた。しかしこれはオーストラリア裁判所システムの反映である、と付

¹⁰⁵ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

け加えて述べた（NB. パプアニューギニアの海上処理を実施する場所が開いたことを受けて、2012 年 9 月の最終週に会議、「Australians operating two charter flights of voluntary returnees」が行なわれる）」¹⁰⁶

また、[第2章：亡命国からスリランカへ帰還したことに関する統計](#)を参照。

[目次に戻る](#)

帰還するスリランカ人に対する政府の見解

3.28. 11 月 2 日 2012 年付けの英国大使館レターは、帰還するスリランカ人に対するスリランカ政府の見解の問題について取り上げている。

「当局は英国で亡命を申請したスリランカ人が自主的或は強制的にスリランカに帰還していることをどのように把握しているか。」

「スイス大使館の報道官は次のように述べた。スリランカ政府は特に帰還者が得た知識のため多くの者が戻るのだから嬉しいのだろう。また、幾らかの帰還者をホテル業界で働かせる計画がある。」

「スリランカのケースワーカーは次のように述べた。政府の見解は分からないが、同じインタビュープロセスを導入している。」

「オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。誰と話をするかによる。オーストラリアからの帰還に関してスリランカ政府との対応の中、スリランカ政府は全ての帰還者を良く扱い、帰還させることに同意している。また、スリランカ政府は頻繁に誰が亡命を申し立てたかに興味を示している。」

「国際機関は次のように述べた。当局は「我々の国民は戻ってくる」と共感しているが、なぜ一気に帰還しなければならないのかと疑問を抱いている。」

「コロンボ地方の NGO は次のように述べた。当局は帰還者に疑いを抱いているが、国は移住労働者に頼っている。当局は帰還者について、どのようにしてスリランカを出国したのか、出国する前の滞在場所やネットワークや仲介者との会話について懸念を抱いていた。」

「コロンボの独立行政法人は次のように述べた。当局は「なぜあなたは亡命を申請するのか」、「あなたの政治的繋がりは何にか」を尋ねる可能性がある。彼らは帰還者を尋問し、監視を行

¹⁰⁶ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書 B を参照。

い、自宅を訪問し、調査を実施し警察署で登録させることもできる。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は次のように述べた。英国における不法残留者は、スリランカで犯罪を犯していない。彼らは滞在中多くのお金を稼ぐだろう。シンハラ人でさえ仕事やより良い将来と生活を求めてイタリアへ向かうだろう。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、スリランカ人は戦争もなく障害なしに生活できるため、亡命を申し立てる理由がないと述べた。」¹⁰⁷

3.29 英国大使館(BHC)レターでは続けて次のように述べられている。

「当局は西欧諸国から帰還しているスリランカ人不認定となった難民申請者に対してどのような見解を抱くか。」

「スイス大使館の報道官は、見解は英国と同じであると述べた。実際に多くは UNHCR の援助のもとインドから帰還していたと言い付け加えた。」

「スリランカのケースワーカーは、政府の見解は分からないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、彼らの見解はどこか別の国から帰還した者とは異ならない。帰還した国をもとに異なる扱いをした証拠はないと述べた。」

「国際機関は、そのようなケースに関与はしてないと述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、当局は帰還者がいい暮らしをするようになればと考えていると述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、欧州というわけではないが、ロンドン、ジュネーブ、トロントのような大きな拡散グループ (large diaspora group) から来た帰還者については質問されるだろうと述べた。大規模なグループと繋がる者は監視を受けるだろうと述べた。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、世界の他の場所は欧州諸国と同じくらい儲からないと述べた。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、扱われ方について違いはないと述べた。」¹⁰⁸

3.30 2012 年 11 月 2 日の英国大使館レターでは次のように述べられている。

¹⁰⁷ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. See 附属書 B for the full text

¹⁰⁸ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書Bを参照

「当局は特に英国だが、外国で勉強をしているスリランカ市民に対して特別な関心を抱いているのか。」

「スイス大使館の報道官は、分からないと述べた。又は、当局は一般的なことよりも個人のプロフィールを質問していると述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「国際機関は、分からないと述べた。」

「コロomboの地方の NGO は、確かではないが、当局はなぜ彼らが働かないか大きな関心を示し、国の荷物と考えていると述べた。」

「コロomboの独立行政法人は、そのようなケースは知らないが、身元によると述べた。」

「犯罪捜査局の報道官は通常通りに扱われていると述べた。」

「入国管理局の報道官は知らないと述べた。」¹⁰⁹

3.31 英国大使館(BHC)レターでは更に次のように記されている。

「外国で勉強をしているスリランカ人が、スリランカに戻ってきた際に逮捕されたケースを知っているか。もし知っているのであれば、彼らの身元はどのようなものか。」

「スイス大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと述べた。」

「オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「国際機関は、そのようなケースは知らないと述べた。」

「コロombo地方の NGO は、そのようなケースは知らないが、スリランカに戻ってきた学生が英国に戻った際に、入国を拒否された2つのケースを知っていると述べた。」

¹⁰⁹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書Bを参照

「コロomboの独立行政法人は、そのようなケースは知らないと言った。」

「犯罪捜査局(CID)の報道官は、そのようなケースは知らないと言った。」

「スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、そのようなケースは知らないし、なぜ彼らが逮捕されるのか疑問であると述べた。」¹¹⁰

[目次に戻る](#)

英国からのチャーター便

2012 年 6 月、9 月、10 月、12 月に英国国境庁(UK Border Agency)により着手されたチャーター帰還(charter returns)の後に英国大使館により作成されたレターについて次のサブセクションは言及している。これらレターの全文は、附属書類 B を参照できる。

3.32 2012 年 6 月 6 日のコロomboの英国大使館(BHC: British high Commission)は次のように述べた。

「英国に入国すること又は残ることを許されなかったスリランカ国民の帰還のために英国国境庁(UKBA: UK Border Agency)によってチャーターされたフライトは、2012 年 5 月 31 日にロンドンを出発した。」

「BPA8882 フライトは、コロomboのバンダラナイケ国際空港に 7 時 30 分頃に、36 名の強制帰還者を乗せて、2012 年 6 月 1 日に到着した(24 名の不認定庇護希望者、7 名の外国籍の犯罪者、5 名の亡命者ではない犯罪者)。帰還者の民族構成は、タミル人は 22 名、シンハラ人は 8 名、ムスリム人は 6 名。帰還者は、ロンドンのスリランカ大使館により発行された自身のパスポートか渡航書類(緊急又は臨時)を所持していた。飛行機が到着した際、飛行機はスリランカ航空の職員がいるメインのターミナルから離れた場所で待機していた。UKBA 代表者、帰還者と同伴者(escort)は、空港ターミナルへバスで移動し、7 時 40 分に到着した。UKBA 出入国審査官の責任者は 36 名の帰還者の名前が載っている乗客名簿のリストのコピー、身元書類をスリランカ入国管理局(DIE : Department of immigration and Emigration)職員に渡した。数日の帰還者の医療記録と薬物が入っているバックもまた入国管理局職員に渡された。」

「フライトで帰還者と同伴した職員は、乗り継ぎ場所を通過し、出発ロビーに進んだ。」

¹¹⁰ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 2 November 2012. 全文は附属書Bを参照

「全ての帰還者は、このフライトのために設けられ、一時的な障壁で封鎖された乗り継ぎ用のデスク近くの座席エリアに案内された。入国管理局職員は椅子と 4 個のテーブルを用意し、それぞれの椅子を座席エリアの前方に設置した。これら椅子は職員が帰還者に対して質問をする際に使われた。」

「英国大使館から帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)は座席エリアに付き添った。また、警視庁犯罪捜査局 (CID:Criminal Investigations Department)、国家情報局(SIS: the State Intelligence Service)、空港警備から職員が付き添った。入国管理局はタミル語を話す職員チームを参加させた。犯罪捜査局と国家情報局は、帰還者の手続を進めることを手助けする職員を連れてきた。」

「手順は安全であることを説明した。私は手続が終われば、直に空港を出ることができるため、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言した。又は、私は同僚と彼らの荷物や私物を見つけることを説明し、最後の一人が終わるまで空港に残ることを伝えた。私は彼らに税関の手続が終わってから空港から出る際に、マスコミがいるかもしれないことを説明した。しかし、現在のところマスコミがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。」¹¹¹

3.33 2012 年 6 月 5 日の英国大使館レターでは、続けて次のように述べられている。

「8 時 40 分頃に、スリランカ入国管理局(DIE)職員は 1 名の入国審査官と座席エリアの前方のテーブルで、1 名の帰還者にインタビューを始めた。このインタビューの目的は、帰還者の身元と国籍を確認することであった。入国管理局は各帰還者のデジタル写真を撮った。残りの帰還者は座席エリアで待機し、空港の警備員の監視のもとトイレを使用することが許された。水も飲むことができ、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒーも作った。」

「インタビューが始まった後、帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)は帰還者の荷物が保管されている手荷物受取所に行った。彼女は手荷物受取所の別の場所に保管されている荷物を受け取るために、スリランカ航空に連絡を取った。しかしながら、連絡を取ることができなかった。そのため、荷物は倉庫に下ろされた。」

「帰還者がスリランカ入国管理局(DIE)とのインタビューを終えた後、彼らが座っていた場所から近い国家情報局(SIS)に案内されるか、犯罪捜査局(CID)の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行

¹¹¹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 5 June 2012, 全文は附属書Bを参照

為をしたかに関してさらなるインタビューを受けた。」

「入国管理局は 1 名の帰還者の書類が真実ではないことを特定した。彼は起訴されることを前提で、犯罪捜査局に引き渡されることを私に説明した。犯罪捜査局はこの帰還者は勾留され、次の日にネゴンボの法廷に出頭するだろうと私に述べた。私は帰還者に何が起きたか理解したのか、彼は承諾したか確認するためにその日の間に 2 回話した。また、私は将来的な懸念があった場合のために名刺を彼に渡した。」

「国家情報局／犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。パスポートと渡航書類を受け取った後、彼らは進むことが許された。最初の帰還者は 11 時 55 分に進むことを許された。」¹¹²

3.34 2012 年 6 月 5 日の英国大使館レターでは次のように付け加えられている。

「国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの 50 ルピーと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。これはスリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて 1 泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。」

「帰還者は最初 IOM に 1 人か 2 人で来たがことが進むに連れて、3 名、4 名 5 名で来るようになった。私の同僚と私はスリランカ航空の代表者に付き添われ、荷物の倉庫まで全ての帰還者に付き添い、彼らが荷物を見つけるのを見届けた。全ての荷物は乗客名簿番号で番号をつけられていた。そのため、我々は各帰還者が荷物を見つけたどうか確認することができた。1 名の帰還者は UKBA から書類を返してもらうように助けを求めた。2 名の帰還者は最初荷物が紛失したと述べたが、その後見つかった。全ての帰還者は英国大使館の私の名刺か私の同僚の名刺が渡された。彼らは質問や懸念がある場合は、連絡するように説明された。」

「荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。私の同僚と私は彼らが止められ嫌がらせを受けないことを確認するために、各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。」

「36 名のうち 35 名が、14 時 30 分前に税関エリアを通過した最後の 1 名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。誰もが上機嫌で安心して、手続に満足していた。多くは私の同僚と私にお礼を述べた。」¹¹³

¹¹² British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 5 June 2012, 全文は附属書Bを参照

¹¹³ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 5 June 2012, 全文は附属書Bを

3.35 2012 年 9 月 27 日のコロomboの英国大使館レターでは次のように記されている。

「2012 年 9 月 20 日、フライト BPA8882 便は 9 時に、25 名の帰還者を乗せたコロomboのバンダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 13 名、シンハラ人 4 名、ムスリム人 8 名であった。性別構成は、男性 21 名、女性は 4 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局（DIE: Department of Immigration and Emigration）により発行されたパスポートや一時的渡航書類を所持していた。）

「フライトが早く到着したため、2 名の英国大使館職員は飛行機の着陸や帰還者がバスでターミナルへ移動するところを目撃できなかった。しかしながら、オーストラリア大使館の一等書記官（First Secretary）はそこにいあわせた。彼は英国大使館職員に電話で連絡し、チャーターに到着した UKBA 職員に会い、帰還者のインタビューに繋がる最初の引渡しの手続を監視することができた。」

「空港に到着した際、2 名の英国大使館職員はオーストラリア一等書記官、スリランカ入国管理局(DIE)、犯罪捜査局(CID)、国家情報局(SIS)職員に連絡した。帰還者は乗り継ぎエリアの近くの、障壁で封鎖されている場所に座り、次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許され、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒを作った。彼らの 5 名は座席エリアの前方のテーブルで既に入国管理官からインタビューされていた。」

「2 名の英国大使館(BHC)職員、Entry Clearance officer、帰還連絡係アシスタント(RLA: Returns Liaison Assistant)は、帰還者に彼らの役割とどのような手順で行なわれるのか、手順は安全であることを説明した。帰還者は、スリランカ当局手続が終われば、直に空港を出ることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、私は同僚と荷物や私物を見つけることを説明し、最後の一人が終わるまで空港に残ることを述べた。税関の手続の後に空港を出る際にマスコミが要るかももしれないことを説明した。しかし、現在のところマスコミがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。フライトで移動した UKBA 職員は、1 名の帰還者は英国から出国する前に自傷行為による怪我により腕に包帯を巻いていた。」¹¹⁴

参照

¹¹⁴ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 27 September 2012, 全文は附属書Bを参照

3.36 2012 年 9 月 27 日の英国大使館(BHC)レターでは続けて次のように述べられている。

「帰還者がスリランカ入国管理局(DIE)とのインタビューを終えた後、直に座っていた場所から近い国家情報局(SIS)に案内されるか、犯罪捜査局(CID)の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行為をしたかに関してさらなるインタビューを経験した。」

「国家情報局/犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。パスポートと渡航書類を受け取ったら、彼らは進むことが許された。5名の帰還者のうち第一陣は12時54分に進むことを許された。」

「国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの50ルビーと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話した。スリランカの自宅に戻る手段と必要に応じて1泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。」

「全ての帰還者は、帰還連絡アシスタントの名刺を渡され、質問や懸念がある場合は、英国大使館に連絡するように伝えられた。」¹¹⁵

3.37 2012 年 9 月 27 日の英国大使館レターでは次のように付け加えられている。

「荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために、各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。25名のうち23名が、15時30分前に税関エリアを通過した最後の1名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。」

「2名の男性の帰還者は、犯罪捜査局と残り、テロ捜査局(TID: Terrorist Investigation Department)によりさらなる質問が行なわれると伝えられた。テロ捜査局職員は2名の個人が以前 LTTE と関与を持ったことを英国大使館職員に知らせた。2名は国を出国する前に社会復帰していなかったと容疑をかけられた。そのため、コロンボのテロ捜査局本部から彼らの通関手続を照合するために許可が求められた。テロ捜査局職員は、手順の一部として彼らの荷物を検査する必要があると述べた。英国大使館を代表する帰還連絡アシスタントと IOM を代表する職員は、荷物検査に立ち会った。1名の帰還者は荷物を持っていなかったが、他の者は3つ荷物を持っていた。」

¹¹⁵ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 27 September 2012, 全文は附属書 B を参照

「職員は荷物検査を終えた後、荷物に鍵をかけないように求めた。洋服やその他私物の中から、2006 年から元リーダーの写真が掲載された LTTE に関する記事のタミル新聞を見つけた。職員は直にこれに関心を示し、手帳と SIM カードを押収した。職員は手紙と写真を検査し、帰還者に写真に写っているのは誰か、家族は誰なのかの質問をされた。検査を終えた後、帰還者の荷物はスリランカ航空の荷物検査職員の助けにより閉じられた。帰還者はその後乗り継ぎエリアに案内され、その他の帰還者と合流した。」

「帰還連絡アシスタントは名刺を帰還者に渡し、どのような問題についても対談したい際は連絡するように伝えた。しかしながら、荷物を持った帰還者は名刺を受け取ることを拒否し、空港から解放されないだろうと述べた。ぜんそくを持っていると述べ、吸入具を取り出し使用した。」

「16 時 30 分頃、テロ捜査局職員は帰還者の携帯電話を調べた。職員は電話の連絡帳を調べて、各帰還者に連絡帳の番号を使って彼らのスリランカの家族に連絡するように求めた。職員は彼らが英国の SIM カードを持っており、電話をするためのクレジットがないことに気づかなかった。そのため、職員はテロ捜査局職員の電話を使い家族に電話することを許可した。これは 2 名の帰還者が空港から向かう場所について偽情報を与えているかどうか検査するためであった。検査終了後、携帯電話は帰還者に返却された。これら検査は、公衆から丸見えのところで、乗り継ぎ場所で英国大使館と IOM 職員の前で行われた。」

「16 時 50 分に、テロ捜査局職員は電話を受け、2 名の帰還者は逮捕されず、さらなる調査のために勾留されずに、自由に空港を出ることができると述べた。しかしながら、空港の到着エリアで家族が待っているかどうか確かめることが必要と言いつけ加えた。1 名の帰還者は、彼の妻はそこで待っているはずだが、フライトの到着時刻を知っていたか分からないと述べた。別の者は、家族はいない、一人で移動すると述べた。国際移住機関(IOM)職員は 2 名の帰還者旅行費用を与え、連絡先情報を交換した。帰還連絡アシスタントは名刺を受け取らなかった帰還者に、名刺を渡した。今回は、彼は受け取った。両方の帰還者は、テロ捜査局、IOM と英国大使館職員に着き添われ、手荷物受取所に向かった。17 時 10 分に、帰還者は税関を通過した。」

116

3.38 2012 年 10 月 29 日のコロンボ英国大使館レターでは次のように記されている。

「英国国境庁(UKBA: UK Border Agency)により英国に入国する、又は残る資格がなかったスリランカ国民の帰還のためにチャーターされたフライトは、2012 年 10 月 23 日にロンドンを去っ

¹¹⁶ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 27 September 2012, 全文は附属書Bを参照

た。」

「7 時に空港に到着した際、英国大使館(BHC: British High Commission)の 2 名の職員は、チャーター便の受付手順を考えるために、スリランカ入国管理局 (DIE: Department of Immigration & Emigration)、警察犯罪捜査局 (CID: Police criminal investigation Department)、国家情報局 (SIS: State Intelligence Service) の職員、空港マネージャー (Airport Duty Manager)、スリランカ航空と連絡を取った。」

「2012 年 10 月 24 日、28 名の強制的帰還者を乗せて、フライト ZT2512 便は 9 時 15 分にコロンボのバンダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 14 名、シンハラ人 9 名、ムスリム人 5 名であった。性別構成は、男性 24 名、女性は 4 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局 (DIE: Department of Immigration and Emigration)により発行されたパスポートや一時的渡航書類を所持していた。」

「帰還者は乗り継ぎエリアの近くの、障壁で封鎖されている場所に座り、次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許され、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒーを作った。スリランカ入国管理局(DIE)職員によるインタビューは、テーブルと椅子が準備された地下の異なる場所で行われた。この場所は、インタビューを実施するための静かな雰囲気に適していると考えられた。」

「2 名の英国大使館職員、入国管理官 (Immigration Liaison Officer)、帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)、は、帰還者に自分たちの役割、どのような手順で行なわれるのか、手順について安全であることを説明した。帰還者は、手続きが終われば、直に空港をでることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、荷物や私物が戻ってくることを説明し、英国大使館職員は最後の一人が終わるまで空港に残ることが説明された。また、帰還者は税関の手続の後に空港を出る際にマスクが要るかもしれないことが説明された。しかし、現在のところマスクがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。医務職員(Medical Officer)は、3 か月未満英国に滞在していた人に、手を挙げるように尋ねた。誰もあげなかったので、マラリア検査は実施されなかった。」¹¹⁷

3.39 2012 年 10 月 29 日の英国大使館レターでは、続けて次のように述べられている。

「帰還者がスリランカ入国管理局(DIE)とのインタビューを終えた後、直に座っていた場所から

¹¹⁷ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 29 October 2012, 全文は附属書 Bを参照

近い国家情報局(SIS)に案内されるか、犯罪捜査局(CID)の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行為をしたかに関してさらなるインタビューを受けた。」

「国家情報局/犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。入国管理局により到着スタンプを押されたパスポートと渡航書類を受け取ったら、彼らは進むことを許された。5名の帰還者のうち最初の帰還者は13時00分に進むことを許された。」

「国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの50ルーペと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。スリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて1泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者はIOMに連絡先を提供し、IOMは彼らの連絡先を与えた。」

「全ての帰還者は、帰還連絡アシスタントの名刺を渡され、質問や懸念がある場合は英国大使館に連絡するように伝えられた。英国大使館職員は、荷物の受け取りを監視するために、手荷物受取所まで全員の帰還者に付き添った。」

「荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。外で待機しているマスコミにインタビューされたくないため、2名の帰還者が通常の乗客専用の出口とは反対の職員専用の出口から外に出るのを税関職員は許可した。全ての28名の帰還者は、16時00分前に税関エリアを終えた最後の1名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。多くは英国大使館職員にお礼を述べた。」¹¹⁸

3.40 2012 年 12 月 12 日のコロombo英国大使館レターでは次のように記されている。

「英国国境庁(UKBA: UK Border Agency)により英国に入国する、又は残る資格がなかったスリランカ国民の帰還のためにチャーターされたフライトは、2012 年 12 月 6 日にロンドンを去った。」

「12 月 07 日、29 名の強制的帰還者を乗せて、フライト ZT2513 便は 9 時にコロomboのバンダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 17 名、シンハラ人 5 名、ムスリム人 7 名であった。性別構成は、男性 24 名、女性は 5 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局(DIE: Department of Immigration and Emigration)により発行されたパスポートや一時的渡航書類を所持していた。車椅子で到着する 1 名の帰還者のために、設備が利用できるのを

¹¹⁸ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 29 October 2012, 全文は附属書 Bを参照

確実にするために、事前の準備がされた。親類がそこで待っていた。」

「首席入国管理官(Chief Immigration Officer)2名の入国管理官と空港警備員は、飛行機が到着した場所に向かい、機内の英国職員に会うために飛行機に乗った。入国管理官は帰還者と UKBA 職員とともに、バスでターミナルビルに戻った。」¹¹⁹

3.41 2012 年 12 月 12 日の英国大使館では続けて次のように述べられている。

「9 時 30 分に、全ての帰還者はターミナルビルの地下にある医療サービスエリアの近くの場所に座り、障壁で封鎖されているセクションで次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許された。この場所は、スリランカ国境局にとってインタビューを実施するのに静かであるので、適していると考えられた。」

「2名の英国大使館職員、入国管理官(Immigration Liaison Officer)、移住援助職員(Migration Support Officer)は、帰還者に自分たちの役割、どのような手順で行なわれるのか、手順について安全であることを説明した。帰還者は、手続が終われば、直に空港をでることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、荷物や私物が戻ってくることを説明し、英国大使館職員は最後の一人が終わるまで空港に残ることが説明された。また、帰還者は税関の手続の後に空港を出る際にマスコミが要るかもしれないことが説明された。しかし、現在のところマスコミがいる気配はないことが述べられた。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。車椅子の帰還者は、優先され、到着手続に関与した全職員により素早く処理された。」

「全てのインタビューは、ひとつの場所で実施された。そして、以前に行われていたので、帰還者はスリランカ入国管理局(DIE)インタビューから国家情報局(SIS)や犯罪捜査局(CID)オフィスに付き添われる必要はなかった。インタビュープロセスは、著しく早かった。国家情報局と犯罪捜査局インタビューが終了した際、帰還者はメインの座席エリアに戻った。入国管理局により到着スタンプが押されたパスポートと渡航書類が返されてから、前に進むことが許可された。」¹²⁰

3.42 また、同英国大使館レターでは次のように付け加えられている。

¹¹⁹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 12 December 2012, 全文は附属書Bを参照

¹²⁰ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 12 December 2012, 全文は附属書Bを参照

「国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの 50 ルピーと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。スリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて 1 泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。」

「12 時 45 分に、最初の帰還者は到着手続が終了したので、前に進むことが許可された。全ての帰還者は移住援助職員(Migration Support Officer)のビジネスカードが渡され、質問や懸念がある場合は、英国大使館に連絡するように伝えられた。英国大使館職員は手荷物を見つけたことを確認するために、手荷物受取所まで全ての帰還者に付き添った。各帰還者が自分の荷物を取るのを確認するために、全ての手荷物には乗客名簿番号で番号をつけられていた。これは、空港警備員により監視された。」

「荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。外で待機しているマスコミにインタビューされたくないため、2 名の帰還者が通常の乗客専用の出口とは反対の職員専用の出口から外に出るのを税関職員は許可した。全ての 29 名の帰還者は、16 時 00 分後に税関エリアを通過した最後の 1 名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。多くは英国大使館職員にお礼を述べた。」

「オーストラリア政府が帰還者の乗ったチャーター便をコロンボへ送っていたので、国境庁がプロセスを早めるために到着手続を微調整していたことを、英国大使館は気づいていた。また、全機関からの職員はプロセスに慣れていて、帰還者の乗ったチャーター便に対処するのが日課になっているように考えられた。」¹²¹

[目次に戻る](#)

西アフリカから帰還したスリランカ人

3.43 2012 年 9 月 6 日のコロンボの英国大使館レターでは次のように記されている。

「コロンボの英国大使館はスリランカ国民の移住のトレンドを日常的に監視している。2011 年、西アフリカから出たレポートは、多数のスリランカ人がベナンやトーゴのような国に集まり、カナダへ向かう船を待っていたとされていることを示していた。2011 年後半、カナダ政府はガーナの国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)に近づき、事実上足止めを食らった何人かのスリランカ人を本国へ送還する援助を求めた。カナダナショナル・ポス

¹²¹ British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 12 December 2012, 全文は附属書Bを参照

ト(Canadian National Post)は 2012 年 6 月 14 日付けだが添付されたリンクは、その日のニュース記事だけでなく、西アフリカの出来事の背景を提供している。

<http://news.nationalpost.com/2012/06/14/148-sri-lankan-migrants-arrested-on-their-way-to-canada/>
」

「その日のニュース記事 移住者の多くは飛行機で西アフリカに移り、カナダに向かう船を待っていた。多くは乗り継いだ国で、当局により逮捕され捕虜収容所(compound)に収容された。政府は本国送還を達成させる資金、要員(resources)や構造基盤を持っていなかったため、スリランカ人を本国送還させることはできなかった。そのため、スリランカ人は取り残された。仲介者(agent)が旅を続けることができるだろうと約束していたので、彼らはスリランカに戻ることは、初めは気が進まなかった。彼らは仲介者に多額のお金を払い、借金を返すためにカナダで仕事を見つけることに頼っていた。添付の書類は<http://news.lankasri.com/show-RUmgYGScOXmq3.html>にある記事の翻訳で彼らの窮状を詳しく述べている。」[記事の翻訳は、英国大使館レターの一として附属書類 B からアクセスできる]¹²²

3.44 2012 年 9 月 6 日の英国大使館レターでは続けて次のように述べられている。

「2012 年 1 月に、最初の自主的帰還の援助は、IOM により遂行された。トーゴで捉えられた総数 209 名のうち 9 名が定期便でコロンボへ帰された。それ以来人数が増え、ベナンから 147 名の帰還者がチャーター便に乗った。今まで合計 505 名のスリランカ人が自主的に西アフリカ 7 つの諸国から帰還した：ベナン、ガーナ、ギニア、マリ、モーリタニア、シエラ・レオネ、トーゴ。現在西アフリカには推定 800 名の取り残されたスリランカ人がいるので、プロジェクトは続いて、さらなる国々に広がっている。」

「各帰還者は 3 回支払を受け取る。つまり、出発前に 1 回目は、旅のための小遣い、コロンボに到着した際の 2 回目は、日々の糧のための補助金、復帰プログラムに参加した際の 3 回目は、個々の状況に合わされている。」

「IOM 職員はフライトで帰還者に付き添い、彼らはコロンボ空港でさらなる IOM 職員に出迎えられる。これら職員は、スリランカ入国管理局(Department of Immigration & Emigration)、国家情報局(State Intelligence Service)警察犯罪捜査局(Criminal Investigation Department of the Police)とのインタビューがある到着手続の間中ずっと付き添われる。早期の帰還者の何名かは帰還の際に、黄熱病を持ったので健康上の不安があった。次のリンクを参照ください。<http://www.dailymirror.lk/news/16642-deportees-from-togo-to-be-checked-for-yellow-fever.html>

¹²² British High Commission (BHC) Colombo, letter to the UKBA COI Service, 6 September 2012, 全文は附属書Bを参照

[ml](#). それ以来 IOM はスリランカ衛生部と協力し、帰還者は西アフリカから出国する前とコロンボに到着した際に検査されている。99%の全ての帰還者が自身の有効なパスポートを使用したと聞いている。帰還者が到着手続を終えた後、IOM は彼らの地元地区まで交通手段を提供した。」

[目次に戻る](#)

4. 英国国境庁によって IGC を通して実施された帰還についての質問

- 4.01 英国国境庁の代理として、移住、亡命や難民に関する政府間協議(IGC)は 2012 年 2 月にスリランカに関する亡命申請書、方針や帰還について参加国間で調査が実施された。調査はとりわけ自主的や強制的な帰還と関連データに関する質問がされた。IGC 調査の全内容は[附属資料 C](#)に提供されている。

IGC は国際的移住の流れの管理に関連する問題についての政策協議や政府間の情報交換のための、非公式な非政策決定フォーラムである。IGC は 17 の参加国、国連難民高等弁務官、国際移住機関や欧州委員会を呼び集める。参加国は、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スイス、イギリス、アメリカ。

- 4.02 IGC 調査は次の質問をしている。「自主的な、又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に虐待されている、若しくは困難に直面した申立てや報告を知っているか。もし知っているのであれば、困難や(申し立てられた)虐待の本質は何か。」そして IGC は次のオーストラリアからの回答を報じている。

「2010 年 9 月アムネスティ・インターナショナルとアジア人権委員会(Asian Human Rights Commission)はプレスリリースを発行した。このプレスリリースは、2009 年にオーストラリアから帰還したスリランカ出身の 3 名の不認定庇護希望者は、スリランカ警察犯罪捜査局([CID:Criminal Investigation Department](#))により 2010 年 8 月に勾留されて拷問されたと主張している。」

「アムネスティ・インターナショナルによると、2010 年 8 月 14 日、兄弟であった 2 名の男性がオーストラリアに亡命しようと計画していると疑いを掛けられてどうも逮捕されたい。アムネスティは、兄弟のうち一人は 6 日間犯罪捜査局により拷問されたと主張している。8 月 22 日に、オーストラリアから本国送還され勾留されて拷問された別のスリランカ男性とともに兄弟はネゴンボの町にある刑務所に連行された。」

「アジア人権委員会の声明は、兄弟のうち一人の申し立てられた虐待についてより詳細に述べられている。」

[<http://www.humanrights.asia/news/urgent-appeals/AHRC-UAC-143-2010/?searchterm='17%20september%202010'>] オーストラリアが取った行動

「これら主張はコロンボのオーストラリア大使館により調査された。オーストラリアはアムネスティ・インターナショナルとアジア人権委員会の 2010 年のステートメントで述べられた 3 名のスリランカ人に関してノン・ルフールマンの義務に違反していないことに納得している。」¹²³

4.03 また、IGC 調査は次の回答を報じている。

[デンマーク] 「デンマーク移民局により 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日まで実施されたスリランカ、コロンボの事実調査団の報告書、スリランカ在住のタミル人に関する人権及び安全保障問題、Chapters 1.1.2, 1.2.4, III. 1.5, III.1.6, VII. Source: The Danish Immigration Service」に関して事実報告を述べている

[<http://www.unhcr.org/refworld/publisher/DIS,,,4cc6d0492,0.html> からアクセスできる]

[フィンランド] 「幾らかの情報源によると、帰還者はスリランカに帰還した際に困難に直面している(例えば尋問、留置又は暴行)」

「例として、次のものを参照にできる。スリランカのカナダ移民難民委員会(Immigration and Refugee Board of Canada)、不認定とされた難民申請者(failed refugee applicants)を含むスリランカへ帰還したタミル人待遇に関する情報、国を出国 パスポートのような適切な政府の許可を持たずに帰還した際の影響、オタワのカナダ移民難民委員会調査局」2011 年 8 月 22 日に閲覧可能。(http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?id=453562&I=e)

[フランス] 「応募者の中にはこうした諸動機を呼び起こしている人もいるが、これら主張を裏付けるための信用できる情報源がない。」¹²⁴

4.04 また、IGC 書類には他の IGC 参加国からの回答について述べられている。

「[ドイツ]連邦・移民難民庁(Federal Office for Migration and Refugees)が利用できる情報は、亡命申請者は帰還の際に特定の困難には直面しないと示している。もし有効なスリランカパスポートで入国しているならば、入国手続は通常迅速に処理される。しかしながら、パスポートの代わりにスリランカ在外公館により発行された渡航書類(ICOM: Identity Certificate Overseas Missions、また緊急用許可証とも呼ばれる)を提出した場合、当事者により提出された情報をもとに身元調査が手続に従って実施される。これら帰還者はスリランカ入国管理局(出

¹²³ GC comparative study on Sri Lanka, 附属書Cを参照

¹²⁴ IGC comparative study on Sri Lanka, 附属書Cを参照

入国管理局)と刑事警察(警察犯罪捜査局)により空港で、身元、個人の生い立ち、目的地に関してインタビューされる。帰還したタミル人が追加的な不利益にさらされたことを示す報告はない。」

「[ニュージーランド] メディアで時々報じられる一般的な情報以外は、我々はニュージーランドのケースに関する特定の報告書や申立てを知らない。」

「[ノルウェー]国家警察入国管理局(National Police Immigration Service)は、スリランカに到着した際の虐待や困難に直面している強制的な帰還者の情報を受け取っていない。しかしながら、我々は帰還者が空港で尋問され、解放された情報は受け取っている。」

「次の IGC に参加した国は、つまりベルギー、カナダ、スウェーデン、そのような報告や申立てについて知らない。オランダ、スイス、アメリカはこの情報は開示できないと述べた。フランスは内政部の管轄下にあるので、OFPRA はこの議題に関するデータは提供できないと述べた。」¹²⁵

[目次に戻る](#)

¹²⁵ IGC comparative study on Sri Lanka, 附属書 C を参照

附属書類 B – コロンボの英国大使館からの文章



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

出生国情報サービス(Country of Origin Information Service)

英国国境庁(UK Border Agency)

拝啓、

Re: 2012 年 5 月 31 日から 6 月 1 日の帰還者を乗せた英国国境庁のチャーター便

英国に留まる、又は入国する資格を持たないスリランカ国民の帰還のために、英国国境庁によって用意されたチャーターされたフライトは、2012 年 5 月 31 日にロンドンを飛び立った。

フライト BPA8882 は、コロンボのバンダラナイケ国際空港に 36 名の強制的帰還者を乗せて 2012 年 6 月 1 日に 7 時 30 分に到着した(24 名不認定難民申請書、7 名外国国籍の違反者、5 名亡命以外の違反者)。帰還者の民族構成は、タミル人は 22 名、シンハラ人は 8 名、ムスリム人は 6 名。帰還者はロンドンのスリランカ高等弁務団により発行された自身のパスポートか渡航書類（緊急又は臨時）を所持していた。

帰還者の証拠書類の提出を容易にするため、飛行機の必要な許可やスリランカに到着した際の帰還者の円滑な到着手続のために、2004 年二国間再承認協定(bilateral readmission agreement)のもと英国政府とスリランカ政府間でロンドンとコロンボで、事前交渉が行われていた。2011 年 6 月、7 月、12 月と 2012 年 2 月の以前の UKBA チャーター便で得た経験により、フライト到着前に全ての関係者は手続を確認することができた。UKBA が 60 名の帰還者をフライトで帰還させることは、スリランカ政府によって承認されていた。

飛行機が到着した際、飛行機はスリランカ航空の職員がいるメインのターミナルから離れた場所で待機していた。UKBA 代表者、帰還者と同伴者(escort)は、空港ターミナルへバスで移動し、7 時 40 分に到着した。UKBA 出入国審査官の責任者は 36 名の帰還者の名前が載っている乗客名簿のリストのコピー、身元書類をスリランカ入国管理局(DIE : Department of Immigration and Emigration)職員に渡した。数日の帰還者の医療記録と薬物が入っているバックもまた入国管理局職員に渡された。

フライトで帰還者と同伴した職員は、乗り継ぎ場所を通過し、出発ロビーに進んだ。

全ての帰還者は、このフライトのために設けられ、一時的な障壁で封鎖された乗り継ぎ用のデスク近くの座席エリアに案内された。入国管理局職員は椅子と 4 個のテーブルを用意し、それぞれの椅子を座席エリアの前方に設置した。これら椅子は職員が帰還者に対して質問をする際に使われた。

英国大使館から帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)は座席エリアに付き添った。また、警視庁犯罪捜査局(CID:Criminal Investigations Department)、国家情報局(SIS: the State Intelligence Service)、空港警備から職員が付き添った。入国管理局はタミル語を話す職員チームを参加させた。犯罪捜査局と国家情報局は帰還者の手続を進めることを手助けする職員を連れてきた。

帰還者座席に座った際、私は英語で彼らに話した。私が誰なのか、どのような手順で手続が行なわれるのか、手順は安全であることを説明した。私は、手続が終われば、直に空港を出ることができるため、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言した。また、私は同僚と私は彼らの荷物や私物を見つけることを説明し、最後の一人が終わるまで空港に残ることを述べた。私は彼らに税関の手続が終わってから空港から出る際に、マスコミがいるかもしれないことを説明した。しかし、現在のところマスコミがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。

8 時 40 分頃に、入国管理局職員は 1 名の入国管理官と座席エリアの前方のテーブルで、1 名の帰還者にインタビューを始めた。このインタビューの目的は、帰還者の身元と国籍を確認することであった。入国管理局は各帰還者のデジタル写真を撮った。残りの帰還者は座席エリアで待機し、空港の警備員の監視のもとトイレを使用することが許された。水も飲むことができ、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒーも作った。

インタビューが始まった後、帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)は帰還者の荷物が保管されている手荷物受取所に行った。彼女は手荷物受取所の別の場所に保管されている荷物を受け取るために、スリランカ航空に連絡を取った。しかしながら、連絡を取ることができなかった。そのため、荷物は倉庫に下ろされた。

帰還者がスリランカ入国管理局(DIE)とのインタビューを終えた後、彼らが座っていた場所から近い国家

情報局(SIS)に案内されるか、犯罪捜査局(CID)の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行為をしたかに関してさらなるインタビューを受けた。

入国管理局は1名の帰還者の書類が真実ではないことを特定した。彼は起訴されることを前提で、犯罪捜査局に引き渡されることを私に説明した。犯罪捜査局はこの帰還者は勾留され、次の日にネゴンボの法廷に出頭するだろうと私に述べた。私は帰還者に何が起きたか理解したのか、彼は承諾したか確認するためにその日の間に2回話した。また、私は将来的な懸念があった場合のために名刺を彼に渡した。

国家情報局／犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。パスポートと渡航書類を受け取った後、彼らは進むことが許された。最初の帰還者は11時55分に進むことを許された。

国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの50ルーペと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話した。これはスリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて1泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者はIOMに連絡先を提供し、IOMは彼らの連絡先を与えた。

帰還者は最初IOMに1人か2人で来たがことが進むに連れて、3名、4名5名で来るようになった。私の同僚と私はスリランカ航空の代表者に付き添われ、荷物の倉庫まで全ての帰還者に付き添い、彼らが荷物を見つけるのを見届けた。全ての荷物は乗客名簿番号で番号をつけられていた。そのため、我々は各帰還者が荷物を見つけたかどうか確認することができた。1名の帰還者はUKBAから書類を返してもらうように助けを求めた。2名の帰還者は最初荷物が紛失したと述べたが、その後見つかった。全ての帰還者は英国大使館の私の名刺か私の同僚の名刺が渡された。彼らは質問や懸念がある場合は、連絡するように説明された。

荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。私の同僚と私は彼らが止められ嫌がらせを受けないことを確認するために、各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に免税店に立ち寄った。

36名のうち35名が、14時30分前に税関エリアを通過した最後の1名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。誰もが上機嫌で安心して、手続に満足していた。多くは私の同僚と私にお礼を述べた。

■■■■■

■■■■■

二等書記官(Second Secretary)(移住)

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省 (Foreign and Commonwealth Office) の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

出生国情報サービス(Country of Origin Information Service)
英国国境庁(UK Border Agency)

2012 年 9 月 6 日

拝啓、

Re: 西アフリカにいるスリランカ人

コロンボの英国大使館はスリランカ国民の移住のトレンドを日常的に監視している。2011 年西アフリカから出たレポートは、多数のスリランカ人がベナンやトーゴのような国に集まり、カナダへ向かう船を待っていたとされていることを示していた。2011 年後半、カナダ政府はガーナの国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)に接触し、事実上足止めを食らった何人かのスリランカ人を本国へ送還する援助を求めた。カナダナショナル・ポスト(Canadian National Post)は 2012 年 6 月 14 日付けだが添付されたリンクには、その日のニュース記事だけでなく、西アフリカの出来事の背景が提供されている。

<http://news.nationalpost.com/2012/06/14/148-sri-lankan-migrants- arrested-on-their-way-to-canada/>

移住者の多くは飛行機で西アフリカに移り、カナダに向かう船を待っていた。多くは乗り継いだ国で、当局により逮捕され捕虜収容所(compound)に収容された。政府は本国送還を達成させる資金、要員(resources)や構造基盤を持っていなかったため、スリランカ人を本国送還させることができなかった。そのため、スリランカ人は取り残された。仲介者(agent)が旅を続けることができるだろうと約束していたので、彼らはスリランカに戻ることにについて初めは気が進まなかった。彼らは仲介者に多額のお金を

払い、借金を返すためにカナダで仕事を見つけることを見込んでいた。添付の書類は <http://news.lankasri.com/show-RUmgYGScOXmq3.html> にある記事の翻訳で彼らの窮状を詳しく述べている。[記事の翻訳は、英国大使館レターの一として附属書類 B からアクセスできる]

2012 年 1 月に、最初の自主的帰還の援助は IOM により遂行された。トーゴで捉えられた総数 209 名のうち 9 名が定期便でコロンボへ帰された。それ以来人数が増え、ベナンから 147 名の帰還者がチャーター便に乗った。今まで合計 505 名のスリランカ人が自主的に西アフリカ 7 つの諸国から帰還した：ベナン、ガーナ、ギニア、マリ、モーリタニア、シエラ・レオネ、トーゴ。現在西アフリカには推定 800 名の取り残されたスリランカ人があるので、プロジェクトは続いて、さらなる国々に広がっている。

次の IOM 案内書[省かれた PDF ファイル]はプログラムに関する追加的情報を提供している。全ての帰還者が添付された自主的申告書を記入しなければいけないことを我々は知らされている。

各帰還者は 3 回支払を受け取る；出発前に 1 回目は、旅のための小遣い、コロンボに到着した際の 2 回目は、日々の糧のための補助金、復帰プログラムに参加した際の 3 回目は、個々の状況に合わされている。

IOM 職員はフライトで帰還者に付き添い、彼らはコロンボ空港でさらなる IOM 職員に出迎えられる。これら職員は、入国管理局(Department of Immigration & Emigration)、国家諜報機関(State Intelligence Service)、警察犯罪捜査局(Criminal Investigation Department of the Police)とのインタビューがある到着手続の間中ずっと付き添われる。早期の帰還者の何名かは帰還の際に、黄熱病を持ったので健康上の不安があった。次のリンクが参照にできる。
<http://www.dailymirror.lk/news/16642-deportees-from-togo-to-be-checked-for-yellow-fever.html>。それ以来 IOM はスリランカ衛生部と協力し、帰還者は西アフリカから出国する前とコロンボに到着した際に検査されている。99%の全ての帰還者が自身の有効なパスポートを使用したと聞いている。帰還者が到着手続を終えた後、IOM は彼らの地元地区まで交通手段を提供している。

■■■■■

■■■■■

二等書記官(Second Secretary)(移住)

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。

IOM 記事の翻訳は、上記のレターの第 2 段落に述べられている。タミル語の原文は次のリンクで利用で

きる <http://news.lankasri.com/show-RUmqyGScOXmq3.html>

50万ルピーを持ってアフリカへ渡った人の話である。

北部に住むタミル人の基本的な必要性として考えられる「外国へ行こう」は、今は不確かなものになっている。戦争やSunsea Ship episodeの後、欧州諸国の大部分は警戒した。これら国々は難民施設を受け入れることを辞めた。しかしながら、西洋文明に対する我々の流行はこの事実を理解することなしに続いた。オバマ大統領とサルコジ大統領は彼らの国に雇用を創出することができないので、全権を委ねようとしている時に、我々のためにどのような機会を与えることができるのか。もし我々が自分自身で仕事を得るために外国に行く資金投資できるならば、その国と我々の祖国の両方の利益になるだろう。しかしながら、その件について誰も気がついていない。

外国に移住することを試みたが見捨てられた人々のIOMに対する懸命な懇願は、様々な国々から殺到し続けている。

6年前、夜の12時に近いある日、Thalayadiから電話の着信が鳴り、私は眠っていたかと尋ねた。彼は更に次のように述べた。たったの1.5ルピーで外国に連れていくことを提案していた者がいた。彼は私に分かっているか尋ねた。眠気の中、私は「分からない」と述べて眠りその後は覚えていない。数日後その番号に電話をかけたが、使用されていなかった。

6か月後、次のニュースに注目し

た。「何百人のスリランカ人が西アフリカを離れ自分たちではどうすることもできない状況である。彼らは外国にわたるため密入国あっせんブローカーと認可されていない仲介者に大金を払ったが、だまし取られ外国の国を離れた。我々は彼らを救うことに従事しており、既に多くの者が国に帰還している。」

私は教師であった。私を知っている人々がフライトチケットは今支払わなければいけなく、残金の50万ルピーは外国に到着した際に支払うことができると述べた。彼らは5日間で目的地に連れて行く。私は興味をそそられた。教師の仕事を何年続けることができるのか。私は20万ルピーを貯めていた。私は金利付きの借金をした。この情報を受け取ってから4日後、カトゥナーヤカ空港に行った。私はそこで9名の全員で外国にわたることが分かった。私はフライトチケットを手渡した人に、160,000ルピーを支払わなければいけなかった。また彼は残金を支払う同意書に署名させた。彼は私が初めて会う機関からの人であった。

エチオピアに着陸した。それから我々は砂漠に隣接する国に着陸した。その後、我々はある国で置き去りにされた。我々はトーゴであることを知った。この国は黒人がおり、我々とは異なり大変礼儀正しそうに見えた。人々の多くは、Thalayadi、Uduthurai、Vadamaradchichi、Sarasalai、Vadamarachichi East出身であった。

その後、我々は家に連れて行かれ、そこに滞在することを許可された。私を含め47名そこにいた。この家は1個のトイレとお風呂しかなかった。我々は朝のお祈りのため早朝3時から列を作らなければいけなかった。我々に何ができるのか。我々は外国に行く目的を達成するために受け入れなければならなかった。我々は5名のグループに分かれ、各グループにはリーダーがいた。彼は外に出て食料を買いに行ける唯一の人であった。47名がそこにいる事実は自国の人には知られていないと述べられた。グループのリーダーは常に異議を申し立てた者を殴り倒した。我々の携帯電話は取り上げられた。機関と連絡を取る人はリーダーであった。彼がいる前で国の家族と話すために電話が与えられ、話が終えた後取られた。

5日経過し、船は何もなかった。その間、Sarasakai出身の5名の少年はどこからともなく来て、衣服を着替えることなくそこに留まった。彼らは壁にもたれかかって立ち続けた。彼らは家に到着してからの30分以内に車が到着。そこから去らなければならないと伝えられた。しかし、車は来なかった。かわいそうな子供達である。彼らは深夜まで待ち、その後服を着替えた。

このようなことが続き、2か月後数名が書類を持って来た。書類の1つには船の写真があった。

直に彼らは壁に船の写真をかけた。彼らは我々に説教していた。私は私が教えていたときに私の指導方法で多くの生徒をひどく苦しめていたことを思い出した。しかしながら、彼らの指導は面白かった。それは、外国に行く展望が我々の頭に循環していたからであった。

我々の注目は船の写真に向けられ、渡航するための船が来るだろうと知らされた。この船はペニン港にとまっており、トロール漁船で渡らなければならないと伝えられた。彼らは我々にトレーニングと安全装置を与えると述べた。最後に彼が述べたことに、我々全員は驚いた。彼が述べたことは、船上で食料が必要なので、ビスケットや似たような食べ物のために幾らかの荷物も積み込まなければならない。彼らは我々に機関に伝えられたので食料を支払うことを望んでいた(費用は50万ルビーから80万ルビーと様々であった)。船の写真を我々に見せて、食料を購入しなければいけないことは我々に期待を抱かせた。しかし、私はお金を払わなかった。私は目的地に到着した際に支払うと述べた。他の者は彼ら渡航計画が私の支払の拒否により妨害されると批判した。

3日後、3時30分頃にその国の警察が我々全員を拘束した。彼らはパスポートを奪い、地下に連れて行きそこに置き去りにした。そこで私はスリランカから来た人々はここに連れて行かれることを確信した。200名以上の人々がその場所で勾留されていた。寝るためのマットでさえなかった。1日に1回の食事だけ軍により与えられた。ある時は、3日で1回の食事しかなかった。地面に落ちた米粒でさえ、我々は拾い上げ食べた。拘束から逃れた少年は直に拘束された。警察は直に特定し逮捕する。最悪なことは、我々の周りに立ち見張っている少年兵が、我々の残飯を食べるために待っていることである。彼らは集まりそこから見ている。これが彼らはとても礼儀正しいと始めに言った私の意味することである。

UNHCR 職員がその後我々を尋ねてきた。数日後、IOM 職員が連絡してきて、国に戻りたい者に質問を

した。私を含め数名が戻るための登録をした。それから問題が発生した。

彼ら全員が私達に怒鳴り始めた。我々を夜中脅してきた。もし帰国したい人がいるか誰かが登録しに来た場合、戻ることを拒否すべきであると、機関の男性から伝えられていたと述べた。彼らはその約束を邪魔したと我々を非難した。また、グループリーダーは我々を脅した。しかし、我々は IOM に連絡し国に直に戻った。

25 名の人はまだそこにいて、残りは全員国に戻ったと私は理解している。これら 25 名の人には国に戻れない人々である。

この機関のネットワークは明るみに出てきているが、この詐欺の張本人は逃亡中であると知った。

これは物語ではない。これは夢を持って旅をしたが、国に帰還した実際の人物の話である。彼は今国に住んでいる。(名前は開示されない)

深夜携帯電話にかけてきた人が彼らの 1 人かもしれない。国際移住機関は小額で外国に連れていくことを約束する密入国あっせんブローカーや不法な機関によって騙された何百名の人を救い続けている。

これら人々は、偽の希望を与え彼らを騙した偽の機関により西アフリカ諸国、ベナン、マリ、トーゴやナイジェリアを離れている。彼らの多くは失望の中厳しい苦難と苦しみを経験して、帰還が一番の選択であると考えている。しかしながら、事情によりスリランカに住むことができなくて難民を求めている者は、そこに滞在し続けている。



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

出生国情報サービス(Country of Origin Information Service)
英国国境庁(UK Border Agency)

2012 年 9 月 27 日

拝啓、

Re: 9 月 19 日から 20 日に到着した帰還者の UKBA チャーター便

2012 年 9 月 20 日、フライト BPA8882 便は 9 時に、25 名の帰還者を乗せたコロンボのバンダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 13 名、シンハラ人 4 名、ムスリム人 8 名であった。性別構成は、男性 21 名、女性は 4 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局(DIE: Department of Immigration and Emigration)により発行されたパスポートや一時的渡航書類(TTD)を所持していた。これが、チャーター便の帰還者が入国管理局の新しい Readmission Case Management System を通して TTD が発行された、最初だった。

帰還者の証拠書類の提出を容易にするため、飛行機の必要な許可やスリランカに到着した際の帰還者の円滑な到着手続のために、2004 年二国間再承認協定(bilateral readmission agreement)のもと英国政府とスリランカ政府間でロンドンとコロンボで、事前交渉が行われていた。以前の 5 回にわたる UKBA チャーター便で得た経験により、フライト到着前に全ての関係者は手続を確認することができた。

フライトが早く到着したため、2 名の英国大使館職員は飛行機の着陸や帰還者がバスでターミナルへ移動するところを目撃できなかった。しかしながら、オーストラリア大使館の一等書記官(First Secretary)はそこにいた。彼は英国大使館職員に電話で連絡し、チャーターで到着した UKBA 職員に会い、帰還者

のインタビューに繋がる最初の引渡しの手続を監視することができた。

空港に到着した際、2名の英国大使館職員はオーストラリア一等書記官、スリランカ入国管理局(DIE)、犯罪捜査局(CID)、国家情報局(SIS)職員に連絡した。帰還者は乗り継ぎエリアの近くの障壁で封鎖されている場所に座り、次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許され、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒーを作った。彼らの5名は座席エリアの前方のテーブルで既に入国管理官からインタビューされていた。

2名の英国大使館職員、Entry Clearance officer、帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)は、帰還者に彼らの役割とどのような手順で行なわれるのか、手順は安全であることを説明した。帰還者は、スリランカ当局手続が終われば、直に空港をでることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、彼らは荷物や私物が戻ることを説明し、英国大使館職員が最後の一人が終わるまで空港に残ることを述べた。また、帰還者は、税関の手続が終わり空港を出る際にマスコミが要るかもしれないことが説明された。しかし、現在のところマスコミがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであったか。フライトで移動した UKBK 職員は、1名の帰還者は英国から出国する前に自傷行為による怪我により腕に包帯を巻いていたと述べた。

インタビューが始まった際、帰還連絡係アシスタント(RLA)はスリランカ航空の職員と連絡を取るために手荷物受取所に行き、手荷物受取所の別の場所に荷物を保管するように手配した。荷物は台車に載せられ、空港の警備員が荷物を監視した。

帰還者が入国管理局とのインタビューを終えた後、彼らが座っていた場所から近い国家情報局に案内されるか、犯罪捜査局の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行為をしたかに関してさらなるインタビューを経験した。

SIS／犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。入国管理局により到着スタンプが押されたパスポートと渡航書類を受け取り次第、彼らは進むことが許された。5名の帰還者のうち第一陣は 12 時 54 分に進むことを許された。

国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、スリランカの 50 ルビーと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。スリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて 1 泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。

全ての帰還者は、帰還連絡アシスタントの名刺を渡され、質問や懸念がある場合は英国大使館に連絡するように伝えられた。英国大使館職員は手荷物受取所まで全ての帰還者に付き添い、彼らが荷物を見つけるのを見届けた。全ての荷物は乗客名簿番号で番号をつけられていた。そのため、我々は各帰還者が

荷物を見つけたどうか確認することができた。1 名の帰還者は UKBA から書類を返してもらうように助けを求めた。別の帰還者は最初荷物が紛失したと述べたが、その後見つかった。別の帰還者は荷物の 1 つを忘れたが、彼の親友で彼に届けたいという帰還者に預けた。

荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために、各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。25 名のうち 23 名が、15 時 30 分前に税関エリアを通過した最後の 1 名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。

2 名の男性の帰還者は、犯罪捜査局(CID)と残り、テロ捜査局(TID: Terrorist Investigation Department)によりさらなる質問が行なわれると伝えられた。テロ捜査局(TID)職員は 2 名の個人が以前 LTTE と関与を持ったことを英国大使館職員に知らせた。2 名は国を出国する前に社会復帰していなかったと容疑をかけられた。そのため、コロンボのテロ捜査局本部から彼らの通関手続を照合するために許可が求められた。テロ捜査局職員は、手順の一部として彼らの荷物を検査する必要があると述べた。英国大使館を代表する帰還連絡アシスタントと IOM を代表する職員は、荷物検査に立ち会った。1 名の帰還者は荷物を持っていなかったが、他の者は 3 つ荷物を持っていた。

職員は荷物検査を終えた後、荷物に鍵をかけないように求めた。洋服やその他私物の中から、2006 年からの、元リーダーの写真が掲載された LTTE に関する記事のタミル新聞を見つけた。職員はすぐにこれに関心を示し、手帳と SIM カードを押収した。職員は手紙と写真を検査し、帰還者に写真に写っているのは誰か、質問をした。それらのほとんどが彼の家族だったのだが。検査を終えた後、帰還者の荷物はスリランカ航空の荷物検査職員の助けにより閉じられた。帰還者はその後乗り継ぎエリアに案内され、その他の帰還者と合流した。

帰還連絡アシスタントは名刺を帰還者に渡し、どのような問題についても対談したい際も連絡するように伝えた。しかしながら、荷物を持った帰還者は名刺を受け取ることを拒否し、空港から解放されないだろうと述べた。喘息を持っていると述べ、吸入具を取り出し使用した。

16 時 30 分頃、テロ捜査局職員は帰還者の携帯電話を調べた。職員は電話の連絡帳を調べて、各帰還者に連絡帳の番号を使って彼らのスリランカの家族に連絡するように求めた。職員は彼らが英国の SIM カードを持っており、電話をするためのクレジットがないことに気づかなかった。そのため、職員はテロ捜査局職員の電話を使い家族に電話をすることを許可した。これは 2 名の帰還者が空港から向かう場所について偽情報を与えているかどうか検査するためであった。検査終了後、携帯電話は帰還者に返却された。これら検査は、公衆から丸見えのところで、乗り継ぎ場所で英国大使館と IOM 職員の前で行われた。

16 時 50 分に、テロ捜査局職員は電話を受け、2 名の帰還者は逮捕されず、さらなる調査のために勾留されずに、自由に空港を出ることができると述べた。しかしながら、空港の到着エリアで家族が待つて

いるかどうか確かめることが必要と言いつけ加えた。1 名の帰還者は、彼の妻はそこで待っているはずだが、フライトの到着時刻を知っていたか分からないと述べた。別の者は、家族はいない、一人で移動すると述べた。IOM 職員は 2 名の帰還者旅行費用を与え、連絡先情報を交換した。帰還連絡アシスタントは名刺を受け取らなかった帰還者に、名刺を渡した。今回は、彼は受け取った。両方の帰還者は、テロ捜査局、IOM と英国大使館職員に着き添われ、手荷物受取所に向かった。17 時 10 分、帰還者は税関を通過した。

■
帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)(移住)

■
二等書記官(Second Secretary)(移住)の代理

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

2012 年 10 月 29 日

拝啓、

Re: 10 月 23 日から 24 日に到着した帰還者の UKBA チャーター便

英国国境庁(UKBA: UK Border Agency)により英国に入国する、又は残る資格がなかったスリランカ国民の帰還のためにチャーターされたフライトは、2012 年 10 月 23 日にロンドンを去った。

帰還者の証拠書類の提出を容易にするため、飛行機の必要な許可やスリランカに到着した際の帰還者の円滑な到着手続のために、2004 年二国間再承認協定(bilateral readmission agreement)のもと英国政府とスリランカ政府間でロンドンとコロomboで、事前交渉が行われていた。以前の 5 回にわたる UKBA チャーター便で得た経験により、フライト到着前に全ての関係者は手続を確認することができた。

7 時に空港に到着した際、英国大使館 (BHC: British High Commission) の 2 名の職員は、チャーター便の受付手続を考えるために、入国管理局(DIE: Department of Immigration & Emigration)、警察犯罪捜査局 (CID: Police criminal investigation Department)、国家情報局 (SIS: State Intelligence Service) の職員、空港マネージャー (Airport Duty Manager)、スリランカ航空と連絡を取った。保健省職員が「マラリア撲滅キャンペーン」で、外務省(MEA: Ministry of External Affairs)が発行した手紙を持って英国大使館職員に近寄り、入国管理局の管理官(Contoller General)に向けて、保健省はチャーターで到着した者に対してマラリアテストを実施しなければならないと伝えた。英国大使館職員は保健省に帰還者は英国からであり、マラリアテストとの関係性が分からないと述べた。保健省職員は 3 か月未満英国に滞在した帰還者はテストを受けるべきであると述べ、英国大使館職員はそれに同意した。

2012 年 10 月 24 日、28 名の強制的帰還者を乗せて、フライト ZT2512 便は 9 時 15 分にコロomboのバン

ダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 14 名、シンハラ人 9 名、ムスリム人 5 名であった。性別構成は、男性 24 名、女性は 4 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局 (DIE: Department of Immigration and Emigration) により発行されたパスポートや一時的渡航書類を所持していた。

帰還者は乗り継ぎエリアの近くの、障壁で封鎖されている場所に座り、次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許され、スリランカ当局は要望によりお茶やコーヒーを作った。入国管理局職員によるインタビューは、テーブルと椅子が準備された地下の異なる場所で実施された。この場所は、インタビューを実施するための静かな雰囲気に適していると考えられた。

2 名の英国大使館職員、入国管理官 (Immigration Liaison Officer)、帰還連絡係アシスタント (Returns Liaison Assistant)、は、帰還者に自分たちの役割、どのような手順で行なわれるのか、手順について安全であることを説明した。帰還者は、手続が終われば、直に空港をでることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、荷物や私物が戻ってくることを説明し、英国大使館職員は最後の一人が終わるまで空港に残ることが説明された。また、帰還者は税関の手続の後に空港を出る際にマスコミが要るかもしれないことが説明された。しかし、現在のところマスコミがいる気配はなかった。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。医務職員 (Medical Officer) は、3 か月未満英国に滞在していた人に、手を挙げるように尋ねた。誰もあげなかったので、マラリア検査は実施されなかった。

帰還者が入国管理局とのインタビューを終えた後、直に座っていた場所から近い国家情報局に案内されるか、又は犯罪捜査局の地下のインタビュー施設に連れて行かれた。各帰還者は英国への行き方や方法、英国で何をしていたか、スリランカで以前犯罪行為をしたかに関してさらなるインタビューを受けた。

国家情報局/犯罪捜査局インタビューが終えた際、帰還者はメイン座席エリアに戻った。入国管理局により到着スタンプを押されたパスポートと渡航書類を受け取ったら、彼らは進むことを許された。5 名の帰還者のうち最初の帰還者は 13 時 00 分に進むことを許された。

国際移住機関 (IOM: International Organization for Migration) からの代表者は、スリランカの 50 ルーペと同等のお金を手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。スリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて 1 泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。

全ての帰還者は、帰還連絡アシスタントの名刺を渡され、質問や懸念がある場合は英国大使館に連絡するように伝えられた。英国大使館職員は、荷物の受け取りを監視するために、手荷物受取所まで全員の帰還者に付き添った。全ての荷物は乗客名簿番号で番号をつけられていた。そのため、我々は各帰還者が荷物を見つけたどうか確認することができた。

荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。外で待機しているマスコミにインタビューされたくないため、2名の帰還者が通常の乗客専用の出口とは反対の職員専用の出口から外に出るのを税関職員は許可した。全ての28名の帰還者は、16時00分前に税関エリアを終えた最後の1名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。多くは英国大使館職員にお礼を述べた。

[REDACTED]

帰還連絡係アシスタント>Returns Liaison Assistant)(移住)

[REDACTED]

二等書記官(Second Secretary)(移住)の代理

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

出生国情報サービス(Country of Origin Information Service)
英国国境庁

2012 年 11 月 2 日

拝啓、

Re: 帰還したタミル人の最新情報

コロンボの英国大使館は、コロンボに帰還したスリランカ国民、特にタミル人が直面した状況を監視している。2012 年 9 月 3 日から 17 日の間に、高等弁務団の当局者は、現在の状況を査定するために、コロンボの対話者数人と対談した[殆どの対話者は、組織は名乗るべきではないことを要求した]。これは、タミル人の状況は悪化しており、帰還時には虐待の 高い危険があると、一般に公開された申立てに対する応答である。

1. コロンボ空港でのタミル人の待遇

不認定となった難民申請者(FAS)と当局によって指名手配されている人々を空港で特定するために、どのような手順が使われているのか。

スイス大使館の報道官は、スイス政府は定期便に乗っている人だけを帰還させると述べた。彼らはスリランカ当局に前もって通知しない。彼らの帰還者の多くは、強制帰還者であるが自主的である。何人かは 2 人の民間警察官によって連行されていたかもしれないが、空港で当局は彼らに質問をしたが特に問題はなかった。

スリランカのケースワーカーは彼の組織は彼らを不認定となった難民申請者(FAS)と見なさず、規格外で足止めをくらった移住者という名前をつけている、述べた。到着の際当局はデータベース上で個人の犯罪歴と指名手配人リストを検査し、悪い移民記録を持つ帰還者は追跡するかもしれない。彼の組織はこれらの手順に関与してなかったと付け加えたが、定期便とチャーター便に乗っている全ての帰還者は、同じ手順で調べられ、当局が彼らに対する見方に違いはなかったと判断した。まれにチャーター便は多くの護衛が付き添われた。そして英国大使館は援助を提供し、英国から来たチャーター便と接触するために常時代表者を送った。

オーストラリア大使館の報道官は彼らの経験上当局は、航空会社から強制帰還者を乗せていると通知されると述べた。自主帰還者は、航空会社から正式な通知はなかった。スリランカを法律に従って出国した者と、正式な渡航書類で移動している帰還者は、普通通り入国管理を通過したと言いつけた。スリランカ入国管理局(DIE: Department of Immigration & Emigration)は、帰還者が指名手配のリストに載っているか、又は違法に国を出たか確認するために検査をしました。帰還者はそれから国家情報局(SIS: State Intelligence Service)や警察犯罪捜査局(CID: Police criminal investigation Department)に問い合わせられた。犯罪捜査局は帰還者の地方警察署に問い合わせるがこれには時間を要した。

国際機関は、自主的な本国送還プログラムの運用経験から我々に帰還者は乗り継ぎ場所で集められ、家族の世帯主にだけ入国管理局当局者によりインタビューをされ、大体 2 時間から 2.5 時間留まった。帰還者は、それから国家情報局に引き渡され、2 時間ほどインタビューされ、時々あらゆる年齢の子供達もインタビューされた。20 歳から 45 歳の者はより詳細なインタビューを受けた。

帰還者はブラックリストや指名手配人リストで検査されているが、今まで拘束や逮捕の例はない。プロセスのため、今まで一番長くかかった時間は 1 時間 30 分であった。実際何人かの帰還者は、緊急用パスポート(emergency passport)を所持している人でさえ、全く質問されなかったとコロンボの地方の非政府組織 (NGO: non government organization)の代表者は述べた。

彼らは直接知らなかったが、犯罪捜査局とテロ捜査局 TID: Terrorist Investigation Department)がスリランカに戻った人を監視した一定の期間があったことに気づいた。彼らは、空港で拘束されている際誰にも話をしていなかったが、特にジュネーブで開かれている国連人権理事会の会議の期間中に、帰還する人をそこで監視していたことを知っていたとコロンボの独立行政法人(Independent Organization)は述べた。

全ての被追放者は、彼らの詳細を記録する職員によって話をかけられている。幾らかのケースでは、彼らは偽造書類の所持や指名手配されていた理由で、航空会社や入国管理局によって警察署に引き渡されている。もし彼らが指名手配されていなかったら、通過が許可されたいだろうと犯罪捜査局の報道官は述べた。(*NB. スリランカ当局は、帰還して、入国が拒否されたり、送還されたり、又は別の国によって国外追放されたりした人を、被追放者(deportee)と呼んでいる。)

スリランカ入国管理局(DIE)報道官は、彼らの新しい Readmission Case Management System(RCMS)の基、帰還者は到着前に、データベース上で確立された記録で特定されるだろう。もし彼らが有効なパスポートを所持していない場合、ロンドンにあるスリランカ高等弁務団によって一時的渡航書類 (TTD: Temporary Travel Document)が発行されるだろう。全ての帰還者は有効なパスポートを所持していたかに関係なく国家情報局(SIS)や犯罪捜査局(CID)に引き渡された。

コロンボ空港に到着したタミル人はどうなるのか。

スイス大使館の報道官は次のように述べた。タミル人が扱われる方法に違いはなく、全ての民族グループは同じ手順である。民族グループは、主にタミル人、時折ムスリム人であった。当局は、これら人々の不法密航に興味をもっていたように見えたが、当局が彼らからお金を取っていたことすら帰還者から全く苦情はない。

スリランカのケースワーカーは、到着時のプロセスは、民族間で区別はなく、大勢の帰還者はタミル人で、他の人と同じように処理されたと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、タミル人に対する手順は、シンハラ人と同じである。タミル人は、外国での活動やどのように国を出たのかより詳しい情報を探す国家情報局から厳密に調査を受けると述べた。

国際機関は、彼らは手順を効率よく処理するために、前もってバックグラウンド調査を実施していた。タミル人は手続に少し時間がかかり、インタビューは少し厳しい場合がある。2006 年から 2009 年の間にスリランカを出た人は、プロセスは全く威圧的ではなかったが、厳密な調査を経験したと述べた。

コロンボの地方の NGO は、タミル人は 2 回検査される場合があるが、嫌がらせや拘束されるわけではない。これは、恐らく国際社会からの圧力によるものである。もし彼らがパスポートを持っていたら、すぐに解放されていただろう。しかし、緊急用のパスポートで移動していた場合、より多くの質問がされる場合があると考えを述べた。

コロンボの独立行政法人は彼らが聞いた話を述べた。もし当局が誰かについて疑惑をもつ、又はタミル・イーラム解放の虎(LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam)と関係をもっていると特定した場合、彼らは連れ出され、質問され、外部との接触が与えられず拘束され、2～3 時間後に解放される。人々は拘束され拷問されているとの噂があるが、我々はその情報を持っていない。

犯罪捜査局の報道官は、彼らは他の人と同じように処理されるだろう、特定の民族のみ異なる扱いははなく、全員同じ手順を受ける。多くのタミル系帰還者は英語やシンハラ語を話せないため言葉の壁があった。このようなケースの場合、タミル語を話す職員が探されると述べた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、帰還者は人種で扱われない。彼らは全員スリランカ人であった。全ての被追放者は、国家情報局(SIS)や犯罪捜査局(CID)に引き渡された。

どのような検査が空港で行われているのか。

スイス大使館の報道官は、失敗した庇護希望者が到着した際、入国管理局によってインタビューされ警察によって照合され、国家情報局によっても調べられた。時折、自主的帰還者はインタビューされずに通過している。

スリランカのケースワーカーは、出入国管理事務所は彼らの渡航書類を検査した後、帰還者を国家情報局に引き渡され、調書が取られ、地方の警察署と検査を行う警察犯罪捜査局に引き渡されると述べた。幾らかの特別なケースでは、帰還者は警察テロ捜査局(TID)に引き渡された。全ての帰還者は、アフリカ西部から来てマラリアを持つ被帰還者に関して、医療的な懸念があったが、到着時に健康診断を受け、同じように処理されている。また、特定の国々から来た何人かの自主帰還者は、更なる検査を受けていない。彼らは、パスポートを持って移動しているので、出入国審査官が処理をする。

オーストラリア大使館の報道官は前の回答を言及した(上記を参照)。

帰還者は、いつ国を出国し、LTTE と何らかの関係を持っていたか。外国で何をしていたかに関して基本的な質問が尋ねられている。もし帰還者が情報を持っていると考えられた場合、インタビューをする職員間で驚きが生じるかもしれないと国際機関は述べた。

入国管理局はどのような渡航書類を所持していたかを本に各帰還者にインタビューをした。彼らのクライアントの一人は 50 ポンド賄賂を職員に支払わなければならなかったと主張したとコロomboの地方の NGO は説明した。

帰還者が LTTE と関係をもっているか確認するため、検査は行われているとコロomboの独立行政法人は述べた。

彼らは指名手配されているか、又は違法行為の疑惑があるか、データベース上で帰還者を検査したと犯罪捜査局の報道官は述べた。これら人々は理由があったため出国した。

入国管理局報道官は、もしスリランカパスポート、又は一時的渡航書類を提出していたならば、国境検問所、又はパスポートデータベースや裁判所命令の告訴リストの彼らの情報と照らし合わされて、詳細に検査されるだろうと述べた。彼らのシステムは、まだインターポールデータベースまでは繋がっていない。

どのような状況下で、当局は帰還者を拘束するのか。もし拘束があったのであれば、どこで行われたの

だろうか。

スイス大使館の報道官は、もし際立った訴訟があり、ブラックリストに載り、密入国に関与していたならば、帰還者は拘束されるかもしれない。LTTE のメンバーはもはや問題ではなかったと推測。これら拘束者は、通常はネゴンボ（空港近辺の大きな都市）へ送られ、裁判所に出廷した。また、犯罪歴のある者は、さらなる質問をされる可能性がある。

スリランカのケースワーカーは、帰還者が過去 12 か月間勾留された 2 つのケースのみを知っている。彼らの犯罪歴と際立った逮捕の令状が理由であった。1 人は西アフリカ、もう 1 人はインドネシアからであったと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、際立った逮捕令状を持った者、人の密輸に関与した者は、逮捕されやすかったと述べた。

国際機関は到着の際、2 つの逮捕を知っていた。最初は、2010 年に拘束され、高レベルの民兵組織のリーダーと繋がっていると疑われた。彼は勾留されて、弁護士を利用したが彼の状況についての情報が不十分であった。2 人目は、偽造書類で移動し、現在保釈されて刑事訴訟中であると述べた。

コロomboの地方の NGO の代表者は、到着の際に会った自主帰還の誰もが、拘束されていないが、誰がどこに行き、どのように国を出たのかの質問に対する説明ができない場合、帰還者は精密な調査を受ける確率があると述べた。

コロomboにある独立行政法人は、LTTE と関係があるのか。共感を持っているとして特定された者は、さらなる調査がされる可能性がある。運営体制には妄想症があり、LTTE の名残を解消していると述べた。

犯罪捜査局の報道官は、帰還者が偽造パスポートを所持していた場合に逮捕される。そして、同じように彼らが偽物であった場合も逮捕される。事業部はその後、訴訟手続を踏むことができる。

入国管理局の報道官は、偽造パスポートを提示していたとデータベースで明らかになった場合、犯罪捜査局に引き渡され起訴される。当事者がインド人、バングラデシュ人又は別の国籍であった場合、航空会社に返され、関係のある大使館又はコロomboの高等弁務団に連絡される。あるケースでは、裁判所は個人にインドに送還するように命じたと知られていると述べた。

コロomboの空港で、どのような身元のタミル人が拘束され尋問されたのか。

スイス大使館の報道官は、帰還者の 2 時間ほどのインタビューは拘束と考えていなく、亡命者のインタビューはスイス大使館で、3 時間かかると述べた。

スリランカのケースワーカーは、経験上、人物違い、際立った告訴や指名手配リストに載っている者であると述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、状況によるが、スリランカを不法に出国したため、質問された拘束社のケースを思い出したと述べた。

国際機関は全員質問が済み、職員による質問は統一化されている。最近の退避と帰還者の年齢層は関連性があるが、出身国との明確な違いはなかったと述べた。

コロンボ地方の NGO は、拘束されている人を承知していない。かつての紛争地帯からのタミル人は精密な調査をされる可能性があり、又はどのように国を出国したのかを問われる。経験上では、まだ女性は質問されていない。

コロンボの独立行政法人は、LTTE と関係のある者、政府に対して批判的な者、食事を組織や仲間に与えている者、関与したものと関係をもった者、北部と東部で社会復帰している者は、誰と会っているか、誰と話しているかに関して未だに質問されていると述べた。

犯罪捜査局の報道官は、タミル人は到着時に拘束されたり、尋問されたりすることを拒否したと述べた。

入国管理局の報道官は、空港で拘束をしなかった全ての人は、同じように対処されていると述べた。

追加的な質問や尋問は実施されているのか。もしそうであるならば、どのような状況下で行われているのか。

スイス大使館の報道官は、何も知らないと答えた。

スリランカのケースワーカーは、このような経験はないが 2 人の警察官の殺人の罪に関する令状があったため、帰還時に逮捕された英国のチャーター便に乗っていた帰還者のケースを覚えていると述べた。彼は、カルムナイ刑務所に送られたと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、スリランカ空軍から脱走兵した帰還者が 1 人おり、空軍本部に連行されたケースがあったことがわかった。また、最近の強制的帰還者は、2～3 時間後に解放される前に、コロンボの犯罪捜査局本部に連行されたと述べた。

国際機関は、帰還者は空港で対処され、もし彼らが怪しい場合犯罪捜査局が関与する。上記に述べているように、4,000 人以上の帰還者のうち 2 ½ 年以上勾留されていた 2 のケースのみ知っていたと述べた。

コロンボ地方の NGO は、まだ何も聞いていないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、どこに勾留されたか知らないが国の秘密の場所に勾留されていたと述べた。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、大抵の場合帰還者を逮捕しなかった。そのためコロンボに連れて行く事ができなかった。全てのインタビューは、空港のオフィスで実施されている。そして、スリランカの法律に従い、24 時間以内に近く of 裁判所へ容疑者を引渡さなければならないと述べた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、送還を待つ勾留された人は、出発前まで拘束するための施設を提供する航空サービスへ引き渡されると述べた。

その他グループは勾留され、尋問されているのか。もしそうであるならば、どのような状況下なのか。

スイス大使館の報道官は、北部や以前 LTTE が捕らわれていた場所から帰還している者、又は LTTE と深い関係を持っていた場合、追加的に質問を受ける可能性がある。帰還者がスリランカを出国した際一端を担った。例えば、1990 年中期に出国していたならば、質問され彼らの地区で登録されていたかもしれないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、誰も知らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、誰も知らないと述べた。

国際機関は、何も知らないと述べた。

コロンボの地方の NGO はプログラムを通して来た帰還者の経験はあったが、コメントはできないとしている。

コロンボの独立行政法人は、ジュネーブでの UNHCR[sessions]の期間中、国を出入国する人々は質問されていると述べた。

犯罪捜査局の報道官は、個人が国家情報局(SIS)によりテロ行為があると疑われた場合、テロ捜査局(TID)に引き渡されると述べた。

入国管理局の報道官は、入国法違反を行なったと疑われた人は調査されると述べた。

一連の要素は、個人の空港での扱われ方に（どのように）影響するのか。もしそうであれば、どのように影響するのか。もし個人が

実際の LTTE メンバーだったり、又は疑惑があるような前歴があるならば

スイス大使館緒報道官は、そのようなものに出くわしていないが、注目を集めている裁判や戦争犯罪をしたとされる人は、精密な調査を受ける可能性があると言った。

スリランカのケースワーカーは、以前 LTTE として特定されている西アフリカ出身の帰還者数人は政府の社会復帰プログラムを経験した。誰も勾留されなかったと言った。

国際機関は、略歴による。政党派はより厳しい調査を受けるだろう。そして、LTTE と戦った人は当局に関心を持たせるだろう。LTTE に興味を持つ人々、又は LTTE と関係を持つ人々は、興味を持たせるが、必ずしも勾留されるわけではない。その人はシェフや写真家であると述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、実際に LTTE メンバー又はメンバーの疑惑を持つ人は要素であり、厳しい調査を受けるだろうと言った。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、殆どの LTTE 疑惑者は、社会復帰していた、数人のリーダーは現存しているが、LTTE 幹部を逮捕するつもりはない。LTTE の活動の疑いがある人を見つけた場合、テロ捜査局に問い合わせるだろうと言った。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、機関は全国にだけ設置されていると言った。

LTTE に親戚がいると特定された場合

スイス大使館の報道官は、何も知らないと言った。

スリランカのケースワーカーは、これは重要ではないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、LTTE との繋がり、当局に厳しい調査をさせる原因となると述べた。

国際機関は、親戚について聞かれることは当然であろうと言った。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。

犯罪捜査局の報道官は、人の記録を保管する優れたデータベースを所持しているので、これは要素ではない。殆どの LTTE 幹部は社会復帰したので、1～2 時間以内に検査を終えることができると述べた。

国内避難民(IDP)収容所で過ごした場合

スイス大使館の報道官は、問題ではないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、そのようなことは思わないと述べた。西アフリカの帰還者の多くは、マニクファーム(Menik Farm)で過ごしていたが、到着時には問題ではなかった。

オーストラリア大使館の報道官は、[IDP 収容所で過ごしたこと]、LTTE 政権のもとに住んでいただけの理由が、必ずしも要素ではない。IDP 自体は勾留の対象ではないと述べた。

国際機関は、2009 年マニクファームにいた人は注目され、その収容所からどのように出たか尋ねられることがある。この年齢の最近の難民は、恐らくスリランカからどのように出国したのか尋ねられるだろう。当局は不正な移住を阻止しようとする意思を示していると述べた。

コロンボの独立行政法人は、[IDP 収容所で過ごしたどうか]が要素であるだろうとこれに同意した。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、これが要素であるとは考慮し難いと述べた。

LTTE 幹部や LTTE と関連を持つ人のための、社会復帰収容所から出所したり、過ごしたりした場合

スイス大使館の報道官は、これは難しい、最も疑わしいグループである。彼らの扱われた方は、生活地域、関与、能力や当局が持つ情報によると述べた。

スリランカのケースワーカーは、到着時に西アフリカ出身で、以前 LTTE であったと特定された帰還者が、社会復帰収容所を経験したが、誰も勾留されなかったと繰り返していった。

オーストラリア大使館の報道官は、社会復帰収容所にいることは、ある程度のレベルで、LTTE の諜報員であったことを示している。これは、基本的なルールであると述べた。

国際機関は、申立てをするために外国に行き、戻ってきた逃亡者には出くわしたことがない。厳しい調査を受けるだろうが、疑いようもない何人かはいるだろうが、まだ適期ではなかった。社会復帰した人は民間役人、陸軍収容所、地方警察に報告義務を持った。悪事は、全て彼らの知るところとなる。地域を出た際に他の帰還者より厳しい調査を受けている。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であることに同意した。

犯罪捜査局の報道官は、以前 LTTE 幹部であった 2 人をギニアに帰還した際に特定した。軍事諜報部に

よる調査で、彼らは社会復帰していたことが明らかになり解放された。

前科や目立った逮捕歴を持っているかどうか

スイス大使館の報道官は、これは要素である。逮捕歴を持った人は逮捕され、ネゴンボに連行され、裁判所に提訴されるだろうと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、これはさらなる調査に値する要素であろうと支持した。

国際機関は、以前このケースについて触れたため知っていると述べた。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であると同意した。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、法的手続に従うだろうと述べた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、システムには裁判所の命令又は、牢獄から脱走した人の情報を含んでいる。しかし、LTTE 疑惑のある人のリストは含んでいないと述べた。

保釈中に行方をくらましたり、勾留から逃げたりした場合

スイス大使館の報道官は、これは要素である。彼らは逮捕され、ネゴンボに連行され、裁判所に提訴されるだろうと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、これはさらなる調査に値する要素であると述べた。

国際機関は、この部類の帰還者を知らず、難民として確認され、彼らの経歴でのことについて述べられている人を偶然見つけるが、これ以外は「ない」と述べた。

コロンボの独立行政法人は、この人が社会復帰したかどうか確かめるために記録を検査すると述べた。

犯罪捜査局の報道官は、これら人が社会復帰したかどうか確認するために、彼らの記録を検査するだろうと述べた。

供述書や同じような書類に署名することを余儀なくされた場合

スイス大使館の報道官は、このようなケースについて知らないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、このようなケースについて知らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、コメントをしなかった。

国際機関は、このことに関して情報を持たないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、これは要素である。シンハラ語の供述書に署名することは、いまだに続いており、裁判所を通してこのケースを追っていると述べた。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、そのようなケースにして知らなかった。

治安部隊に LTTE メンバーの疑惑がある身元になるか、情報提供者になることについて質問される場合

スイス大使館の報道官は、亡命申請者の何人かはこれについて述べていたが、特に問題ではないと考えたと述べた。

スリランカのケースワーカーは、このようなケースの報告についてはしらないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、このようなケースの報告については知らないと述べた。

国際機関は、これに関して情報を持たないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であるだろうと述べた。

犯罪捜査局の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

目立つ傷を持っている場合

スイス大使館の報道官は、この前亡命者のインタビュー中に、大使館のスタッフに述べられたが、今は何もこのようなことはないと述べた。(NB, それ以来、スイス政府は国内のスリランカ亡命申請書を、これ以上受け付けないことを正式に発表した)。

スリランカのケースワーカーは、このようなケースの報告はないと述べた。西アフリカ出身の帰還者の一人は、義足をつけていたが、特に問題ではなかったと述べた。

オーストラリアの高等弁務団の報道官は、関連性はないと述べた。

国際機関は、足を引きずり、腕や手に傷を負った人は、少し多く質問され、しばし入念に質問をされるかもしれない。しかしながら、特定の傷が探し求められていることは知らないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、彼らがどのように傷や怪我を負ったかについて、質問されるだろうという憶測はあった。スリランカ当局により脅されていることは聞いたことはないと言った。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、傷について説明を求められるかもしれない。もし元 LTTE メンバーと特定され、社会復帰されていない場合、テロ捜査局(TID: Terrorist Investigations Department)に回されるだろう。政府当局により脅迫され、容疑者を割り出す手段として使われていることについては、知らないと言った。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、目立つ傷は要素ではないと言った。

LTTE の資金集めの中心のロンドンや別の都市から戻った場合

スイス大使館の報道官は、要素になる証拠はなに持っていない。スイスは大きな中心地として考えられると言った。

スリランカのケースワーカーは、これは特に問題ではないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、このようなケースは知らないと言った。

国際機関は、数か国からの帰還者に対処した。経験上手順はみんな一緒である。当局は空港での彼らの存在に気づいているが、友好的であると述べた。

コロンボの独立行政法人は、経歴によるが、もし LTTE と関係を持っている疑惑があるならば、空港での扱われ方に影響するだろう。しかし、ロンドンから来た誰もが質問されるとは思わないと言った。

犯罪捜査局の報道官は、ロンドンだけではなく、ノルウェーやトロントを含む欧州諸国からの帰還者が対象と成っていると述べた。

英国やどこか別の場所で、スリランカ政府に反対する活動に参加していた場合

スイス大使館の報道官は、これが要素になる証拠がないと言った。

スリランカのケースワーカーは、英国でのオックスフォード組合(Oxford Union)が解散した後に報告があったが、それ以来何もないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースを知らないと言った。

国際機関は、そのようなケースは知らないと言った。

コロンボの独立行政法人は、政府は抗議団体の写真を撮って、大統領のウェブサイトや MoD のウェブサイトに掲載したと言った。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、政府はそのような記録を保持していないと言った。

不法でスリランカから出国した場合

スイス大使館の報道官は、当局はだれが仲介者なのか、誰が彼らの出国の手続をしたのかについては知ることを望んでいると言った。

スリランカのケースワーカーは、これは、関連性がないと思ったと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、スリランカを不法で出国することは、移民法のもと犯罪行為である。しかし、現在の慣習は違反者を起訴しないと述べた。

国際機関は、そのようなケースを知らないと言った。

コロンボの独立行政法人は、名前のような身元が部分的に一端を担い、パスポートの出国スタンプを持たない者は、質問されるだろう。シンハラ族は優遇されるだろうと言った。

犯罪捜査局の報道官は、これは要素ではない、違反行為ではあるが、裁判所へ行くためにケースをサポートする書類や証拠がない。裁判所は、原本が必要であり、書類の写真は良くないと述べた。

入国管理局の報道官は、不法でスリランカを出国した証拠を持っている場合、犯罪捜査局に引渡すだろうと言った。

外国に亡命を求めている場合

スイス大使館の報道官は、これは問題ではないと言った。

スリランカのケースワーカーは、これは要素ではないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、誰かが亡命を求めていたとスリランカ当局に通知しなかった。これは個人が述べたかどうかによる。このような問題については知らないと言った。

国際機関は、当局は対処した全ての人は、外国に亡命を求め、適宜に手続が行われたと言った。

コロンボの独立行政法人は、これは要素であると述べた。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、スリランカでは違法行為ではないため、要素ではないと述べた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、このことについて考えるのは我々が遂行することではないと述べた。

ID カードやその他書類を持っていない場合

スイス大使館の報道官は、自身のパスポートを所持していない場合、帰還者は国籍や身元を証明するスリランカ政府が発行した緊急用の渡航証明を持っていると述べた。

スリランカのケースワーカーは、到着時には身分証明書や出生証明書について討議されなかったので、特に問題ではないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、これは要素であるが全ての帰還者はパスポートや緊急用の渡航証明書を所持していたと述べた。

国際機関は、身分証明書を持っていないことは、帰還者が目的地に到着した際は問題となる。我々機関は、2 か月間かかったが書類を手に入れるためにパートナーと協力したと述べた。

コロンボの独立行政法人は、現在入国管理局は ID カードの提出を求めない。実際、スリランカ人は到着時に入国証明書に記入をしない。しかしながら、個人によって様々だが、もし彼らの身元が判明すれば、要素になるかもしれないと述べた。

犯罪捜査局の報道官は、緊急用のパスポートを所持しているので、それが十分であると述べた。

入国管理局の報道官は前の回答を言及した。

2. 帰還者の監視

あなたの組織は帰還する不認定となった難民申請者(FAS)を監視しているか。

スイス大使館の報道官は、帰還者は監視していないと述べた。常に大使館に申し入れることが容易のため、その必要性がなかったとさらに述べた。

スリランカのケースワーカーは、支援プログラムを通して社会復帰した帰還者を監視している。帰還者と会い復帰と持続について話し合っていると述べた。

オーストラリア大使館の報道官は次のように述べた。到着プロセスを、自ら又は国際移住機関(IOM)を経由してのどちらかにより行われると考えていたが、空港には正式な監視能力がなかった。彼らの役割は一旦帰還者が到着プロセスを通過した際が終了。帰還者は場合によっては、到着後の援助が提供された。高等弁務団は、潜在的な問題のあるケースについては、出国前のレポートを受け取った。人権の監視はなく、報告を通してフィードバックを提供した IOM によるパストラルケア(pastoral care)を調査するだけであった。また、彼らは虐待の申立てを調査している。

国際機関は、帰還者を監視し、レポートを収集している。そのレポートは、スリランカ政府の許可を得た後に公表されると述べた。

コロンボ地方の NGO は、帰還者をケースワーカーと繋げた。ケースワーカーは、公式に 1 年間帰還者と連絡を取り合う。しかしながら、何人かは連絡を取り合うことなく姿を消した。また、法的支援を帰還者に提供しなかったと述べた。

コロンボの独立行政法人は、帰還者に会うことがなく、監視もなく、また支援すらしていないと述べた。

あなたの組織はコロンボ空港で帰還する不認定となった難民申請者と会うか。

スイス大使館の報道官は、スイス当局から特別に要請がない限り帰還者と会わないと述べた。これは、通常発生しないものである。

スリランカのケースワーカーは、空港で帰還する不認定となった難民申請者と合うと発表した。

オーストラリア大使館は、彼らの以前の上記の応答を引用した。

国際機関は、空港で帰還者と合うことを発表した。

到着後、不認定となった難民申請者(FAS)に援助を提供しているか？もしそうであるならば、どのような援助となり、どのくらいの期間提供するか。

スイス大使館の報道官は、自主的な帰還者は、一人につき 4-5000 スイスフラン（2,600 - 3,300）までの支払を申請できると述べた。支払はスイスとスリランカの両方で査定され、個人の必要性に合わせられる。また、医療援助が利用できる。強制帰還者は、スイスを出発する前に移動費用のみ受け取る。

スリランカのケースワーカーは、到着後の援助をオーストラリアや欧州諸国を含む諸外国からの帰還者に提供すると述べた。コロンボやジャフナにスタッフを配置し、帰還者に働きかけている。援助期間は援助国や復帰プログラムによる。例えば、アフリカ西部プロジェクトは、18 か月までで、欧州の標準プロジェクトは 6 か月続く。しかしながら、地域密着型プロジェクトは、5 年前からまだ帰還者と連絡を取り合っている。

オーストラリア大使館の報道官は、上記の彼らの前の回答を再び言及した。彼らは IOM と 6 か月まで帰還者に援助を提供するプロジェクトを運営しているが、まだ実施されていないと述べた。

国際機関は我々が提供した全ては、帰還者のための社会復帰のための助成金と交通費、そして銀行口座の開設である。

コロンボ地方の NGO は、1 年まで援助を提供すると述べた。帰還者は頻繁に書類を手に入れる支援を求めるが、大抵は事業開発、ビジネスサービスへのアクセス、又は勉強の継続である。スリランカに到着する前に、彼らにどのような支援が必要なのかを決めるが、期間後は彼らの内 75%は考えが変わると指摘した。

どのくらい不認定となった難民申請者は、NGS、国際連合や西欧大使館のような組織、又は他の組織を利用可能なのか。

スイス大使館の報道官は、帰還者は自由に大使館にいくことができる。帰還のプロセスはとても円滑になったので、大使館にとって事前にスイスから送還を知らされることは稀であると述べた。

スリランカのケースワーカーは、組織はとても利用しやすかった。オフィスのドアはいつも開いていた。帰還者は電話番号を渡されており、彼らが頼ることができる支援の労働者や他の帰還者のネットワーク、彼らが参加できる様々なフォーラムやクライアントとスカイプでチャットさえすることができる。利用しやすさについて、帰還者から非難は来ていないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、帰還者に携帯電話番号やオーストラリア大使館の連絡先の情報を提供している。そして帰還者はいつも正面玄関を通過して近づくことができる。プロジェクト IOM の一部として連絡先の手配をし、機密情報の収集としての機能を果たし、移住者に対する社会の見識について調

査を実施することができたと述べた。

国際機関は、保護監視を行い帰還者は各地域の彼らの職員や家庭訪問をする職員を訪問した。そこでの質疑により事実に基づいた情報が集まった。安全保障は彼らの焦点ではなかったと述べた。

コロンボ地方の NGO は、利用し易さについて大きな苦情はなかった。ネットワークについて考える必要があり、帰還者に合致したプログラムに変更し調整した。帰還者の多くは友達になり定期的に電話をし、オフィスに立ち寄って話し、結婚式にさえスタッフを招待したと述べた。

帰還の際に問題を経験した不認定となった難民申請者とその他帰還者は、これら困難を人権団体やその他組織に報告することができたのだろうか。

スイス大使館の報道官は、移住の連邦オフィス(Federal Office for Migration)は、帰還者と連絡をとるために、時々国際移住機関(IOM)を使ったと述べた。

スリランカのケースワーカーは、帰還者はしばしばスリランカの弁護士と会談してはいるが、多くのケースは彼らが帰還した場所から国に戻ることであった。また、人権委員会に自由に出入りできた。問題を抱えた帰還者と最近出くわすことはなくなったと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、直接届いた苦情だけ把握しているが、帰還者は人権団体を自由に出入りでき、最近のケースはアムネスティ・インターナショナルに行ったことと述べた。

国際機関は、彼らはオフィスに行くことができたと言った。

コロンボ地方の NGO は、帰還者と対処した経験上、問題の苦情はなかった。たった 1 つの家族だけは、彼らの身元書類を見つけることができなかったとき、大きな検問所で問題を抱えたと述べた。

3. 帰還者の扱い

自主的又は強制的な帰還者が、スリランカへ戻った際に酷い扱いを受けたか、困難に直面した報告や申立てについて、承知しているか。知っているのであれば、これら困難や酷い扱いの原因は何か。

スイス大使館の報道官は、スリランカへ帰還した際の帰還者の酷い扱いに対し、情報はないと言った。

スリランカのケースワーカーは、そのような報告は受け取っていない。過去の教訓・和解委員会(Lessons Learnt and Reconciliation Commission)の報告は、地域社会における困難について言及していると述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、英国からの 1 名の帰還者が申立てをしていることを知っている。オランダからは 1 名の苦情を申し立てている。そして裁判所が帰還を命じた者が、カナダからも 1 名いる。

国際機関は、自主的な帰還者だけを対処してきたが、一旦国に帰還したら、しばし犯罪捜査局(CID)から少なくとも 1 回か 2 回の訪問を受ける。また、民間事務所(Civil Offices)を訪問するように要求されることを知っていると言った。

コロンボ地方の NGO は、賄賂を支払った帰還者の一人による申立てについて言及した。空港で質問された 2 名の人の知っている。タミル人について何の情報を持っていないし、酷い扱いを受けた申立ては受け取っていないと言った。

コロンボの独立行政法人は、情報源からこの報告を見会したと言った。

不認定となった難民申請者又は到着時又は後で勾留されている帰還者について承知済みか。

スイス大使館の報道官は、到着時やその後で勾留されている帰還者について知らないと言った。スリランカのケースワーカー前の回答を述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、帰還者の 3 名は、空港に到着時に逮捕された。最初の 1 番目は、スリランカ空軍からの脱走兵で、空軍に引き渡され、3 日後釈放された。2 番目は、金銭的な問題で際立った逮捕歴を持っていた。ネゴンボ刑務所に連れて行かれ、2 日後に釈放された。3 番目は、密入出国請負業者で、オーストラリアに行く船の船長であった。彼は逮捕され、ネゴンボ刑務所に連行され、酷い扱いを受けたと申立てをした。これは、AHC により調査され、事実ではないことが分かった。スリランカ当局によって海上で捕まえられた帰還者を 2 名知っていると言った。

国際機関は、前の回答を引用し、到着時に誰も勾留されていない。1 名又は 2 名が逮捕されたがその後釈放されているトリンコマリーでの捜索活動を知っていると述べた。

コロンボ地方の NGO は、到着時やその後で勾留されている帰還者は知らないと言った。

コロンボの独立行政法人は、2009 年以来、その他の情報源を通してこのようなケースを聞いたことがあるが、2012 年のケースは知らないと言った。

不認定となった難民申請者又はコロンボやその他場所の検問所で止められた帰還者について承知しているか。

スイス大使館の報道官は、検問所で話した人は、もはや検問所で全く問題はないと言った。

スリランカのケースワーカーは、検問所で止められた帰還者の報告を持っていないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、今ではたくさんの検問所はないと述べた。

国際機関は、唯一の検問所は、オマンタイにある。その帰還者は組織からのレターを提出するが、たとえ国民身分証明書(National Identity Card)を持っていなかったとしても問題はないと述べた。

コロンボ地方 NGO は、検問所で最初は身分証明書を見つけることができなかったが、先に進むことを許可された家族について言及した。

コロンボの独立行政法人は、特にオマンタイの検問所を通る際に尋ねられる質問は、ここで何をしているか。ここに何の用事を持っているか。これは当局による調査、世帯登録、家庭訪問に伴う情報収集の一部である。

空港に到着時やその後で酷い扱いを受けた、明確に確認された不認定となった難民申請者やその他帰還者のケースを承知しているか。

スリランカ大使館の報道官は、酷い扱いを受けた帰還者のケースについて知らないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

国際機関は、空港でそのようなことは聞いたことはなく、住所を確認するため後に警察によって訪問を受けた帰還者を1名か2名知っている、と述べた。

コロンボ地方の NGO は、そのような話を聞いたことがないと述べた。

コロンボ独立行政法人は、そのようなケースは知らないと述べた。

もし不認定となった難民申請者又はその他帰還者が勾留され、酷い扱いを受けていた場合、彼らは特定の身元を持っているのか。

スイス大使館の報道官は、帰還者が酷い扱いを受けているケースを知らないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

国際機関は、そのようなケースは聞いたことがないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、そのようなケースは聞いたことがないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、そのようなケースは知らないと言った。

コロンボの犯罪捜査局(CID)オフィスの 4 階に連れて行かれたという申立てが幾つかある。このことについての情報はるか。

スイス大使館の報道官は、コロンボの犯罪捜査局に連行された人は知らないし、赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)がその建物を訪問したと言った。

スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないし、犯罪捜査局オフィスは有名であるがそれ以上のことは知らないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、犯罪捜査局の本部で密入出国請負業者が酷い目に遭わされた、根拠のない申立てについて知っていると言った。

国際機関は、我々の帰還者は通常犯罪捜査局に関与しないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、そのようなケースは知らないと言った。このようなケースを聞くことを予想していたが、誰もがそのようなオフィスを訪れた申立てをしていないと付け加えて述べた。

コロンボの独立行政法人は、他の人からこのケースについて知っている。国に戻ってきた人に限らず、国内の人も連れて行かれていると付け加えて述べた。

ワウニアやバティカロア収容所(army camps)に連れて行かれたと何人かは主張している。彼らについて何を知っているか。拘留者はそこに連れて行かれるか。

スイス大使館の報道官は、収容所に連れて行かれた帰還者について聞いたことがないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないが、インドから手助けされて帰還した人が、ボッサ仮収容所に連れて行かれたことは知っている。赤十字国際委員会はそれ以降、収容所に接近していると付け加えて述べた。

国際機関は、そのようなケースは知らないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、そのようなケースは知らないと述べた。

コロンボの独立行政法人は、LTTE に関与している人々の社会復帰のために使われている。ワウニア、バティカロア、ジャフナ、ワンニの収容所を知っていると述べた。

4. 自主的、強制的に帰還した不認定庇護希望者

スリランカへ不認定となった難民申請者を帰還することを強制していますか。もしそうであるならば、2011 と 2012 年の推定データを提供していただけますか。

スイス大使館の報道官は、2012 年 8 月 31 日に、強制的に帰還させられた者が 7 名いた。そのうちの一人は、護衛されていた。2011 年にも似たようなデータがあると述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、我々の最初の強制的なタミル人帰還を最近実施した。その前は、2008 年 10 月以来、88 名の不認定となった難民申請者を帰還させ、そのうち 73 名は自主的である。15 名の非自主的は、ムスリム人やシンハラ人の帰還者で構成されている。これから数か月の内、オーストラリア政府は初期段階で、スリランカ船が到着する際に審査して、ナウルやパプアニューギニアにある海洋処理センター(off-shore processing centre)を通して、追跡しようとしていると述べた。

もしスリランカへの強制的な帰還を実施した場合、帰還者の状況を監視するメカニズムは設置されているか。

スイス大使館の報道官は、現場訪問はするが、帰還者の誰にも連絡は取り合わない。帰還者は、いつも大使館に来る選択肢を持っている。

オーストラリア大使館の報道官は、上記に上げられた前の回答を引用した。

自主的にスリランカへ不認定となった難民申請者を帰還させるか。もしそうであるならば、2011 年と 2012 年の推定データを提供してほしい。

スイス大使館の報道官は、2011 年には 80 名の自主的帰還者があり、2012 年 8 月 31 日まで 54 名の自主的帰還者がいた。また、今年に 82 名のスリランカ人の自由出国(uncontrolled departure)を記録した。そこには彼らの意思でスイスを出た不認定となった難民申請者がいたと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、現在 10 名から 12 名の帰還の可能性について考えていると述べた。しかしこれはオーストラリア裁判所システムの反映である、と付け加えて述べた(NB. パプアニューギニ

アの海上処理を実施する場所が開いたことを受けて、2012 年 9 月の最終週に会議、「Australians operating two charter flights of voluntary returnees」が行われる)。

5. 帰還するスリランカ人に対する政府の見解

当局は英国で亡命を申請したスリランカ人が自主的又は強制的にスリランカに帰還していることをどのように理解しているか。

スイス大使館の報道官は、スリランカ政府は特に帰還者が得た知識のため多くの者が戻るのだから嬉しいのだろうと思った。幾らかの帰還者をホテル業界で働かせる計画があることを知っていると言った。

スリランカのケースワーカーは政府の見解は知らないが、同じインタビュープロセスを導入したと言った。

オーストラリア大使館の報道官は、誰と話をするかによると言った。オーストラリアからの帰還に関してスリランカ政府との対応の中、彼らは全ての帰還者を良く扱い、帰還させることに同意した。彼らは頻繁に誰が亡命を申し立てたかに興味を示した。

国際機関は、当局は共感して我々の国民が戻ってくると言ったと言ったが、なぜ一気に帰還しなければならないのかと疑問を抱いた。

コロンボ地方の NGO は、当局は彼らについて疑いを持ったが、国は移住労働者に頼っていたと言った。彼らは頻繁に帰還者について、どのようにしてスリランカを出国したのか、出国する前の滞在場所やネットワークや仲介者との会話について懸念を抱いていた。

コロンボの独立行政法人は、当局は「なぜあなたは亡命を申請するのか」や「あなたの政治的繋がりは何か」を尋ねる恐れがある。彼らは帰還者に質問や監視を行い彼らの自宅を訪問し調査を実施し警察書で登録させた。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、英国の不法長期滞在者はスリランカで犯罪を犯していないと意見を述べた。彼らは滞在中より多くのお金を稼いであらう。シンハラ人でさえ仕事やより良い将来と生活を求めてイタリアへ向かっていた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は戦争もなく障害なしに生活できるため、スリランカ人が亡命を申し立てる理由がないと言った。

当局は西欧諸国から帰還しているスリランカ人不認定となった難民申請者に対してどのような見解を抱

くか。

スイス大使館の報道官は、見解は英国と同じであると述べた。実際に多くは UNHCR の援助のもとインドから帰還していたと言い付け加えた。

スリランカのケースワーカーは、政府の見解は分らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、彼らの見解はどこか別の国から帰還した者とは異ならない。帰還した国をもとに異なる扱いをした証拠はないと述べた。

国際機関は、そのようなケースに関与はしてないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、当局は帰還者がいい暮らしをするようになればと考えていると述べた。

コロンボの独立行政法人は、欧州というわけではないが、ロンドン、ジュネーブ、トロントのような大きな拡散グループ(large diaspora group)から来た帰還者については質問されるだろうと述べた。大規模なグループと繋がる者は監視を受けるだろうと述べた。

犯罪捜査局(CID)の報道官は、世界の他の場所は欧州諸国と同じくらい儲からないと述べた。

スリランカ入国管理局(DIE)の報道官は、扱われ方について違いはないと述べた。

当局は特に英国だが、外国で勉強をしているスリランカ市民に対して特別な関心を抱いているのか。

スイス大使館の報道官は、分らないと述べた。又は、当局は一般的なことよりも個人の身元をもとに質問をしていると述べた。

スリランカのケースワーカーは、知らないと述べた。」

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

国際機関は、分らないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、確かではないが、当局はなぜ彼らが働かないか大きな関心を示し、国の荷物と考えていると述べた。

コロンボの独立行政法人は、そのようなケースは知らないが、身元によると述べた。

犯罪捜査局の報道官は通常通りに扱われていると述べた。

入国管理局の報道官は知らないと述べた。

外国で勉強をしているスリランカ人が、スリランカに戻ってきた際に逮捕されたケースを知っているか。もし知っているのであれば、彼らの身元はどのようなものか。

スイス大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

スリランカのケースワーカーは、そのようなケースは知らないと述べた。

オーストラリア大使館の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

国際機関は、そのようなケースは知らないと述べた。

コロンボ地方の NGO は、そのようなケースは知らないが、スリランカに戻ってきた学生が英国に戻った際に、入国を拒否された 2 つのケースを知っていると述べた。

コロンボの独立行政法人は、そのようなケースは知らないと述べた。

犯罪捜査局の報道官は、そのようなケースは知らないと述べた。

入国管理局の報道官は、そのようなケースは知らないし、なぜ彼らが逮捕されるのか疑問であると述べた。

■■■■■

■■■■■

二等書記官(Second Secretary)(移住)

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。

[目次に戻る](#)



British
High Commission
Colombo

Migration Section
389, Bauddhaloka Mawatha
Colombo 7
Sri Lanka

Tel: 0094 11 [redacted]
Fax: 0094 11 [redacted]
[redacted]@fco.gov.uk
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk>

出生国情報サービス(Country of Origin Information Service)
英国国境庁(UK Border Agency)

2012 年 12 月 12 日

拝啓、

Re: 12 月 6 日から 7 日に到着した帰還者の UKBA チャーター便

英国国境庁(UKBA: UK Border Agency)により英国に入国する、又は残る資格がなかったスリランカ国民の帰還のためにチャーターされたフライトは、2012 年 12 月 6 日にロンドンを去った。

帰還者の証拠書類の提出を容易にするため、飛行機の必要な許可やスリランカに到着した際の帰還者の円滑な到着手続のために、2004 年二国間再承認協定(bilateral readmission agreement)のもと英国政府とスリランカ政府間でロンドンとコロomboで、事前交渉が行われていた。以前の UKBA チャーター便で得た経験により、フライト到着前に全ての関係者は手続を確認することができた。

12 月 07 日、29 名の強制的帰還者を乗せて、フライト ZT2513 便は 9 時にコロomboのバンダラナイケ国際空港に到着した。帰還者の民族構成は、タミル人 17 名、シンハラ人 5 名、ムスリム人 7 名であった。性別構成は、男性 24 名、女性は 5 名であった。帰還者はスリランカ入国管理局(DIE: Department of Immigration and Emigration)により発行されたパスポートや一時的渡航書類を所持していた。車椅子で到着する 1 名の帰還者のために、設備が利用できるのを確実にするために、事前の準備がされた。親類がそこで待っていた。

首席入国審査官(Chief Immigration Officer)2 名の入国審査官と空港警備員は、飛行機が到着した場所に向かい、機内の英国職員に会うために飛行機に乗った。入国審査官は帰還者と UKBA 職員とともに、バスでターミナルビルに戻った。

9 時 30 分に、全ての帰還者はターミナルビルの地下にある医療サービスエリアの近くの場所に座り、障壁で封鎖されているセクションで次に進むのを待った。彼らは空港の警備の監視のもとトイレを使用することを許され、水を飲むことが許された。この場所は、スリランカ国境局にとってインタビューを実施するのに静かであるので、適していると考えられた。

2 名の英国大使館職員、入国審査官(Immigration Liaison Officer)、移住援助職員(Migration Support Officer)は、帰還者に自分たちの役割、どのような手順で行われるのか、手順について安全であることを説明した。帰還者は、手続が終われば、直に空港をでることができるので、スリランカ当局が通関手続を行う際は我慢するように助言された。また、荷物や私物が戻ってくることを説明し、英国大使館(BHC)職員は最後の一人が終わるまで空港に残ることが説明された。また、帰還者は税関の手続の後に空港を出る際にマスコミが要るかもしれないことが説明された。しかし、現在のところマスコミがいる気配はないことが述べられた。帰還者の一人も気分を害していたり、疲れたりはしていないようであった。車椅子の帰還者は、優先され、到着手続に関与した全職員により素早く処理された。」

全てのインタビューは、ひとつの場所で行われた。そして、以前に行われていたので、帰還者はスリランカ入国管理局(DIE)インタビューから国家情報局(SIS)や犯罪捜査局(CID)オフィスに付き添われる必要はなかった。インタビュープロセスは、著しく早かった。国家情報局と犯罪捜査局インタビューが終了した際、帰還者はメインの座席エリアに戻った。入国管理局により到着スタンプが押されたパスポートと渡航書類が返されてから、前に進むことが許可された。

国際移住機関(IOM: International Organization for Migration)からの代表者は、50 ポンドと同等のお金をスリランカで手渡すために各帰還者に個人的に会話をした。スリランカの自宅に帰る手段と必要に応じて 1 泊する手段を帰還者に与えた。各帰還者は IOM に連絡先を提供し、IOM は彼らの連絡先を与えた。

12 時 45 分に、最初の帰還者は到着手続が終了したので、前に進むことが許可された。全ての帰還者は移住援助職員(Migration Support Officer)のビジネスカードが渡され、質問や懸念がある場合は、英国大使館に連絡するように伝えられた。英国大使館職員は手荷物を見つけたことを確認するために、手荷物受取所まで全ての帰還者に付き添った。各帰還者が自分の荷物を取るのを確認するために、全ての手荷物には乗客名簿番号で番号をつけられていた。これは、空港警備員により監視された。

荷物を見つけた後、帰還者は税関に進んだ。英国大使館職員は、彼らが止められ嫌がらせされないことを確認するために各帰還者が税関を通過するのを監視した。帰還者の数名は空港の外に出る前に、免税店に立ち寄った。外で待機しているマスコミにインタビューされたくないため、2 名の帰還者が通常の

乗客専用の出口とは反対の職員専用の出口から外に出るのを税関職員は許可した。全ての 29 名の帰還者は、16 時 00 分後に税関エリアを通過した最後の 1 名を残して、空港での一連の手続を順調に完了した。多くは英国大使館職員にお礼を述べた。

オーストラリア政府が帰還者の乗ったチャーター便をコロンボへ送っていたので、国境局がプロセスを早めるために到着手続を微調整していたことを、英国大使館は気づいていた。また、全機関からの職員はプロセスに慣れていて、帰還者の乗ったチャーター便に対処するのが日課になっているように考えられた。



移住援助職員(Migration Support Officer)

この手紙は表示された情報源から入手した情報から、コロンボの英国大使館のスタッフにより集められている。この手紙は著者や外務連邦省(Foreign and Commonwealth Office)の方針の意見は反映されていない。著者は UKBA からの要望によりこの手紙を集めている。書簡の内容に関する詳細は、UKBA に直接問い合わせること。

附属書類 C – 2012 年 2 月の IGC 調査



情報の要請

スリランカ

英国からの要請

2012 年 2 月

(公共)

目次

要請	122
オーストラリア	123
ベルギー	125
カナダ	126
デンマーク	129
フィンランド	131
フランス	133
ドイツ	136
アイルランド	139
オランダ	140
ニュージーランド	142
ノルウェー	144
スウェーデン	146
スイス	148
英国	150
アメリカ	156

要請

- 要請日：
2012 年 2 月 1 日
- 回答期限：
2012 年 2 月 14 日

質問：

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。
2. 増加しているのであれば、その要因は何か。
3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。
4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。
5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusals))の決定のデータを割合と図で示してください。
6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。
7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。
8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。
9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難に直面した、又は(申し立てられた)虐待されたことの本質は何か。

オーストラリア

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、増加か減少の割合を示してください。

その情報は開示できない。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

その情報は開示できない。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

その情報は開示できない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

DIAC は 2010 年 11 月にスリランカに関するカントリーガイダンスノート(CGN: Country Guidance Note)を発行した。CGN はスリランカ PV 応募者の主要な申立ての概要を述べている。CGN に要約されている申立ては 2010 年の決定記録のサンプルから引用された。CGN は取扱件数の対処の仕方に関する方針と同じではないが、意思決定者が個別的に亡命の申立てを彼らの代理権のもと査定することを支援する。CGN は次のリンクで見つけることができる。

<http://www.immi.gov.au/media/publications/country-guidance-notes.htm>

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

その情報は開示できない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

その情報は開示できない。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

その情報は開示できない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

その情報は開示できない。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難に直面した、又は(申し立てられた)虐待されたことの本質は何か。

2010 年 9 月に、アムネスティ・インターナショナル¹²⁶とアジア人権委員会¹²⁷は 2009 年にオーストラリアから帰還したスリランカ出身の 3 名の不認定庇護希望者が 2010 年 8 月にスリランカ警察犯罪捜査局 (CID: police Criminal Investigation Department)により勾留された後拷問されたと提示しているプレスリリースを発行した。

2010 年 8 月 14 日のアムネスティ・インターナショナルによると、兄弟である 2 名の男性がオーストラリアに再び亡命しようと計画している疑惑で逮捕された。アムネスティは兄弟の一人が犯罪捜査局により 6 日間拷問されたと申し立てた。8 月 22 日に、兄弟はオーストラリアから本国送還され勾留されて拷問された別のスリランカ人の男性とともにネゴンボの牢獄に連れて行かれた。

アジア人権委員会ステートメントには兄弟の一人が申し立てた虐待について詳細に述べられている。

オーストラリアにより取られた行動

これら申立てはコロンボのオーストラリア大使館により調査された。オーストラリアはアムネスティ・インターナショナルとアジア人権委員会の 2010 年ステートメントで名前が挙げられた 3 名のスリランカ人に関して、ノン・ルフールマンに違反していないことに満足している。

¹²⁶ 2010 年 9 月、「アムネスティ・インターナショナル」、スリランカは勾留された「元亡命希望者」の安全の保証を促した。

¹²⁷ 2010 年 9 月 9 日、アジア人権委員会「犯罪調査局職員は不法に男性を逮捕、勾留、拷問して医療処置を受ける権利を拒否した。」。2010 年 9 月 17 日、「犯罪調査局職員は男性を拷問し殺害しようとした。」

ベルギー

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

ベルギーにおける(スリランカ人の)2010 年の申立て数は 140 であった。2011 年は 178 であった。27% も上昇した。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

スリランカの人権をめぐる状況はバンニでは特に心配が残っている。大抵は、過去に LTTE に幾らか関係を持ったと申し立てられ、当局を恐れている人々である。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

申立て者の殆どはタミル人である。2010 年は 1 名のシンハラ人で、2011 年は誰もいなかった。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

申立ての主要なカテゴリーは、LTTE との関与を持った者、独身女性や母子家庭の世帯主。

ベルギーの方針は、現在の UNHCR 適格ガイドライン(Eligibility guidelines)に基づいている。UNHCR 適格ガイドラインに従って、我々は過去に LTTE と関係を持ったことを証明できるタミル人を最前の注意を払って扱っている。これらの人々は明らかにタミル・イーラム解放の虎の幹部ではないが、強制的に彼らのために働かされていた。彼らは当局による虐待であると証明しなければならない。一般に、我々は確実にバンニ出身のタミル人のケースにかなり寛容である。

UNHCR の提案に沿って、我々は独身女性と母子家庭の世帯主がバンニ出身である場合、最大の配慮を払っている。彼らの状況は文章で十分に立証された ICG の報告書に要約されているように危険である。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

2010 年は、108 決定

- 38 難民ステータス(33%)
- 0 副次的保護ステータス
- 72 反対(67%)

2011 年は、173 決定

- 47 難民ステータス(27%)
- 0 副次的保護ステータス
- 126 反対(73%)

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい。

2010 年は、1 名

2011 年は、3 名(スリランカからの不正移住者の取扱件数の減少)

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

いいえ。大使館又は IOM を通した個人の要請のみ。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい。

2010 年は、7 名、2011 年は 9 名

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難に直面したこと、又は(申立てられた)虐待の本質は何か。

いいえ。

カナダ

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

2011 年の全データはまだ利用できません。しかしながら、我々は 2010 年と 2011 年のデータと比較できる。

2011 年 1 月から 9 月に、カナダはスリランカ*から 477 の申立てを受け取った。これは 2010 年の同期

間の 989 申立てから 52%減少している。

2009 年と 2010 年を除き、歴史的データは難民申立ての減少を示している。

2011 年、申立ての半分はアメリカ国境(240)でされ、42%(199)は 国内で申し立てられ、8 %(38)は空港で申し立てられた。

*スリランカの市民権

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

増加はない。1%。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

殆どの全タミル人は、タミルのカテゴリーに 67%。国の仲介者又は政府工作員(state agents)やゲリラ(約各 10%)の被害者のカテゴリーに 20%。スリランカからの申立てに対処する方針は持っていない。各申立ては審問、あるケースでは優先プロセスを通してその価値により決定される。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))決定のデータを割合と図で示してください。

2010 年は、672 決定

- 513 賛成(76%)

2011 年は、492 決定

- 281 賛成(57%)

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

2010 年から 2011 年にスリランカに帰還した 148 名の不認定庇護希望者

2010 年	2010 年/1 月	14
	2010 年/2 月	6
	2010 年/3 月	7
	2010 年/4 月	3
	2010 年/5 月	4
	2010 年/6 月	5
	2010 年/7 月	5
	2010 年/8 月	3
	2010 年/9 月	3
	2010 年/10 月	9
	2010 年/11 月	9
	2010 年/12 月	8
2010 年総計		76
2011 年	2011 年/1 月	5
	2011 年/2 月	7
	2011 年/3 月	6
	2011 年/4 月	3
	2011 年/5 月	4
	2011 年/6 月	10
	2011 年/7 月	5
	2011 年/8 月	9
	2011 年/9 月	7
	2011 年/10 月	4
	2011 年/11 月	9
	2011 年/12 月	3
2011 年総計		72

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

カナダ国境サービス庁(CBSA: Canada Border Services Agency)は、帰還後の状況を監視するためのメカニズムを持っていない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

難民に失敗した者は、犯罪又は行動の問題により護衛が必要でない限り、スリランカに戻るためのチケットを購入する機会が与えられている。これら個人は自主的送還命令に応じていると考えられている。2010 年に 27 名の個人がチケットを購入した。2011 年は 16 名が購入した。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

我々はそのような報告や困難な申立ては知らない。

デンマーク

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

2010 年、デンマークは総数 5,115 名(総計)の中から 29 名のスリランカからの亡命希望者を得た、すなわち 0.57%である。2011 年は、総数 3,811(総計)の中から約 22 名の応募者を得た、すなわち 0.58%である。そのため、24%も減少した。(情報源：デンマーク入国管理局)。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

シンハラ人からの申立てに関して増加はない。しかしながら、我々は人の民族や宗教等で登録することを禁止する法律により、シンハラ人の申立ての割合を提供することができない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

主要な亡命のカテゴリーは、LTTE との関わり又は活動やメンバーである疑惑をかけられスリランカ当

局によって虐待される恐怖である。小規模ではあるが、申立ての別のカテゴリーは、スリランカ北部の安定な安全状況である。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の判決のデータを割合と図で示してください。

2010 年のデータは IGC のウェブサイトで利用できます。

2010 年にデンマークによって出身国上で取られた亡命に関する第一審判決

出身国	判決の 総数	ジュネ ーブ条 約ステ ータス	人権ステ ータスそ の他ステ ータス	却下	非ステ ータス 決定	ジ ュ ネ ー ブ(%)	人権 その 他(%)	却下%	非ステ ータ ス %
9：スリ ラン カ	59名	3名	2名	54名	-	5.10%	3.40%	91.50 %	-

https://secure.igc.ch/web/jcms/c_30302/asylum

2011 年の暫定データ(最終データは 2011 年 4 月に利用できる)。

出身国	判決の 総数	ジュネ ーブ条 約ステ ータス	人権ステ ータスそ の他ステ ータス	却下	非ステ ータス 決定	ジ ュ ネ ー ブ(%)	人権 その 他(%)	却下%	非ステ ータ ス %
9：スリ ラン カ	46名	3名	6名	37名	-			-	

情報源:デンマーク入国管理局

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

2011 年、9 名のスリランカ人不認定庇護希望者は強制的に帰還された。2010 年、スリランカ人不認定庇護希望者は帰還していない。統計的に有意ではないため、我々は月毎に分類していない。

1998 年 8 月 18 日、デンマークとスリランカ間で結ばれた再認定合意(readmission agreement)を結んだ。この合意は帰還前にスリランカ当局が渡航書類を発行することを意味し、スリランカ国民が申請書に記入しないケースも含んでいる。

スリランカ当局との協力は円滑に動いている。ID が提出され、スリランカ人が協力的な場合は、渡航書

類がその日のうちに発行されることができる。スリランカ政府が協力的ではないケースについては、手続時間が 4 か月から 12 か月かかる場合がある。

情報源:デンマーク国家警察

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

該当なし。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

2011 年、6 名のスリランカ人不認定庇護希望者は自主的に帰還した。2010 年、総計 6 名のスリランカ人不認定庇護希望者は帰還した。統計的に有意ではないため、我々は月毎に分類していない。

情報源:デンマーク国家警察

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

「デンマーク移民局により 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日まで実施されたスリランカ、コロンボの事実調査団の報告書のスリランカのタミル人に関する人権及び安全保障問題」の Chapters 1.1.2, 1.2.4, III. 1.5, III.1.6, VII.に事実報告を述べられている。

情報源:デンマーク入国管理局

フィンランド

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

この情報は開示できない。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

フィンランド入国管理局は亡命希望者の民族に関する統計的データは持っていない。1 人のケースワーカーはタミル人の割合が減少することを推定している。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

殆どの応募者は、当局が彼らに LTTE の活動に関与している疑いを掛けられている、又は国内避難民 (IDP) 収容所での侵害の犠牲者であると申立てをしているタミル人である。また、幾らかのスリランカ系ムスリム人は亡命を申請し、UNP に積極的に参加し、ピラヤン(Pillayan)グループが嫌がらせをしたと申立てをしている。異なる申立てのカテゴリーに関する方針はない。全ての申請書は個々に査定されている。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

この情報は開示できない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい。フィンランドは拒絶された(不認定)庇護希望者のスリランカへの帰還を強要している。2010 年、フィンランド警察は 1 名を帰還させた。2011 年、総計 7 名がスリランカへ帰還された。その他は自主的に帰還した(8 番の質問を参照してください)。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

現在、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されていない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

現在、自主的帰還支援(Assisted Voluntary Return)は、プロジェクトの枠組みの中で実施されている。「フィンランドの自主的帰還支援は、ヘルシンキの国際移住機関のオフィス(IOM: International Organization for Migration)とフィンランド入国管理局間の協力で、2010 年 1 月 1 日に開始された。このプロジェクトは、欧州帰国募金(European Return Fund)とフィンランド入国管理局によって資金が供給されている。

IOM から受け取った情報によると、2010 年 1 月 1 日から 2011 年 2 月 28 日のプロジェクト期間中、総計 9 名、2011 年 1 月 3 日から 12 月 31 日の期間中、1 名のが、プロジェクトの援助によりスリランカに自主的に帰還した。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

幾らかの情報源によると、帰還者はスリランカへ帰還した際に困難(例えば質問、勾留又は暴行)に直面している。

例えば、カナダの移民難民委員会(Immigration and Refugee Board of Canada)を参照してください。スリランカについて、不認定となった難民申請者(failed refugee applicants)を含むスリランカに帰還した際のタミル人帰還者に対する待遇に関する情報、パスポートのような国を出国する際に必要な適切な政府の認可を持っていなかったことによる、帰還の際の影響

フランス

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

年	2010年
全世界の申請数	3404
最初の申請	2265
再申請	540
未成年同伴	599

(*) 暫定的データ(2012 年 1 月 6 日)

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

フランスでのスリランカ社会の存在の著しい増加とフランスとスリランカ間の組織立ったネットワークの存在が主要な要素である。タミル人を含む国での行動の自由やスリランカ北部と東部の経済的、政治的、社会的状況が不安定な事実が主な役割を果たしている。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申し立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申し立ての割合とデータを示してください。

応募者の民族に関する統計データは OFPRA では利用できない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申し立ては何か。それら申し立てに対処する方針はあるのか。

OFPRA のスリランカ人の申請書はタミル人亡命希望者で占められている。彼らの殆どはバンニ地区出身であり LTTE 活動に関係を持っている(戦闘員との家族関係、かつて直接的又は間接的に活動に参加した使用人)。彼らは、紛争が終結した際国内避難民(IDP)収容所で勾留されたか、その他にも密かに収容所を脱走したか、又は移されたため、当局により疑われていると述べている。

全ての亡命希望者はインタビューに呼ばれている。LTTE 活動と強い関係を持つ亡命希望者は、もし免責条項が査定され却下された場合、難民の地位が与えられる場合がある。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

2010 年

OFPPRAの総判決	2872
1A2認可を含む	579
1A2認可%	20.2%
副次的保護を含む	6
副次的保護(%)	0.2%
却下	2287
裁判所により承認された難民地位(CNDA)	1002
全世界認可割合 (OFPPRA + CNDA)	55.3%

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

OFPPRA は (内政部の独占的管轄権の基)帰還問題に関して優れていないため、我々はその議題に関するデータを提供できない。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

OFPPRA は 帰還問題に関して優れていないため、我々はその議題に関するデータを提供できない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

OFPPRA は 帰還問題に関して優れていないため、我々はその議題に関するデータを提供できない。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てが報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

幾らかの応募者はこれらの動機を引き合いに出したが、これらの申立てを立証する信頼できる情報源がなかった。

ドイツ

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

はい。亡命申請数は 2010 年の 468 から 2011 年の 548 に増加した。17.1%の増加である。2010 年の 468 の亡命申請は 435 枚の新規申請と 33 のその後の申請を含んでいる。2011 年の 548 の亡命申請は 521 枚の新規申請と 27 のその後の申請を含んでいる。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

亡命申請の増加の明確な説明はない。スリランカで虐待が激化したことを示す要員もない。高受理率がドイツで亡命を申請する誘因なのかもしれない。2010 年、連邦移民・難民庁(Federal Office for Migration and Refugee)はスリランカから 53.0%の亡命申請を受諾したが、2011 年は 38.6%だけであった(質問 5 の回答を参照してください)。亡命申請の増加の別の理由は追放数が低いことなのかもしれない。8 名の人は 2010 年スリランカへ国外退去され、2011 年は 10 名であった(質問 6 の回答を参照してください)。さらに、ドイツの亡命申請は 2010 年の 48,589 から 2011 年の 53,347 と 9.8%増加した。そのため、スリランカの増加は取るに足らないことと考えられる。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

はい。スリランカ人による亡命申請数は 2010 年の 11 から 2011 年の 12 へと増加した。これは 9.1%の増加であった。2010 年の全ての 11 枚の亡命申請は新規申請であった。2011 年の 12 の亡命申請は 10 の新規申請と 2 のその後の申請を含んでいた。ドイツではスリランカからの亡命申請の大半はタミル人であった。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

この情報は開示できない。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

	2010年		2011年	
	No.	割合	No.	割合
亡命認定申請に関する決定の総計	609	100.0%	368	100.0%
亡命と難民庇護	276	45.3%	125	34.0%
欧州の法律に基づく副次的保護	16	2.6%	1	0.3%
国家副次的保護	31	5.1%	16	4.4%
却下	200	32.8%	182	49.5%
その他決定	86	14.1%	44	12.0%

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

次の表はスリランカへ追放された者の概観を示している。2011 年のデータは最終ではなく、変わる可能性がある。

	2010年	2011年
1月	-	-
2月	-	-
3月	-	2
4月	-	-
5月	-	-
6月	2	-
7月	1	1
8月	1	2
9月	5	1
10月	1	-
11月	-	1
12月	-	1
総計	10	8

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

いいえ。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

利用可能なデータによると、2010 年にドイツから 11 名、2011 年に 10 名スリランカへ自主的に帰還した。彼らは REAG/GARP 基金を受け取った(ドイツにおける庇護申請者の再統合と移住計画(REAG: Reintegration and Emigration Programme for Asylum Seekers in Germany)、政府支援本国帰還計画(GARP: Government Assisted Repatriation Programme))。個々の月のデータを提供することは不可能である。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

連邦移民・難民庁で利用できる情報は、亡命応募者は帰還の際に特別な困難に直面しないと示している。有効なスリランカパスポートで入国した場合、入国手続は通常素早く処理される。しかしながら、パスポートの代わりに帰還者がスリランカ在外公館(mission abroad)(ICOM: Identity Certificate Overseas Missions、緊急用パスとも呼ばれる)により発行された渡航書類を提出した際に、疑惑を持たれた人の情報をもとに身元調査が実施される。これら帰還者は彼らの身元、個人の経歴や目的地に関して、スリランカ入国管理当局(入国管理局(DIE: Department of Immigration and Emigration))と刑事警察(犯罪捜査局(CID: Criminal Investigation Department))によってインタビューされる。帰還するタミル人がさらなる不都合なことにさらされていることを示す報告はない。

アイルランド

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

2011 年、アイルランドはスリランカから 4 枚の亡命申請を受け取った。これは 2010 年の 9 枚と比較して 56%減少していた。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

質問 1 の回答を参照してください。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

シンハラ人の申立ては 2010 年も 2011 年も 25 パーセント以下である。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

2000 年以来、タミル人の申請はスリランカの取扱件数の 80%以下である。アイルランドの全ての亡命者は個別に処理されている。前述で述べたように、アイルランドはスリランカから比較的少ない件数を受け取った。タミル人は取扱件数の大部分を占めた。難民申請コミッショナー事務所(ORAC: Office of Refugees Applications Commissioner)はスリランカケースに関するガイドラインやスリランカ申請に関

する特定の方針を持っていない。全てのケースは 1996 年の難民法(Refugee Act of 1996)にあるとおり 1951 年のジュネーブ条約の難民の一般的定義を考慮して評価されている。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

この情報は開示できない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

我々は 2010 年と 2011 年の期間、スリランカ国民の強制的又は自主的な帰還を実施していない。しかしながら、これは不送還(non-return)のような方針ではなく、只スリランカ国民の人数が強制的な送還を優先するには余りにも小さかった。また、スリランカ人はその期間自主的な期間を申請しなかった。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

質問 6 の回答を参照してください。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

質問 6 の回答を参照してください。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

質問 6 の回答を参照してください。

オランダ

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

この情報は開示できない。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

この情報は開示できない。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

この情報は開示できない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

この情報は開示できない。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

この情報は開示できない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

この情報は開示できない。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

この情報は開示できない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

この情報は開示できない。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申立てられた)虐待の本質は何か。

この情報は開示できない。

ニュージーランド

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

2010 年から 2011 年の申立ては 33%の減少を示した。

- 2010 年の申立て: 28
- 2011 年の申立て: 19

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

2010 年、我々は 1 名のシンハラ人から申立てを受け取り、2011 年は 2 名のシンハラ人から申立てを受け取った。これは 100%の増加に相当するが、我々データは動向分析するには余りにも少なすぎである。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

我々の主要な申立てのカテゴリーは、任意の順序で、

- スリランカと局への恐怖、又はスリランカ軍隊や民兵組織
- タミル民族への差別
- 安全感の欠如
- カルナーグループ、又は LTTE 残存者

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

スリランカ人の申立ての決定の統計は以下の通りである。

2010 年第一審: 31 決定

難民認定 – 4 名(13%)

難民却下 – 22 名(71%)

撤回 – 5 名(16%)

2011 年第一審: 20 決定

難民認定 – 3(15%)

難民却下 – 17(85%)

撤回 – 0(0%)

2010 年上訴: 23 決定

難民認定 – 4 (17.4%)

難民却下 – 19(82.6%)

2011 年上訴: 12 決定

難民認定- 2 (16.7%)

難民却下: 10(83.3%)

2010 年と 2011 年のどちらも第一審又は上訴においては、副次的保護認定はなかった。[ニュージーランドの法律に従うと、難民として認定された人は副次的保護カテゴリーの基では認定されることはできない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい、強要しています。2010 年に、4 名の庇護亡命希望者をスリランカへ強制的に帰還している。2011 年、1 名の強制的帰還がある。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

いいえ、我々はそのようなメカニズムは設置していない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい、我々は帰還させている。2010 年には自主的帰還はない。2011 年には 1 名の自主的帰還がある。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申立てられた)虐待の本質は何か。

メディアで時々報じられる一般的情報以外は、我々はニュージーランドのケースに関する特別な報告又は申立てについて知らない。

ノルウェー

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

我々は 2010 年と比較すると 2011 年はスリランカからの申立ては 43.6%の減少を示した。2010 年、総計 71 名の亡命申請手続が行われた。2011 年、総計 40 名の亡命申請手続が行われた。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

我々はシンハラ人の申立ては増加していない。概して、シンハラ人の申請は少ない。我々は申立て数に関する統計は提供できない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

申立ての主要なカテゴリーは、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)と関係を持っていると疑惑を持った人である。

我々の方針は、LTTE と関係を持っていること自体が、ジュネーブ条約に基づき危険があるとは意味していない。個人が LTTE で重要な役割を担っていたのであれば、我々はその個人は保護が必要な場合があると考えている。

また、我々は女性に対する暴力に基づいている性別や性的なことに関する申立てを受け取っている。我々の方針は性的な暴力の被害者である女性は、政府から様々な援助の機会を持っている。そのため、全てのケースでは、個人の状況がある特定の社会集団のメンバーの理由で、危険にさらされる場合があるかどうか評価する必要がある。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

2010 年 5 名(2.69%)がジュネーブ条約に基づき亡命が認定され、26 名(13.98%)が副次的保護を受け取り、155 名(83.33%)が却下された。2011 年、ジュネーブ条約に基づき誰も亡命は認定されていない。67 名(89.3%)は却下された。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

2011 年、ノルウェーは 49 名の拒絶された/不認定庇護希望者をスリランカへ強制的に帰還させた。2010 年、強制的に帰還した拒絶された/不認定庇護希望者は 14 名である。下記の表は強制的に帰還した人数を月毎に分類している。

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
2010	1		3	1		2		4	1	1		1	14
2011	2	3				4	2	2	1	12	14	9	49
総計	3	3	3	1	0	6	2	6	2	13	14	10	63

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

帰還後の強制的帰還者の状況を監視するためのメカニズムを設置していない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい、我々は自主的な亡命希望者をスリランカへ帰還させている。我々の統計によると、24 名の人々が 2010 年自主的にスリランカに帰還した。2011 年は 54 名が帰還した。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。

国家警察移民管理局(National Police Immigration Service)は、困難に直面した、又はスリランカに到着した際に虐待された強制的帰還者の情報を受け取っていない。しかしながら、我々は帰還者が空港で質問されて解放されたという情報を受け取った。

スウェーデン

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

2010 年、我々はスリランカ市民から 34 の国際保護の申請を受け取った。そのうち、9 はシンハラ人からである。

2011 年、我々は 24 の申請を受け取った。その内 8 はシンハラ人からである。そのため申請数に約 30% の減少が起こった。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

該当なし。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

約 20%のわずかな減少があった。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

申請数はとても少ないが、多くの申請者は LTTE との関わりを持っていると申し立てている。そのため、スリランカ当局から虐待の危険にさらされている。大部分のこれら申立ては虐待の危険をもたらす、申請が却下されるとは考えられていない。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

2010 年、3 名に対する助成金があった。ジュネーブ条約に従い 1 名に助成金が支給された。副次的保護により 1 名に支給された。人道主義グループにより支給された。これら 3 名はタミル人である。20 数の申請は却下された。認識率は約 15%である。

2011 年、全ての申請は却下された。20 名に対して決定が下された。その内 5 名はシンハラ人で、残りはタミル人である。認識率は 0%である。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい、スウェーデン警察は拒絶された庇護希望者をスリランカへ強制的に帰還させているが、頻繁に起こらない。2011 年の期間中、総計 3 名の人はスリランカへ帰還した。8 月に 1 名、10 月に 1 名、11 月に 1 名。しかしながら、1 名だけが護衛された。彼らの内 2 名は同行者のいない被追放者である。これは帰還に抵抗をしていないことを意味している。しかしながら、スウェーデンではこれらは警察沙汰であるため、彼らは強制的帰還である。2010 年は、1 月に 1 名の帰還があった。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

いいえ、我々はプログラムを設置していないし、スリランカに関して監視も実施していない。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

総計 11 名が 2010 年にスリランカへ自主的に帰還した。

1 月: 1 名、2 月:0 名、3 月:3 名、4 月:0 名、5 月:0 名、6 月から 12 月:1 名 =月毎に 1 名

総計 18 名が 2011 年にスリランカへ自主的に帰還した。

1 月: 1 名、2 月:0 名、3 月:3 名、4 月:2 名、5 月:0 名、6 月:3 名、7 月:4 名、8 月から 10 月=0 名、11 月:4 名、12 月:1 名

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申立てられた)虐待の本質は何か。

いいえ、知らない。

スイス

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

公共統計値を参照してください。

https://www.bfm.admin.ch/content/bfm/fr/home/dokumentation/zahlen_und_fakten/asylstatistik.html

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

この情報は開示できない。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

この情報は開示できない。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

この情報は開示できない。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

この情報は開示できない。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

この情報は開示できない。

- | | |
|----|---|
| 7. | スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。 |
|----|---|

この情報は開示できない。

- | | |
|----|--|
| 8. | スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。 |
|----|--|

この情報は開示できない。

- | | |
|----|---|
| 9. | 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難、又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。 |
|----|---|

この情報は開示できない。

英国

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

亡命認定申請

英国で受け取った主要なスリランカ人申請者の
亡命認定申請(P)

月	2010年1月から12月 申請の総計	2011年1月から11月 申請の総計	1 年前の同月 との比較(%)
1 月	99	144	45
2月	103	165	60
3月	98	165	68
4月	112	149	33
5月	83	134	61
6月	109	139	28
7月	102	166	63
8月	103	113	10
9月	143	136	-5
10月	130	125	-4
11月	151	187	24
12月	124	..	..
総計	1,357	1,623	..

.. 2012年2月23日木曜日に情報は利用できる。

P 暫定的データ

主要なスリランカ国民申請者の亡命申請と初期決定
(P)

四半期	申請の 総計	初期決定 の総計	助成 金の 総計	亡命の 助成金	HPの 助成金	DLの 助成金	却下の 総計	助成金 総計 (%)	却下の 総計 (%)
2010 Q1	300	396	60	55	0	5	336	15	85
2010 Q2	304	384	41	33	0	8	343	11	89
2010 Q3	348	402	59	41	0	18	343	15	85
2010 Q4	405	430	68	57	0	11	362	16	84
2011 Q1	474	487	90	76	0	14	397	18	82
2011 Q2	422	414	91	84	0	7	323	22	78
2011 Q3	415	359	79	72	0	7	280	22	78

申請の総計- 1 年前の同四半期
との比較(%)

2011 Q1	58
2011 Q2	39
2011 Q3	19

.. 2011年のQ4の情報は2012年2月23日、木曜日に利用できる。

P 暫定的データ

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

2010 年から 2011 年にかけてスリランカ申立てが著しく増加したが、明らかな理由がないように思われる。我々は民族や申請者の申立てを基準にして記録をしない。事例証拠に基づくと、申立ての大半は LTTE と実際に関係又は認識されたことにより政府を恐れているタミル人である。これら申立ての本質に変化はない。

殆どのスリランカ申立ては、もともと学生として入国許可(LTE: Leave to Enter)が与えられ、入国管理法令に順守しなかったのものでその枠で延長の資格がなかった人々から来ているように思われる。亡命の申立ては、母国から出国申請をする手段を使い果たした事実により頻繁に引き起こされているように思われる。これら要素は特に政府方針の変化即ちポイントベースの申立てを引き締めていることにより著しい影響を与えている。亡命申立ての増加が、必ず国の状況に関連していると思うのは間違いである。

亡命申立ての増加のその他理由は、

- 北部と東部のスリランカの人々に港、仲介人、パスポートにアクセス権を与える行動の自由

(Freedom of movement)。

- 多くの地域での雇用機会の減少
- GoSL による海外雇用の促し
- 一旦英国に到着したら、去る必要はないというスリランカの認識
- 政敵や政権を批評するジャーナリスト、人権擁護者の情勢の悪化や政権の強化による「民主主義の空閑」の減少。戦争の後軍隊管理の収容所に監禁され、その後解放された 300,000 近くの市民が地域によって直面した過酷な状況。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

我々は亡命申請者の民族的背景に関するデータを保持しない。何人かに聞いた話によると、シンハラ人の申立てが増加していることを示す証拠はない(それどころか減少している)。上記の通り、大部分はタミル人である。幾らかの地域で処理されたケースの総計の約 10%から 20%は、シンハラ人である。LTTE 活動に帰する殆どの申立ては、当局に不利な注目を向けさせている。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

英国国境庁のスリランカオペレーショナルガイダンスノート(OGN: Operational Guidance Note)は、最も一般的なタイプの申立てや起こりそうな結果に関する助言を提供している。OGN の各カテゴリーの結論は、亡命又は人権保護が与えられるかどうかの目安になるが、全てのケースは個々の事実により考慮されると強調している。スリランカの最新の OGN は、2011 年 12 月に発行され、英国国境庁ウェブサイトで見ることができる。

また、質問 2 を参照してください。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

質問 1 のデータを参照してください。

6. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

スリランカへ送還する方針はない。各ケースは全ての利用できる選択や適切な行動を決定する英国国境庁を視野に入れて個々の事実により考慮され続けている。我々は亡命の意思決定や独自の懇願プロセス

に従事する人々は、国際保護を必要としてないことが分かっている。そのため、英国に滞在する権利を持たない者は、自主的に帰還させている。我々は自主的な帰還を選択しない人々の帰還を強要することを求める場合がある。

**2009年1月から2011年 9 月までのスリランカ国民のスリランカへの
タイプ毎の亡命ケースの送還や自主的送還(1)(2)(3)、**

			送還数
年	2009年	2010年	2011年
		(P)	1月から9月 (P)
亡命ケース	207	242	284
スリランカへスリランカ国民			
強制的送還や通告された自主的送還(4)(5)	106	117	209
自主的帰還支援(6)	89	113	74
その他自主的送還(7)	12	12	1

- (1) データは配偶者を含む。
- (2) 送還や自主的帰還はデータが抽出された日にシステム上に記録されている。
- (3) 目的地は情報源のデータベースに記録されている通りである。
- (4) 送還カテゴリーの再分類、英国国境庁職員により国内の送還権力を使用し実施される亡命送還を含むデータ、並列制御で処理された少数ケース。
- (5) データは簡易帰還計画のもと帰還する人々を含む。
- (6) 難民行動(Refugee Action)により運営される自主的帰還支援プログラムを通して帰還する人々(2011 年 4 月以前は、国際移住機関により運営されていた)。強制的行動が取られた幾らかのケースや入国の際のケースを含む場合がある。
- (7) 暫定的なデータ。データは抽出作業が終わった後に実施されるデータクリーニングや照合業務による記録がもとなる。

提供されたデータは既に公開されている。国や目的地毎の亡命や非亡命の希望者の送還や自主的送還のデータは、2011 年 7 月から 9 月に発行された移民統計資料内の rv.05 の表で閲覧できる。

<https://www.gov.uk/government/organisations/home-office/about/statistics>

以下のことについて御注意ください。あらゆる国の国民が亡命プロセスのどの段階で送還となったかや、彼らの申立てがその時点で却下されたかどうかを含み述べることは可能ではない。これは、自主的に本国送還する者はどの段階に置いても英国国境庁に通告することなしに実施されるからである。その理由のため、我々は「不認定とされた難民申請者」という言葉を使用しない。我々は送還された配偶者を含む亡命ケース数という表現を使用する。

移住統計は英国からの強制的送還数に関する情報は持たない。強制的行動が取られた後、自主的に本国送還した人を別々に特定することは、現在ではできない。我々の公開した送還カテゴリーは「強制的送還と通告された自主的送還」である。この情報から、移住統計チームは全てのタイプの自主的送還を自主的帰還支援プログラムを通して帰還する人々や移民局に通告することなしに英国を帰還する人々を除外して他のタイプの送還と分別することができない。これは国家統計協定のもと保証されている品質には劣る自主的送還のデータのさらなる分析によるためである。

2011 年 10 月のデータはまだ利用できないが、2011 年 10 月から 12 月の四半期データは、2012 年 2 月 23 日の定期的なホームオフィス出版計画(Home Office publication scheme)の一部分として公開されるだろう。

7. スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。

我々は日常的に不認定とされた難民申請者が母国に帰還した際の待遇を監視していない。彼らは定義により外国国民であり、法律問題として英国の保護を必要としない者である。英国にとって彼らが母国に帰還した際に継続的に監視する責任は矛盾している。

チャーターフライト運営により、我々は帰還者が彼らの母国の町家村に帰還できるように現在小額の支払をしている。また、我々は英国政府の職員が空港にいることを保証している。さらに、各帰還者はコロンボにある Migration Delivery Officer に連絡を取りたい時のために、コロンボの英国大使館の詳細な連絡先が提供されている。

自主帰還支援プログラムのもと難民行動を通して、自主的に母国に帰還した者は、生活を再会させる援助を受けて、個人や特定のニーズに合った再統合パッケージを受け取り再出発している。これには事業を立ち上げる援助、教育、就職斡旋又は職業訓練が含まれる。再統合援助は帰還者の AVR の順守のもと帰還した後から最初の 6 か月間提供される。

8. スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。

はい、英国は英国に永久に滞在する権利を持たずに、母国(又は永久に滞在することが認められる国)で、生活をやり直したい人が利用できる自主帰還支援(AVR: Assisted Voluntary Return)プログラムを運営している。3 つの AVR 計画があるが、(不認定)庇護希望者は 2 つの計画のみ利用できる。これらは、

a) Voluntary Assisted Return and Reintegration Programme (VARRP)

VARRP は、(英国、欧州経済地域、スイスからを除き)あらゆる国籍の亡命希望者、又は不認定庇護希望者が利用できる。英国でのステータス、入国歴、犯罪行為に関する適格性基準に満たしていなければならない。

b) Assisted Voluntary Returns for Families and Children (AVRFC)

このプログラムは帰還する家族や同伴者のいない子供(18 歳以下)に対して援助を提供するために 2010 年 4 月に導入された。亡命を求める者や不正移住者が利用できる。このプログラムは各個人に再統合支援(reintegration assistance)を提供している。

英国は 2010 年と 2011 年の期間中、スリランカへの自主帰還支援の選択を維持した。

また、質問 6 を参照してください。

9. 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申立てられた)虐待の本質は何か。

外務及び英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth office)はスリランカの人権をめぐる状況を調べており、コロンボの英国大使館は帰還手続の監視をしている。FCO は英国国境庁に一般的な情報を渡すだろう。帰還者は虐待されているため、英国から帰還した際に虐待された経験の申立てを調査することを、その情報は提案している。英国から送還された人々が帰還の際に、虐待されたことについて立証された申立てはなかった。

帰還の際の困難は、

- FCO は 2011 年 1 月以来、帰還の際に虐待された申立てを受け取っていない。帰還の際の虐待の最後の申立ては、2011 年 1 月 21 日に UNHCR により報告された。コロンボの英国大使館は強制帰還された者が偽の承認が含まれたスリランカパスポートを提示した後、到着時に逮捕されていることを突き止めた。
- 2008 年 1 月以来、我々は当局により到着時(2010 年 11 月と 2011 年 11 月間)に逮捕された 6 名の強制的帰還者を知っている。全ての者は刑事問題により逮捕された(5 名は偽造罪、1 名は殺人であった)。全ての者は裁判にかけられた。
- 英国からの帰還者の 1 名(2011 年 2 月にコロンボに到着した者)は、インド人であると判明し、入国拒否され、勾留され、インド人によって再び書類が作成され、チェンナイに送還された。

アメリカ

1. 2010 年と比較して 2011 年のスリランカの申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年のデータを明らかにして、割合で増加と減少を示してください。

USCIS 庇護課(Asylum Division)は、財政年度 2011 年と 2010 年の間でスリランカ人により申し立てられた新しく受理した難民申請が 152 から 140 と 7.9%減少した。しかしながら、亡命局はスリランカ市民の信憑性のある恐れを持った者が 172 から 205 と 19.2%の増加したことを受けた。Credible fear process は、個人が通関手続でアメリカに入国しようとする場所、又は個人が 14 日以内や有効な渡航書類を持たずに国境から 100 マイルで逮捕された場所、個人が簡易送還される場所や個人が亡命を申し立てる場所、又は母国に帰還する恐怖を述べる場所で起こる。個人が虐待や拷問の恐怖を持っていることが分かった場合は、送還の防衛として亡命が申請できる司法省の事務局により移民審査のため送還手続を受ける。

2. 増加しているのであれば、その要因は何か。

庇護課は、信憑性のある恐れを持った者が増えている一方、なぜスリランカ人の新しく受理した難民申請数は減少したのか分らない。

3. 2010 年と比較して 2011 年のシンハラ人の申立ては増加したのか。2010 年と 2011 年の申立ての割合とデータを示してください。

庇護課はスリランカ人がシンハラ民族であるかどうか我々のケースマネジメントシステムは情報を得ていない。しかしながら、我々は亡命インタビューで話された言語の情報を得ている。2010 年と 2011 年の亡命インタビュー中に話された殆どの共通言語は、シンハラ語であった。財政年度 2010 年、亡命インタビューでシンハラ語を話した申請者は 51.4%であった。財政年度の 2011 年、亡命インタビューでシンハラ語を話した申請者の 63%であった。しかしながら、タミル語は 2010 年と 2011 年の credible fear process で話された最も共通の言語であった。財政年度 2010 年の期間中、93.6%の個人が credible fear インタビュー中タミル語を話した。財政年度 2011 年の期間中、93.6%の個人が credible fear インタビュー中タミル語を話した。

4. あなたの国でのスリランカから現在の主要な申立ては何か。それら申立てに対処する方針はあるのか。

政治的見解¹²⁸は、2010 年と 2011 年に肯定的亡命決定が成されたことにおいて共通点を見いだした。その期間中に決められた 84.3%のケースは、少なくとも政治的見解に基づいていた。政治的見解は 2010 年

¹²⁸ 政治的見解は唯一の理由、又は少なくともこれら決定の亡命の理由の 1 つのどちらかである。

と 2011 年に credible fear 決定が成されたことにおいて共通点を見いだした。その期間中の credible fear determinations の 54.2%は、少なくとも政治的見解に基づいていた。 次の共通点は、42.9%の民族であった。

亡命者が許可されるためには、の民族、宗教、国籍、ある特定の社会集団のメンバー、又は政治的見解の理由で、申請者が虐待を受けたこと、又は十分な根拠に基づいた虐待の恐れがあることについて証明しなければならない。アメリカ合衆国議会(United States Congress)は、亡命を規制している法律の規定においてこの基準を設けている。全ての亡命申請が申請者の国籍に関係なしに判決されることに基づく基準である。どの申立ても個々の場合に応じて判決される。申請者は亡命の資格を得るために亡命の各基準を満たさなければならない。USCUS の亡命局が定めている規則は、国務省(Department of State)やその他政府の情報源だけでなく、例えば国際機関、ボランティア機関、報道機関、又は学術機関のようなその他信頼できる情報源から国の状況に関する情報を特に規定している。

5. 2010 年と 2011 年の(助成金+認識率-ジュネーブ条約と副次的保護(subsidiary protection) – 対拒絶(versus refusal))の決定のデータを割合と図で示してください。

スリランカ国民により提出された亡命認定申請

	FY 2012*	FY 2011	FY 2010	FY 2009	FY 2008	FY 2007	FY 2006	FY 2005	FY 2004
出願された申請書	<u>31</u>	<u>140</u>	<u>155</u>	<u>216</u>	<u>217</u>	<u>155</u>	<u>54</u>	<u>64</u>	<u>77</u>
受理した申請書	31	140	152	214	215	152	52	61	73
再開された申請書	0	0	3	2	2	3	2	3	4
終了したケース	<u>19</u>	<u>146</u>	<u>180</u>	<u>251</u>	<u>187</u>	<u>151</u>	<u>60</u>	<u>78</u>	<u>87</u>
認可	5	35	72	70	30	28	18	9	13
却下	0	2	3	5	3	1	0	2	3
Adjudicated referred**	14	103	96	157	140	99	39	56	57
Uninterviewed referred	0	2	3	8	10	6	0	7	11
行政上閉じる	0	4	6	11	4	17	3	4	3
認可の割合	26%	25%	42%	30%	17%	22%	32%	13%	18%
保留中(年末)	59	46	47	67	99	68	64	63	70

*2012 統計値は 2011 年 10 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日を対象

**インタビュー/照会と照会申込期限の合計

情報源: アメリカ司法省移民サービス局(USCIS)難民、亡命、臨時入国許可システム、RACG2301 レポート

- | | |
|----|--|
| 6. | スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者の帰還を強要していますか。もし強要しているのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。 |
|----|--|

この情報は開示されていない。

- | | |
|----|---|
| 7. | スリランカへ強制的な帰還を実行した場合、帰還者の状況を監視するためのメカニズムは設置されているか。 |
|----|---|

この情報は開示されていない。

- | | |
|----|--|
| 8. | スリランカに拒絶された(不認定)庇護希望者を自主的に帰還させるか。もし自主的に帰還させるのであれば、2010 年と 2011 年のデータを月毎に分類して示してください。 |
|----|--|

この情報は開示されていない。

- | | |
|----|--|
| 9. | 自主的又は強制的な帰還者がスリランカに帰還した際に困難に直面した、又は虐待されたという申立てか報告について知っているか。もし知っているのであれば、これら困難又は(申し立てられた)虐待の本質は何か。 |
|----|--|

この情報は開示されていない。

[目次に戻る](#)